

鳥取市緑の基本計画

2026(令和8)年度-2040(令和22)年度

～みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑～

目次

序章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨	序章-1
2. 改定の背景	6
3. 計画の対象	11
4. 計画の構成	13

第1章 鳥取市の緑の現況・課題

1. 鳥取市の概要	第1章-1
2. 鳥取市における緑の現況	5
3. 前回計画の検証・評価	14
4. 市民アンケート	15
5. 課題の整理	17

第2章 計画の基本方針

1. 基本理念	第2章-1
2. 基本方針	2
3. 計画の目標水準	3

第3章 計画推進のための施策

1. 施策の体系	第3章-1
2. 計画推進のための施策	3
3. 緑の保全と整備の方針	14

第4章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区とは	第4章-1
2. 地区の設定要件	1
3. 緑化重点地区の選定	2

参考資料

1. 上位・関連計画	参考資料-1
2. 市民の意見について	11
3. 緑の現況（参考資料）	28
4. 前回計画の評価・検証	49
5. 緑に関する法制度等	56
6. 鳥取市緑の基本計画策定体制	59
7. 用語集	61

序章 計画策定の趣旨



1. 計画の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

「緑をいかに守り・育て・増やしていくか」を示す計画

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定める計画です。

本計画では、緑地の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に以下の3点を定めることが重要であり、必要に応じてその他の事項を定めるものとします。

【計画に定めることが望ましい項目】 ※緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版より

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- ③ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

(2) 緑の必要性

緑は都市の環境を守り、住民の健康と安全、豊かな暮らしを支える社会資本

緑は都市にとって不可欠な「社会資本」であり、健康で快適な生活環境の基盤を形成する重要な要素です。都市化や人口減少、高齢化、気候変動に伴い、緑の多様な機能の重要性はさらに高まっています。

具体的には、緑はヒートアイランドの緩和、大気浄化、洪水や土砂災害の防止といった環境保全機能に加え、市民の心身の健康増進や地域コミュニティの形成、生物多様性の保全や美しい景観づくりに欠かせません。

また、これらの機能を都市のインフラとして活用する「グリーンインフラ」の考え方が重要で、自然環境の多様な機能を土地利用と統合し、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。



資料：「グリーンインフラの推進について（国土交通省）」より抜粋

(3) 都市における緑の機能

都市における緑の機能は主に4つ

緑は自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。都市における緑の機能は、次の4つに分類することができます。

■ 緑の役割と機能



①環境保全機能

緑は、光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素を生み出し、大気中の汚染物質を吸収して大気を浄化します。また、蒸散作用や日射の遮断によって、ヒートアイランド現象を緩和し、都市の気温上昇を抑えます。さらに、また、多様な生物の生息場所を提供し、生物多様性の保全に貢献します。

②健康・レクリエーション機能

緑は、ストレス軽減やリラクゼーション効果をもたらし、緑がつくる心地よい空間は地域のさまざまな活動が生まれる場所となります。

公園や緑地は、散策、スポーツ、休憩など私たちの心と体の健康を育む健康維持や憩いの場となり、農地は、新鮮な食料の生産の場や食育の場にもなっています。

③景観形成機能

緑は、潤いのある都市景観を形成し、さらには四季の変化などにより地域固有の文化の形成にも大きな役割を果たします。また、都市周辺の自然景観とともに季節ごとのいろいろな景色はうるおいを感じさせ、暮らしを豊かにしてくれます。

④防災機能

緑は、山林、農地、公園緑地、まちなか、河川・水面において、雨水を貯え、土壌を安定させることで、土砂流出や都市型洪水などの自然災害を防止します。また、地震や火事など大規模災害時では、緑の空間が避難空間や救護活動拠点としての機能、延焼防止効果、土砂災害に対する緩衝作用などの防災機能を有し、災害時の避難場所・防災拠点になります。

一方、暮らしの安全・安心面では、枝が伸びすぎたり、枯れてしまうことで、「信号や標識がみえにくくなる」、「木が台風などで倒れやすくなる」、「害虫が繁殖する」など、暮らしの安全・安心に影響を及ぼします。

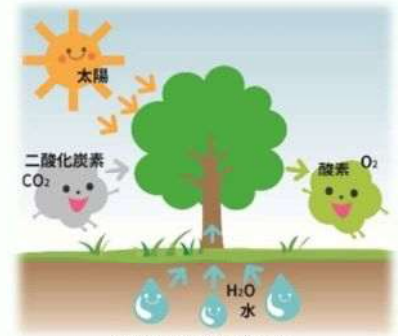
このため、緑を良好な状態に保ち、暮らしの安全・安心を守るには、普段から適切な剪定や植え替えを行うことが大切です。

このように緑は良好な環境を保ち、安全で快適な生活空間を営む上で、重要な役割を担っています。

木は二酸化炭素をどれくらい吸収できる？

光合成(木がつくる生命のサイクル)

木は「光合成」という自然の力で、太陽の光・水・二酸化炭素を取り込んで成長します。この働きによって二酸化炭素を吸収し、私たちに豊かな酸素をもたらしてくれます。



光合成の仕組み

私たちが出す二酸化炭素

人間1人が呼吸で出す二酸化炭素は、1年間で約320kg（1日あたり約900g）にもなります。

木が吸収できる二酸化炭素

木が吸収できる二酸化炭素の量は、下の表より

クスノキ1本（胸高直径15cm）では、1年間で約320kgとなり、人間1人が吐き出す量と同程度になります。

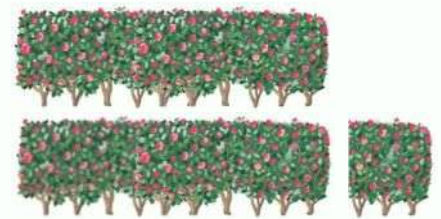
また、「鳥取市の木」であるサザンカ1本（根元直径5cm）では、1年間で約14kgとなり、人間1人が吐き出す量を吸収するには23本必要になります。



人間1人が1年間に
出す二酸化炭素の量



クスノキ1本が1年間に
吸収する二酸化炭素の量



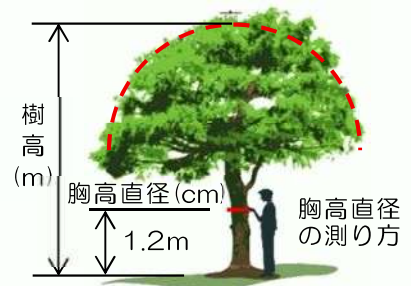
サザンカ23本が1年間に
吸収する二酸化炭素の量

約320kg/年 = 約320kg/年 = 約14kg/年 × 23本

胸高直径 又は 根元直径 (cm)	幹の太さ (幹周) (cm)	樹高 (m)	年間の総CO ₂ 吸収量 (kgCO ₂ /年)		
			高木		中低木
			落葉広葉樹 サクラなど	常緑広葉樹 クスノキなど	サザンカなど
2	6	2	18	11	2
3	10	2	32	21	5
4	12	3	53	35	11
5	15	3	70	53	14
10	30	4~5	250	180	53
15	50	6~7	530	320	140
20	60	8~10	700	530	-
25	80	10~13	1100	700	-
30	100	12~16	1400	1100	-
40	125	16~21	2500	1800	-
50	160	20~25	3500	2500	-

サザンカの例

クスノキの例



注) 高木は（胸高直径）、中低木は（根元直径）を用います。

出典：大気浄化植樹マニュアル（2014年度改訂版） 独立行政法人 環境再生保全機構

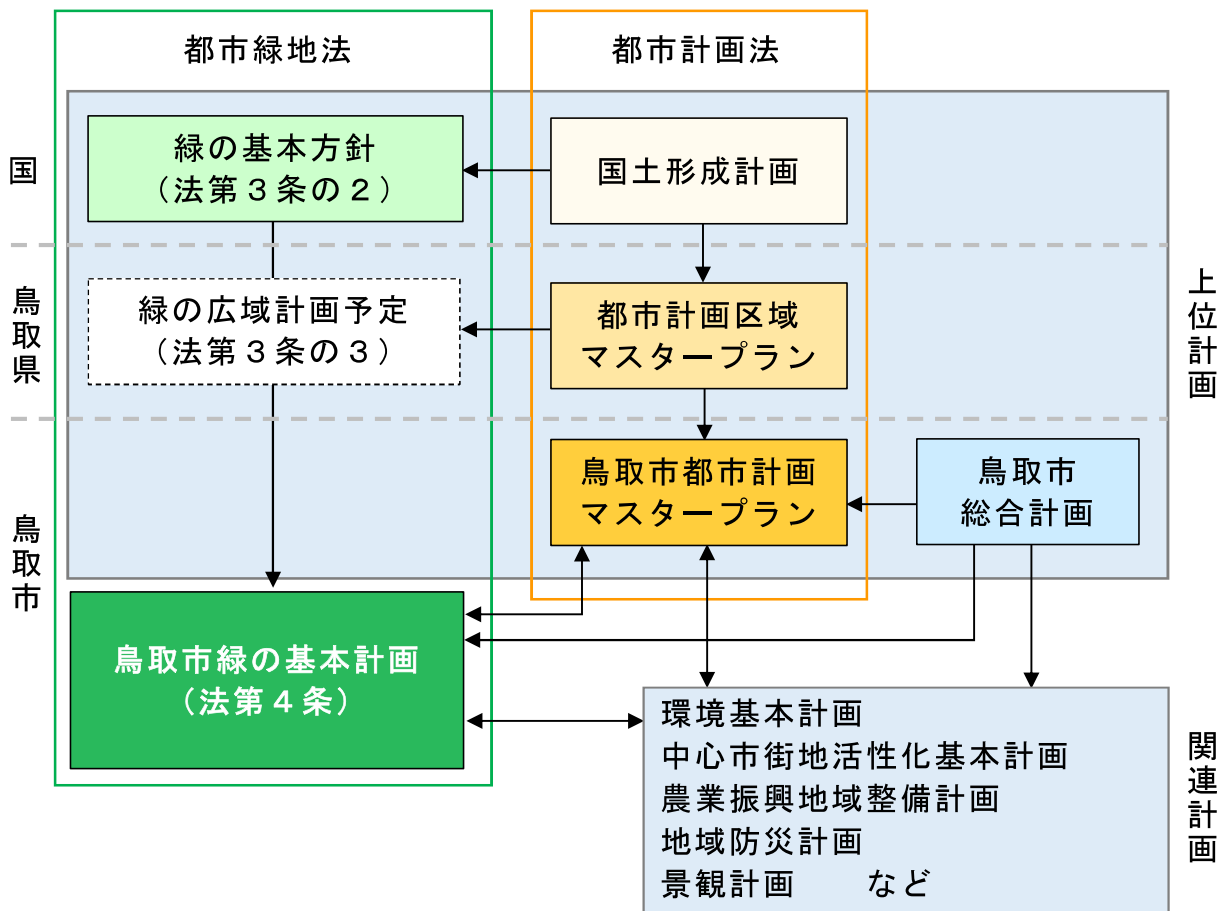
地球温暖化の大きな原因が二酸化炭素の増加ですから、木を増やすことはその対策としてとても効果的です。緑を増やし、快適で未来にやさしいまちをつくりましょう。

(4) 計画の位置づけ

緑の基本方針や上位・関連計画に基づき計画を策定する

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を指針とし、鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画、その他関連計画との整合を図りながら定め、本市の今後の緑に関する基本的指針として活用していくものです。

今後は、市民・事業者・市の協働のもと、本計画に沿った事業・取組を進めていきます。



2. 改定の背景

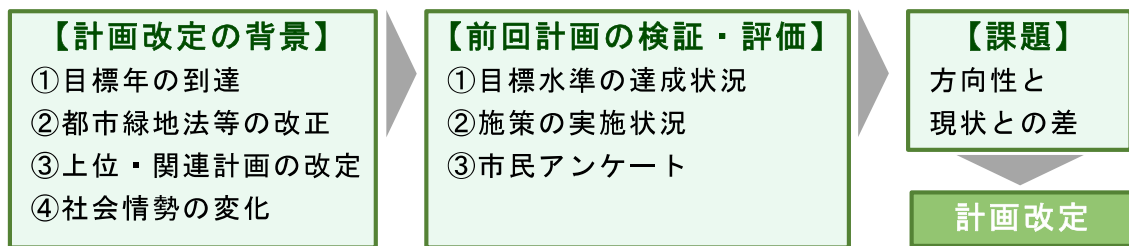
(1) 計画改定のポイント

前回計画の目標年到達、法改正や各種計画の策定、社会情勢変化への対応

近年、地球温暖化による気候変動への対応や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上など、都市の緑地が果たす役割に、より大きな期待が寄せられています。そのような中、令和6年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全等の取組を一層促進するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)」が国から示されました。

一方、本市の計画は、策定から15年以上が経過し、これまでの間に都市緑地法等の関係法令の改正や鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画をはじめ、関連計画の改定が行われており、緑のまちづくりに関する社会情勢の変化等を踏まえた新たな方針を示す必要があります。

このため、前回計画の検証・評価やアンケート調査を行いながら、必要な見直しを行っていきます。



(2) 都市緑地法等の改正

都市緑地法と都市公園法の変遷

緑の基本計画の関連する法令は、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、環境基本法、景観法、都市計画法、都市再生特別措置法、農地法、森林法などがありますが、特に関連の深い次の2つについて改正経緯を以下に示します。

	2001(H13)改正	2004(H16)改正	2017(H29)改正	2024(R6)改正
都市緑地法 (旧都市緑地保全部 1973(S48)年制定)	<ul style="list-style-type: none"> 管理協定 緑化施設整備計画認定 	<ul style="list-style-type: none"> 「都市緑地法」に改称 緑の基本計画における都市公園明確化 緑地保全地域 地区計画緑地保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画における都市公園の管理方針明確化 定義に農地追加 市民緑地認定、緑化地域(改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本方針策定 国土等による戦略的な都市緑地の確保 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
H20 鳥取市緑の基本計画策定				
都市公園法 1956(S31)年制定	2003(H15) 施行令改正 <ul style="list-style-type: none"> 都市公園配置基準 公園施設 弾力化 占有物 弾力化 	2004(H16)改正 <ul style="list-style-type: none"> 借地公園 立体都市公園 	2017(H29)改正 <ul style="list-style-type: none"> 公園設置管理制度 (Park-PFI) 公園協議会 維持修繕基準 	

(3) 上位・関連計画の改定

鳥取市緑の基本計画は、以下に示す計画を上位計画として位置づけつつ、各種個別計画との整合を図りながら見直しを進めます。

ア 緑の基本方針 2024（令和6）年12月

根拠法	都市緑地法 第3条の2第1項
正式名称	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針
将来的な都市のあるべき姿	人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being（幸福感）が実感できる緑豊かな都市
個別目標	①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現 ②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市の実現 ③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市づくり
実現のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県「緑の広域計画」、市町村「緑の基本計画」の策定促進 ・ 市民や関係者の緑の価値観の醸成 ・ 多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発 ・ 環境教育の推進

イ 鳥取県都市計画区域マスタープラン 2022（令和4）年3月

(7) 鳥取都市計画区域

計画期間	2022（令和4）年度～2031（令和13）年度
都市づくりの目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市街地と農村部が調和した持続可能な都市づくり 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 環境に配慮した都市づくり 5. 防災減災・防犯都市づくり 6. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。
緑地の確保水準	国の目標である 20 m ² /人の達成に向けて、引き続き都市公園等の整備を検討していく。
緑地保全地域等の指定方針	<p>緑地保全地域：市街地内及びその周辺において、自然環境の特に良好な地区で、都市の景観を構成する上で重要な緑地を対象とし、末恒地区、布勢地区、丸山地区等の緑地の指定を検討する。</p> <p>風致地区：市街地周辺において自然環境の良好な地区の一団の緑地を対象とし、小沢見、湖山池周辺、久松山山系、稲葉山山麓、津ノ井地区、構谿公園、浜坂地区等の緑地の指定を検討する。</p>

(イ) 福部、八頭中央、気高、鹿野、青谷都市計画区域

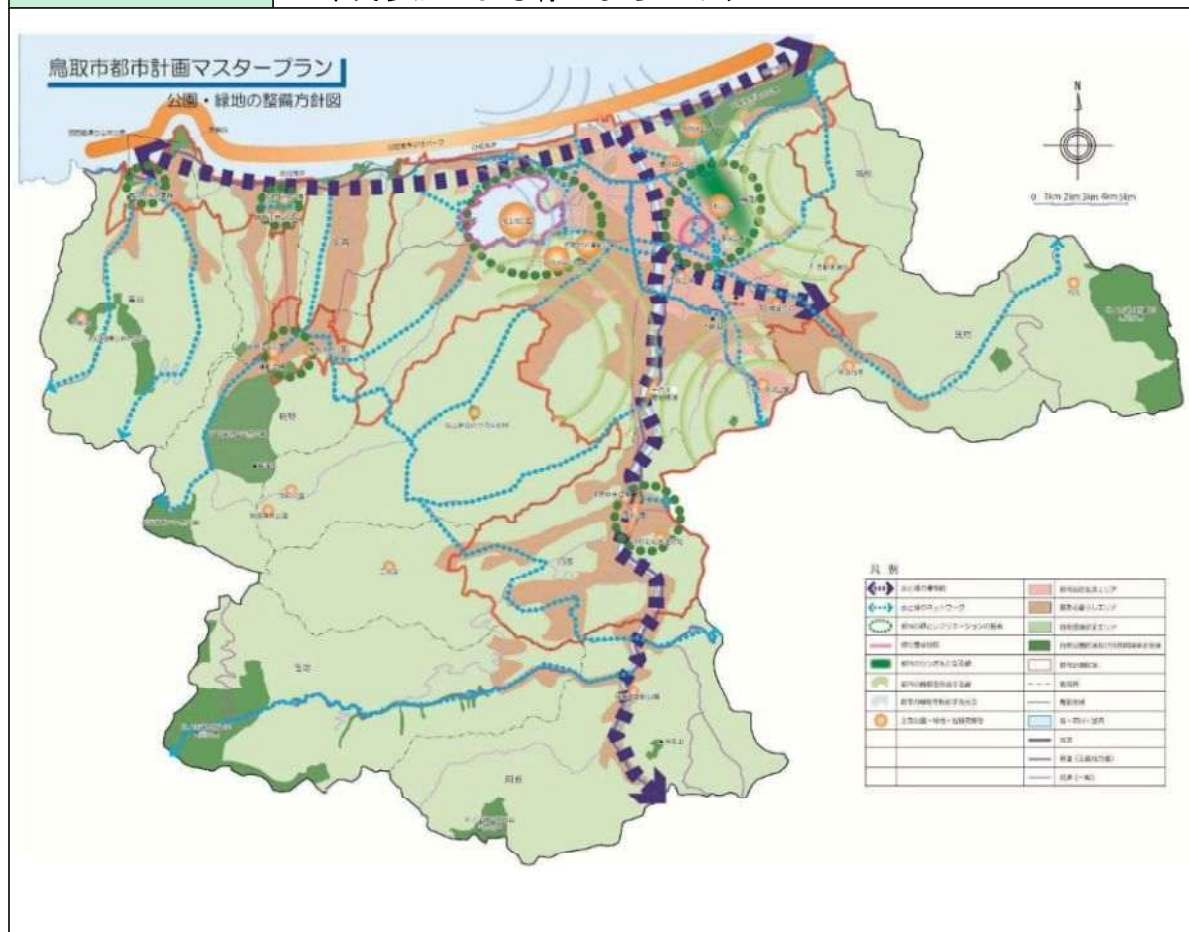
計画期間	2022（令和4）年度～2031（令和13）年度
都市づくりの目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティの維持・活性化 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 防災減災・防犯都市づくり 5. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑を緑地として有効に活用するため、アクセス性の向上等、緑のネットワークを形成していく。

ウ 鳥取市総合計画 2026（令和8）年4月

計画期間	2026（令和8）年度～2035（令和17）年度
めざす将来像	一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながら ともに豊かに暮らせる鳥取市 ～オアシスとっとり～
まちづくりの理念	挑戦・協働・共生・誇り
まちづくりを支える都市のかたち	多極ネットワーク型コンパクトシティ
緑地・緑化の方針	緑豊かなまちづくりの推進 ◆市民の緑化意識の向上

エ 鳥取市都市計画マスタープラン 2017（平成29）年3月

計画期間	2016（平成28）年度～2046（令和28）年度
都市づくりの将来像	多極ネットワーク型コンパクトシティ
都市づくりの基本方針	1. 賑わいと活気ある市街地の再生 2. 暮らしやすい田園生活空間の創造 3. 豊かな自然環境や美しい景観・観光資源などの保全 4. 産業振興と交流・連携を促進する交通基盤づくり 5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり
公園・緑地の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の保全・再生と活用 ・公園・緑地の整備 ・施設の緑化促進と緑の回廊及びネットワーク形成 ・市民参加による緑のまちづくり



(4) 社会情勢の変化

① 生物多様性への配慮

宅地化の進展により生息空間が減少し、自然環境の連続性を意識した保全が必要となっています。また、緑地同士をつなぐ生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）で動植物の移動や交流を支えることで豊かな生物多様性を確保します。



② SDGs（持続可能な開発目標）への対応

『Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）』は、世界中の人や生き物が未来のために、みんなで達成すべき 17 のゴールで、この理念に沿い、自然環境保全や再生を通じて持続可能なまちを目指します。



③ 自然災害への対応と地球温暖化対策の推進

我が国は 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指しています。都市緑地の保全・整備・管理を通じて温室効果ガスの吸収を強化し、環境負荷の小さい緑豊かな都市づくりを推進しつつ、自然災害の多発・激甚化に対応し、防災・減災を重視した地域づくりを推進します。



④ グリーンインフラの推進

自然が持つ多様な機能を社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面で活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組（グリーンインフラ）を進め、環境課題の解決や地域の持続可能性向上に寄与する施策として、戦略的に展開します。



⑤ 人口減少、少子高齢化の進展と社会インフラ老朽化への対応

高度経済成長期に集中的に整備されたインフラは「老朽化が加速」しています。人口減少、高齢化により「担い手が不足」する中、本市においても、都市公園のうち約 4 割は昭和時代に整備されています。このため、安全管理や効率的な維持管理が求められています。



⑥健康への関心の高まり

令和7（2025）年現在、団塊の世代が75歳以上に到達し、令和17（2035）年頃には医療・介護需要がピークを迎えると予測されています。社会保障費の増加や福祉・医療サービスなどの需要の増大が見込まれる中で、市民の健康への関心が高まり、様々な健康づくりやスポーツを通して健康的な生活を送るといったニーズが高まることが予想されます。



⑦都市構造の変化

本市は立地適正化計画の策定を進めており、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基に、生活利便性の高い居住誘導区域を設定し、都市機能の集約と公共交通の充実を図り、持続可能な都市構造を目指しています。

また、整備予定の山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（南北線）は、道路網の利便性向上や防災力強化だけでなく、周辺自然環境に配慮した計画がなされています。



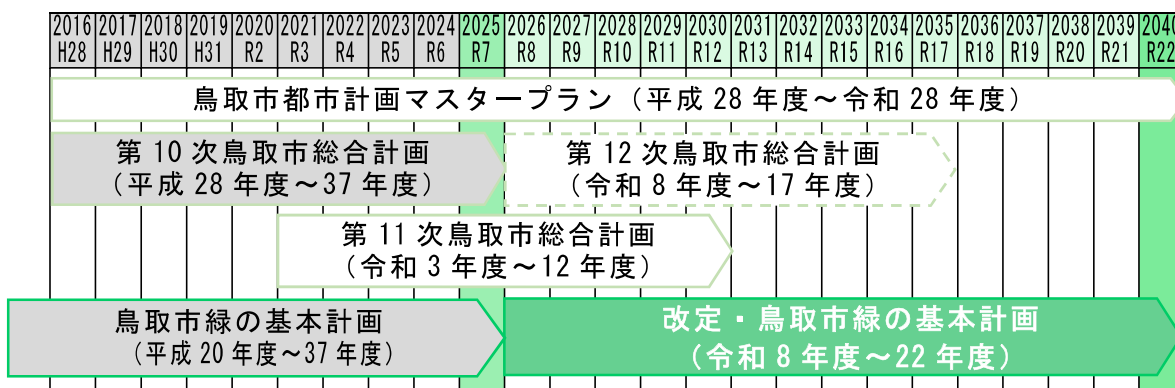
3. 計画の対象

(1) 対象期間

本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和22（2040）年度までの15年間とします。また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取組の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

■ 目標年次

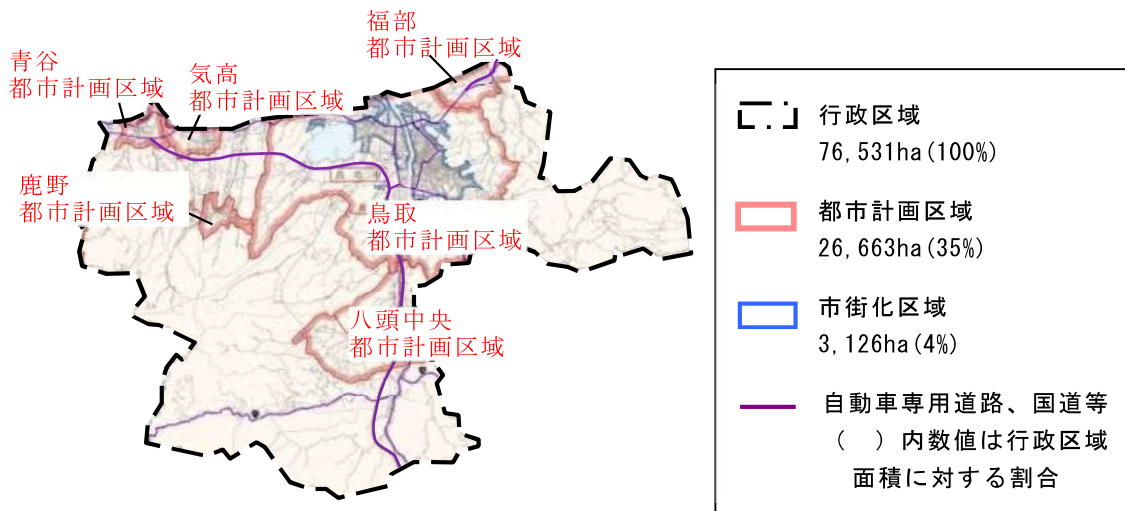
計画区分	開始年度	中間年	目標年度
鳥取市 緑の基本計画	令和8年度 (2026年度)	令和15年度 (2033年度)	令和22年度 (2040年度)



(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として都市計画区域を基本としますが、周辺地域との緑の連続性や広域的なまちづくりを進めるため、都市計画区域外も検討します。

■ 対象範囲：全市を対象



(3)対象となる緑

対象となる緑は、都市緑地法第3条第1項で示す「緑地」（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの）と同義とします。

また、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであるため、民有地も含むすべての緑が対象となります。

■対象となる緑のイメージ図

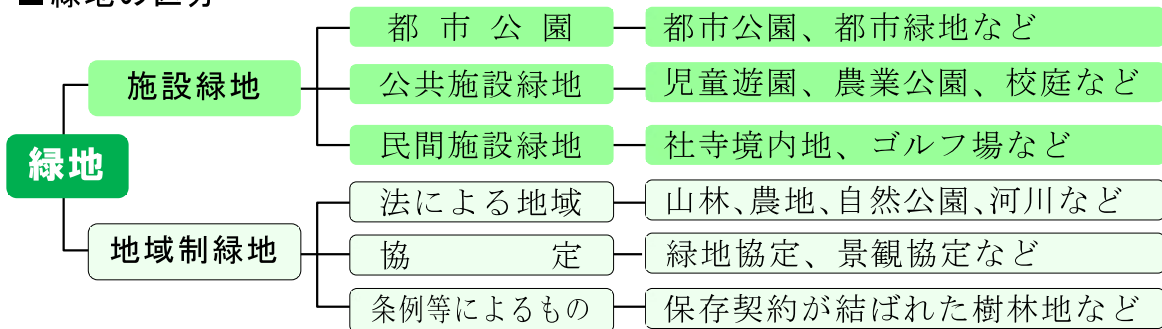


ア 「緑地」とは

本計画における緑地を以下のように区分します。

- ①施設緑地：公園や広場など一般に利用できる施設として確保されている土地の区域
- ②地域制緑地：様々な法律に基づく制度によって土地利用や開発などが制限されている土地の区域

■緑地の区分



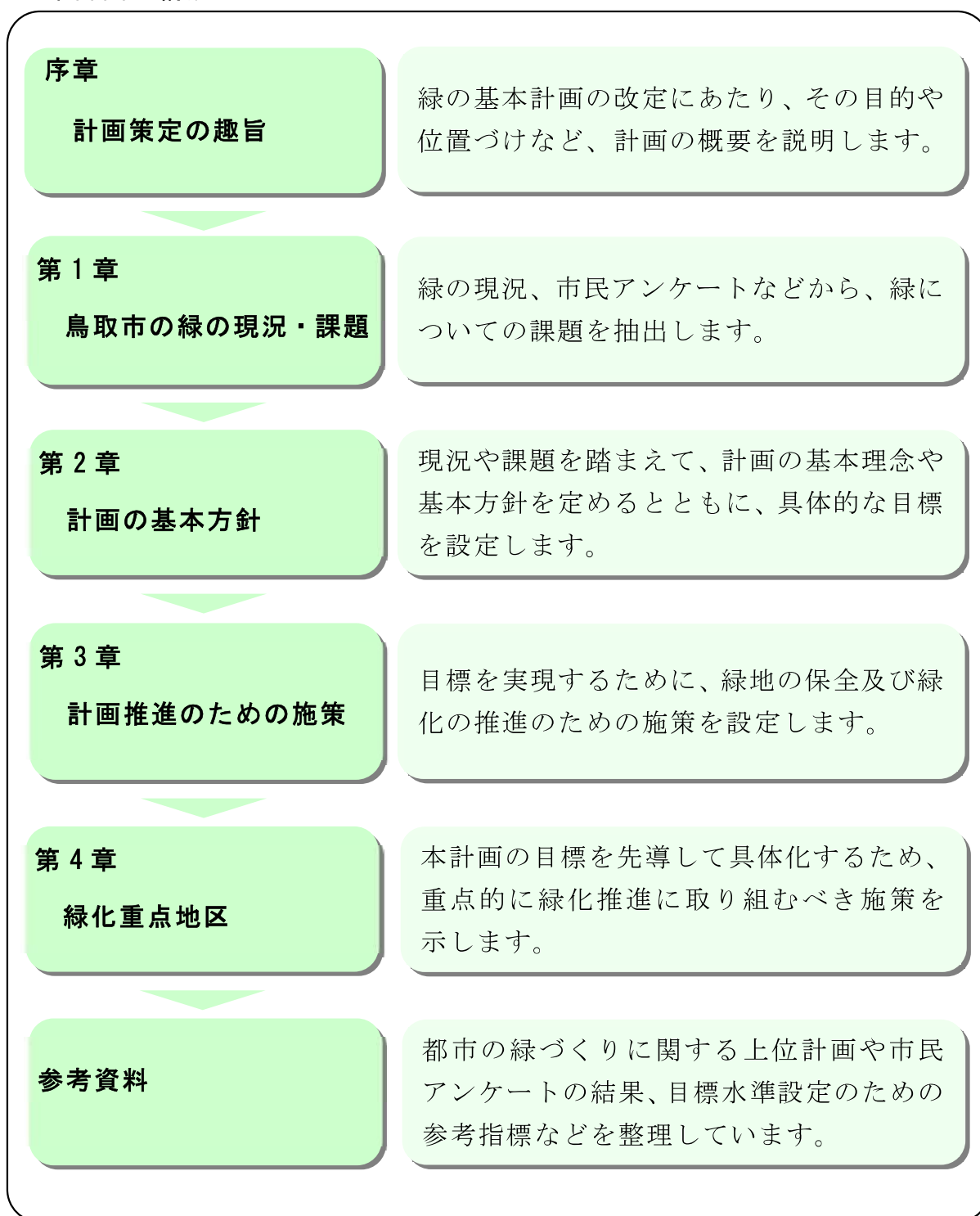
イ 「緑化」とは

本計画における緑化とは、道路や公園等の公益施設の植栽、民有地の植栽など、緑で被われた空間を形成するための活動やその空間の状態をいいます。

4. 計画の構成

本計画は、法律に定める計画事項やわかりやすさなどを考慮し、次のような構成とします。

■本計画の構成



第1章 鳥取市の緑の現況・課題



1. 鳥取市の概要

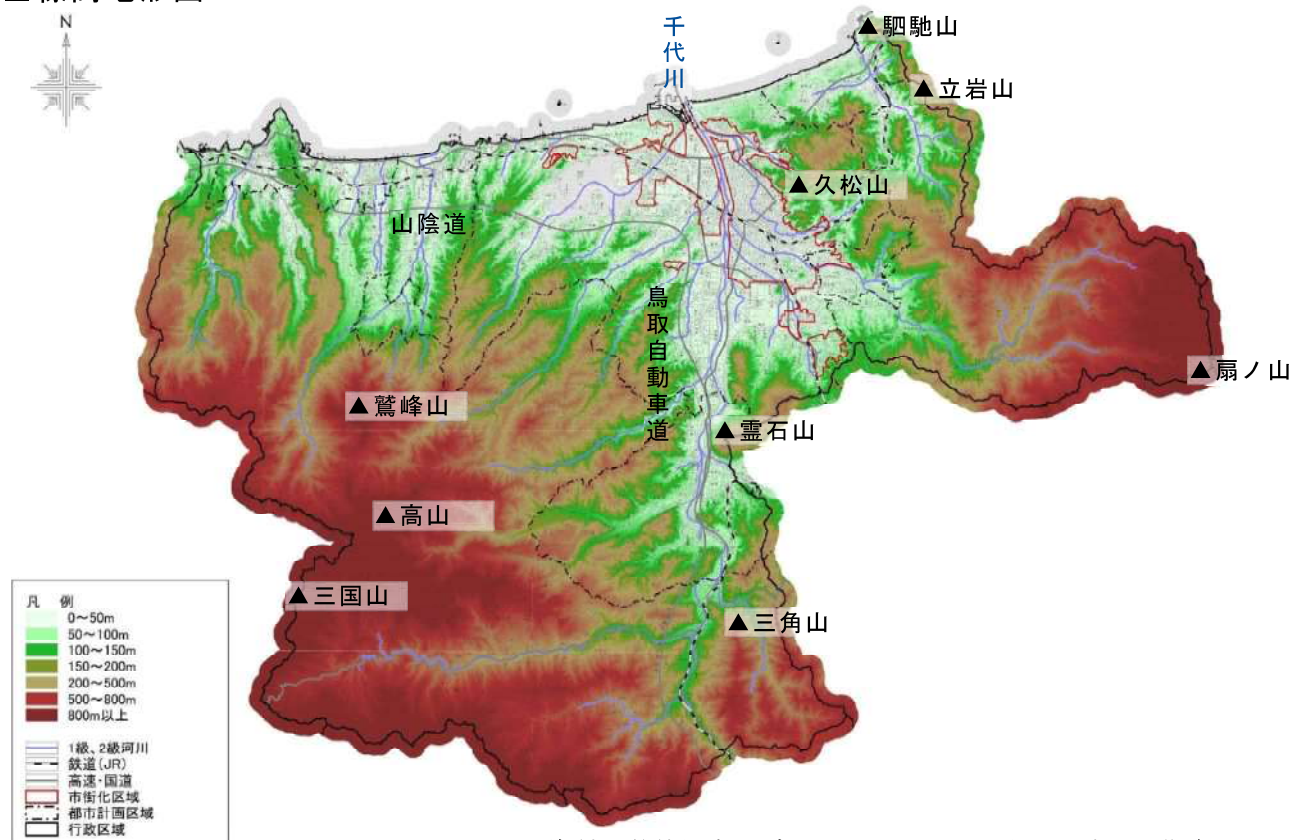
(1)位置・地勢

本市は、鳥取県の北東部に位置する人口約 18 万人の県都で、北は日本海、東は岩美町、兵庫県新温泉町、南は八頭町、智頭町、岡山県津山市、西は三朝町、湯梨浜町に隣接しています。

市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。千代川流域から始まった市街地は、概ね半径 5 k m 程度の広がり、その中に空港、大学などが立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されています。

本市は、平成 16 年 11 月 1 日に鳥取県東部の 8 市町村が合併して誕生し、当初は人口約 20 万人を擁する特例市としてスタートしました。現在の人口は約 18 万人で、中核市に指定されています。山陰地方では、松江市に次ぐ都市規模を持ち、自然環境と都市機能が調和した地域です。また、令和 4 年 3 月には、鳥取自動車道（鳥取道）が全線開通し、山陽地方と山陰地方が高速道路で直結され、沿線地域の連携強化・経済活性化・移動利便性の向上が図られています。

■ 標高地形図



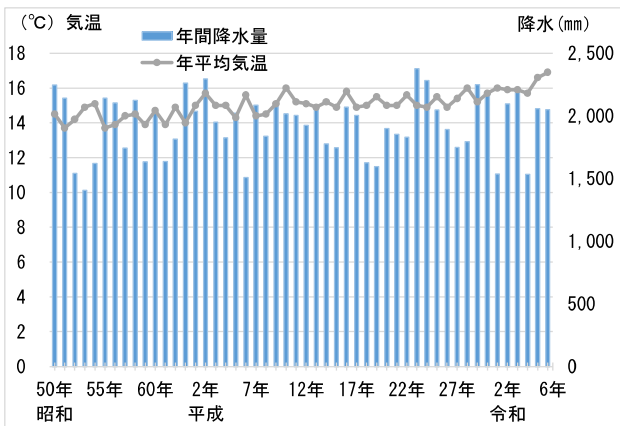
資料：数値標高モデル 10mメッシュ国土地理院より作成

(2) 気候

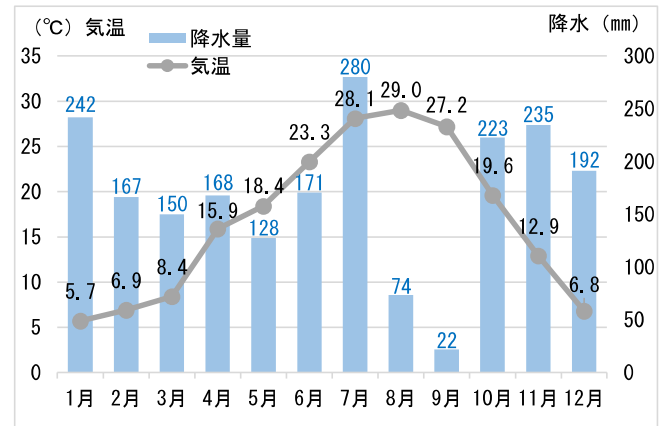
本市は日本海側気候に属し、冬季に降水量が多いことが特徴で、年間降水量の約30%が12月から2月にかけて集中します。四季の変化を鮮やかに実感できる比較的温暖な気候ですが、夏季にはフェーン現象により記録的な高温となることもあります。

年間降水量は2,000mm前後で推移している一方、年平均気温は上昇傾向にあります。また、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨・高温といった極端な気象現象の頻度と強度が増しており、今後より一層の対策を講じなければ、その影響はさらに深刻化すると考えられます。

■ 年間平均気温及び降水量



■ 令和6年の月別気温及び降水量

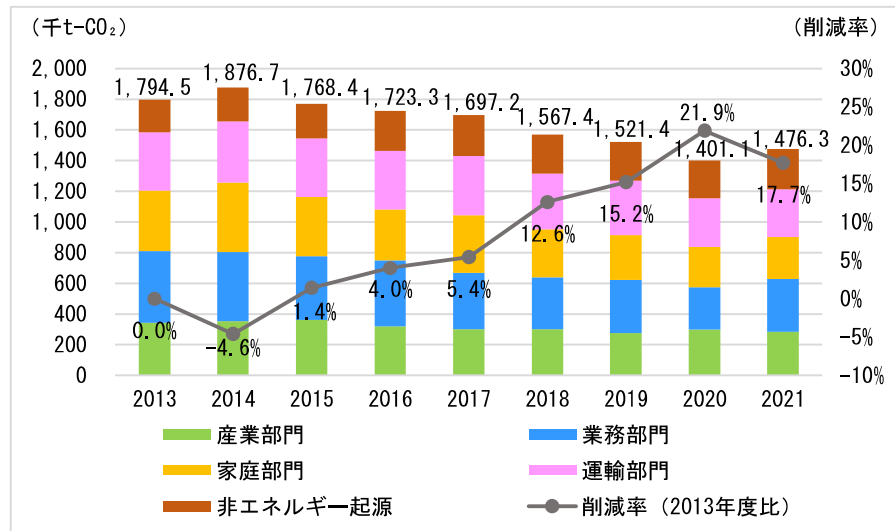


資料：気象庁 過去の気象データ

本市の気候変動にも関係する温室効果ガス排出量は、種々の施策により年々減少傾向にあります。本市の豊かな緑は吸収源としての役割を担いながら、気候変動の緩和や市民生活の質向上に不可欠な要素となっています。

今後も、森林の保全・再造林、都市緑化、樹木の適切な管理を推進し、温室効果ガスのさらなる削減と快適な生活環境の創出を目指す必要があります。

■ 鳥取市の温室効果ガス排出量の推移



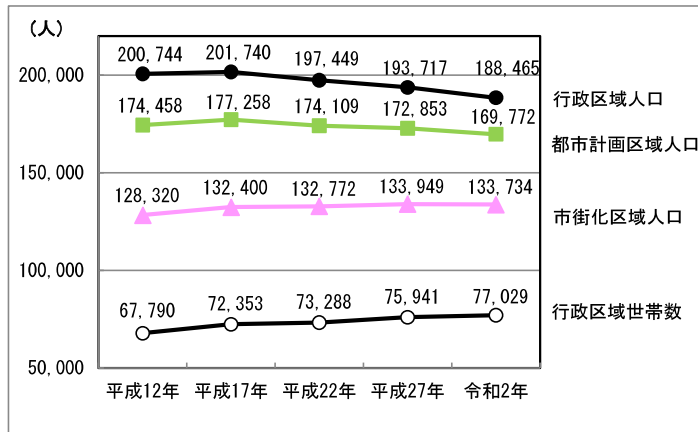
資料：第3期鳥取市環境基本計画

(3)人口・世帯

本市の行政区域人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では各々188,465人、77,029世帯となっています。(住民基本台帳では、令和7年3月末現在で178,010人、81,891世帯)。また、市街化区域人口は133,734人で、行政区域全体の約7割を占めており、多くの市民が市街化区域に居住しています。

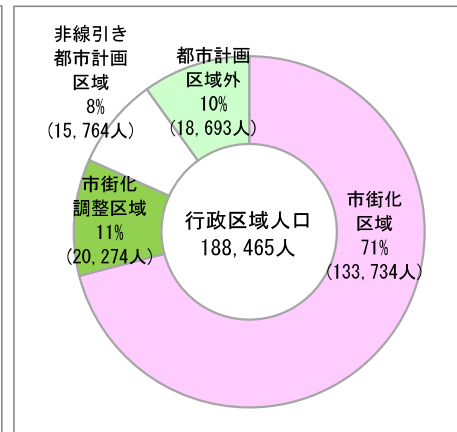
このような人口動態や居住形態の変化により、都市緑地の確保や管理が難しくなり、緑の減少が進んでいます。特に土地の細分化や駐車場増加による民地の緑の減少が深刻で、快適で持続可能な生活環境づくりのため、緑地保全と緑化推進が喫緊の課題となっています。

■人口の動向



資料：各年国勢調査

■都市計画区分別人口

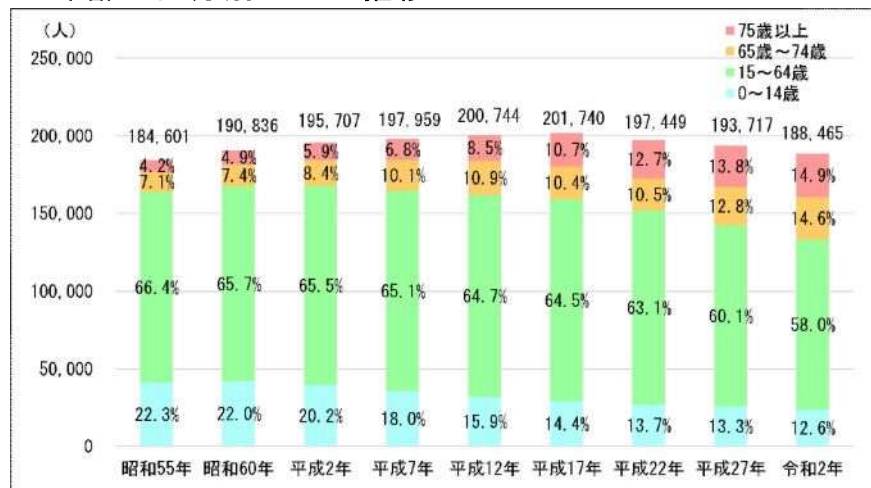


資料：令和2年国勢調査

(4)年齢区分別人口

本市の令和2年の人口は188,465人で、そのうち65歳以上の高齢者が29.5%を占めています。高齢者の割合が増加する一方で、子どもや若年層は減少傾向にあり、生産年齢人口とのバランスも変化しています。この人口構造の変化は、都市緑地の利用形態やニーズに影響を及ぼすとともに、人口減少に伴う維持管理の担い手不足など緑地管理の課題を深刻化させています。

■年齢4区分別人口の推移



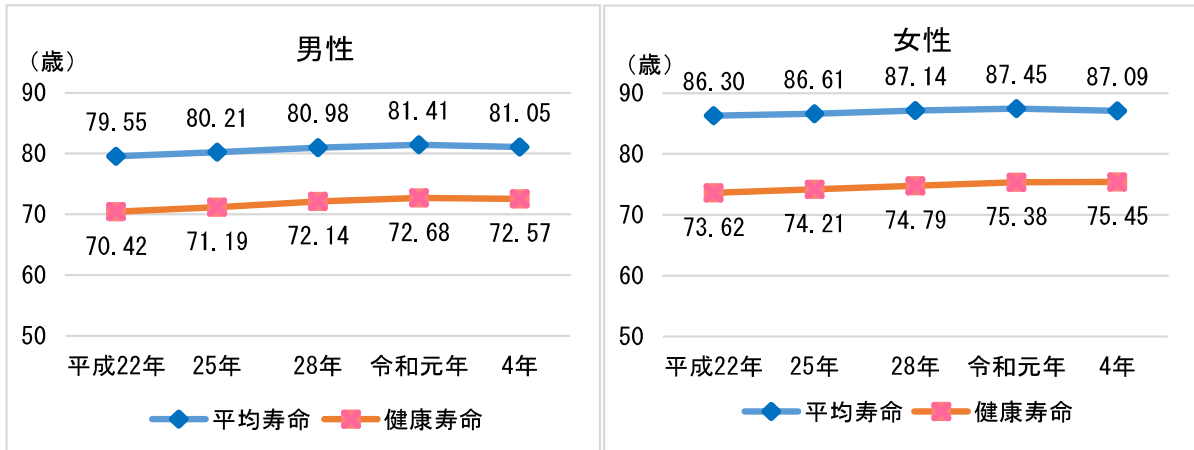
資料：各年国勢調査

(5) 平均寿命・健康年齢

本市の平均寿命は、男性で約 81 歳、女性で約 87 歳であり、健康寿命は男性で約 72 歳、女性で約 75 歳となっています。寿命が伸びる一方、平均寿命と健康寿命の差（健康でない期間）が約 10 年程度あります。

この健康寿命延伸には、都市緑地の役割が重要で、緑地は運動やリラクゼーションの場を提供し、心身の健康維持に貢献しています。高齢化が進む本市においては、誰もが安心して利用しやすく、健康づくりを支える緑地の充実が求められています。

■ 平均寿命と健康寿命



資料：平均寿命の H22 は「完全生命表」、H25・H28・R1・R4 は厚生労働省「簡易生命表」
健康寿命は厚生労働科学研究において算出

(6) 観光

定住人口の減少が懸念される一方、観光振興による交流人口の増加は重要な課題です。本市の代表的な観光地である鳥取砂丘や鳥取城跡周辺は、多くの人々が「自然と調和した緑豊かなまち」の魅力を感じる場所となっています。

今後も、本市の歴史・文化や自然環境を生かし、多くの観光客が「緑豊かな鳥取市」の魅力に触れ、交流人口の拡大につながることを期待されます。

■ 観光客入り込み数

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
砂丘周辺施設	2,199,785	990,918	1,017,954	1,515,003	2,142,181	2,143,384
鳥取港周辺施設	2,056,282	1,484,601	1,323,100	1,503,259	1,650,988	1,758,875
道の駅	2,484,905	1,978,989	1,891,787	2,177,394	2,410,155	2,488,250
鳥取城跡周辺	161,618	176,515	192,067	203,954	475,807	802,749
温泉	394,504	276,840	314,212	375,118	372,920	379,433
海水浴場	25,040	3,500	1,893	12,678	6,414	7,836
鳥取しゃんしゃん祭	332,400	-	-	2,686	218,100	355,600

注1) 鳥取しゃんしゃん祭は、令和2年は中止、令和3年は無観客で開催。

注2) 鳥取城跡周辺は、令和5年から宝珠橋カウンター数値を追加。

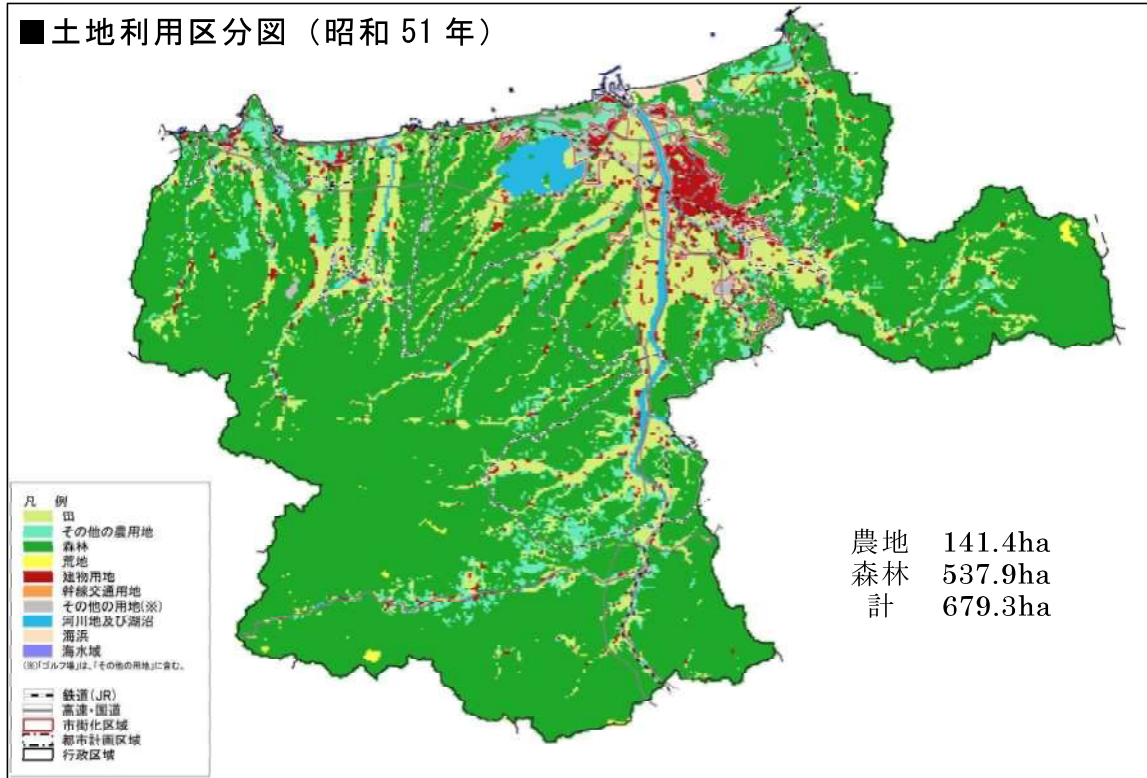
資料：2025 市勢要覧 観光・ジオパーク推進課

2. 鳥取市における緑の現況

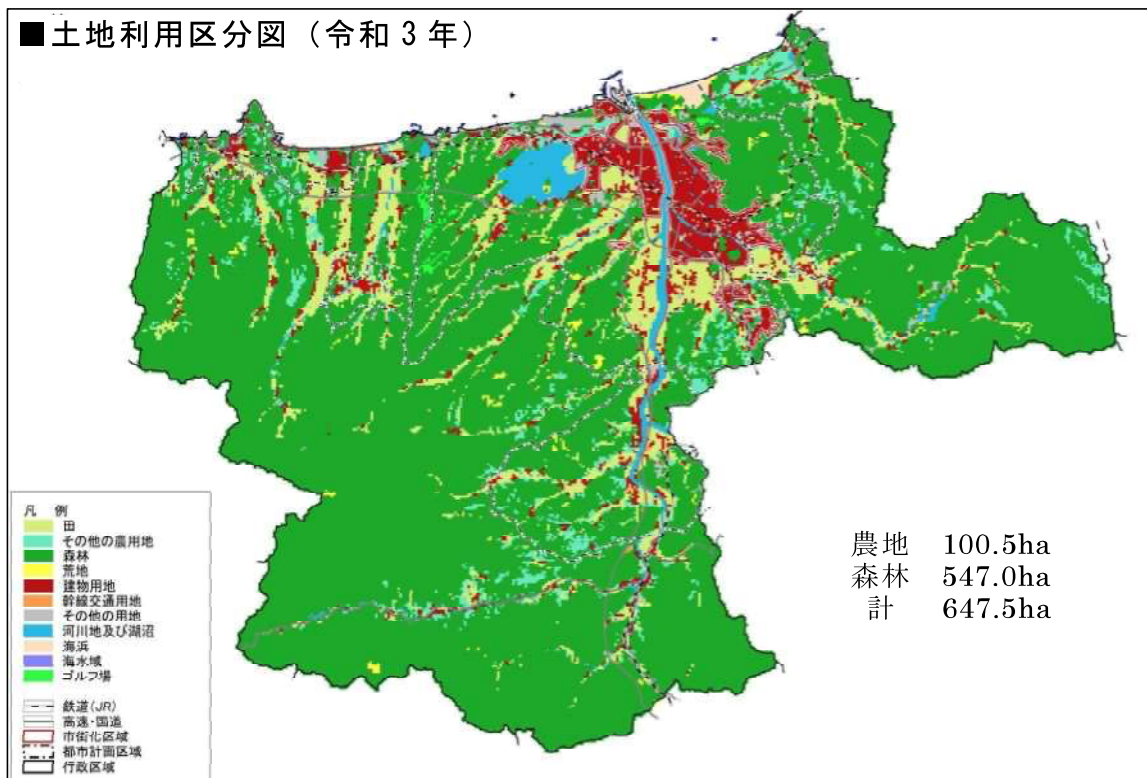
(1) 市街地の変遷

高度経済成長期以降、市街地が拡大し、本市の発展に伴い緑地は減少しました。近年は私有地の細分化や利用転換が進み、まとまった緑地の確保と適切な管理が課題となっています。

■土地利用区分図（昭和 51 年）



■土地利用区分図（令和 3 年）



資料：国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュ

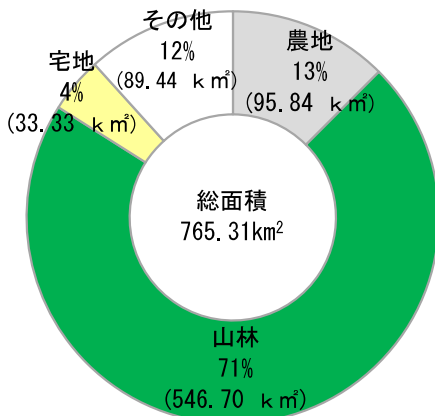
(2) 鳥取市の緑の状況

ア 鳥取市の緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農地や山林は、市域面積 765.31 k m² に対し 642.67 k m² と約 8 割を占めています。

これらの緑地は自然公園法や森林法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、文化財保護法、景観形成条例をはじめとする各種条例等による地域制緑地が指定されていますが、引き続き緑地の保全に努める必要があります。

■ 行政区域の土地利用面積



資料：2025 市勢要覧 固定資産税課、
林務水産課資料（令和 7 年 4 月 1 日）

イ 緑被率

緑被率とは、航空写真等で上空から見た際の樹木、草、芝生、農地などの緑が地表を覆う面積の割合を示す指標です。

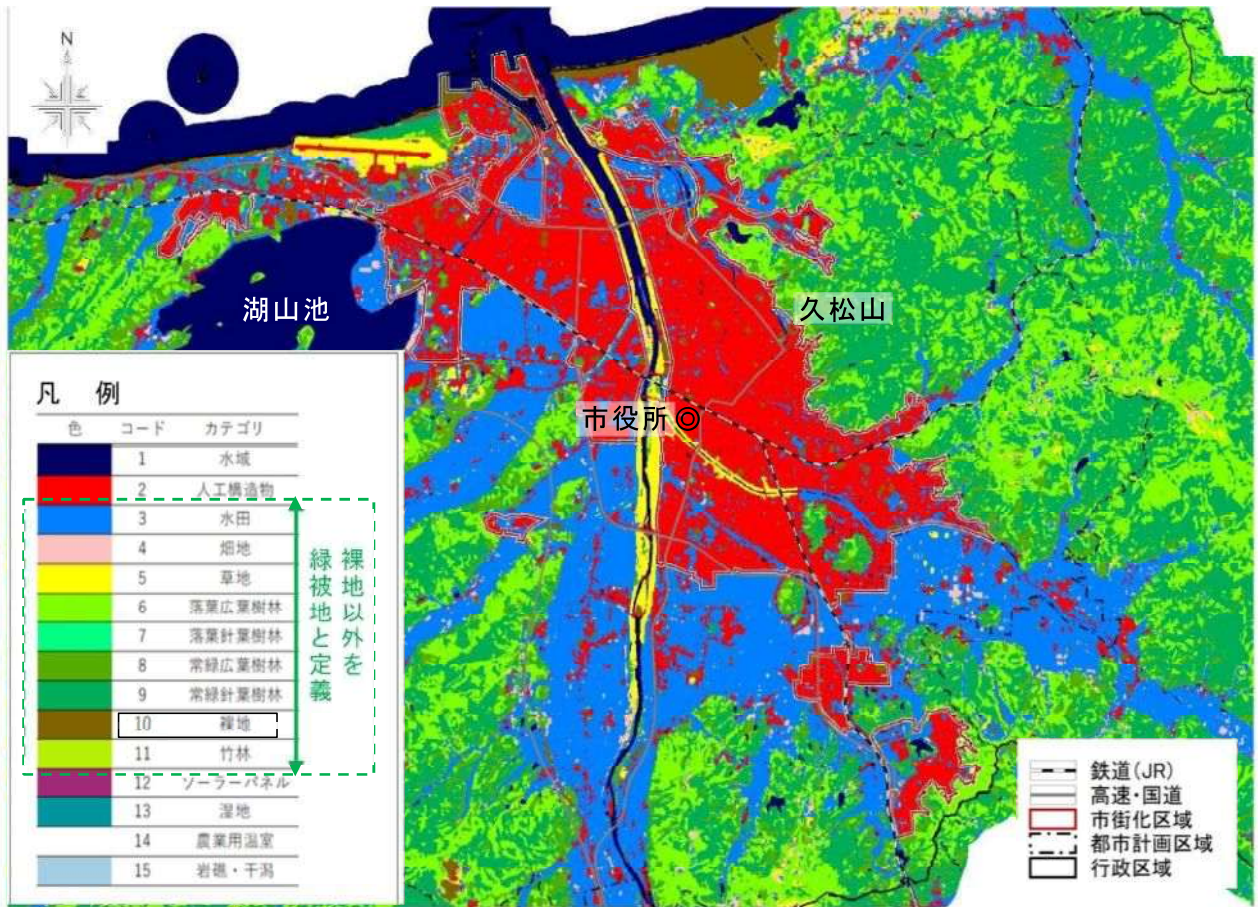
本市の市街化区域における緑被率は 2024 年データによると 11.8% となっています。

■ 市街化区域の緑被率

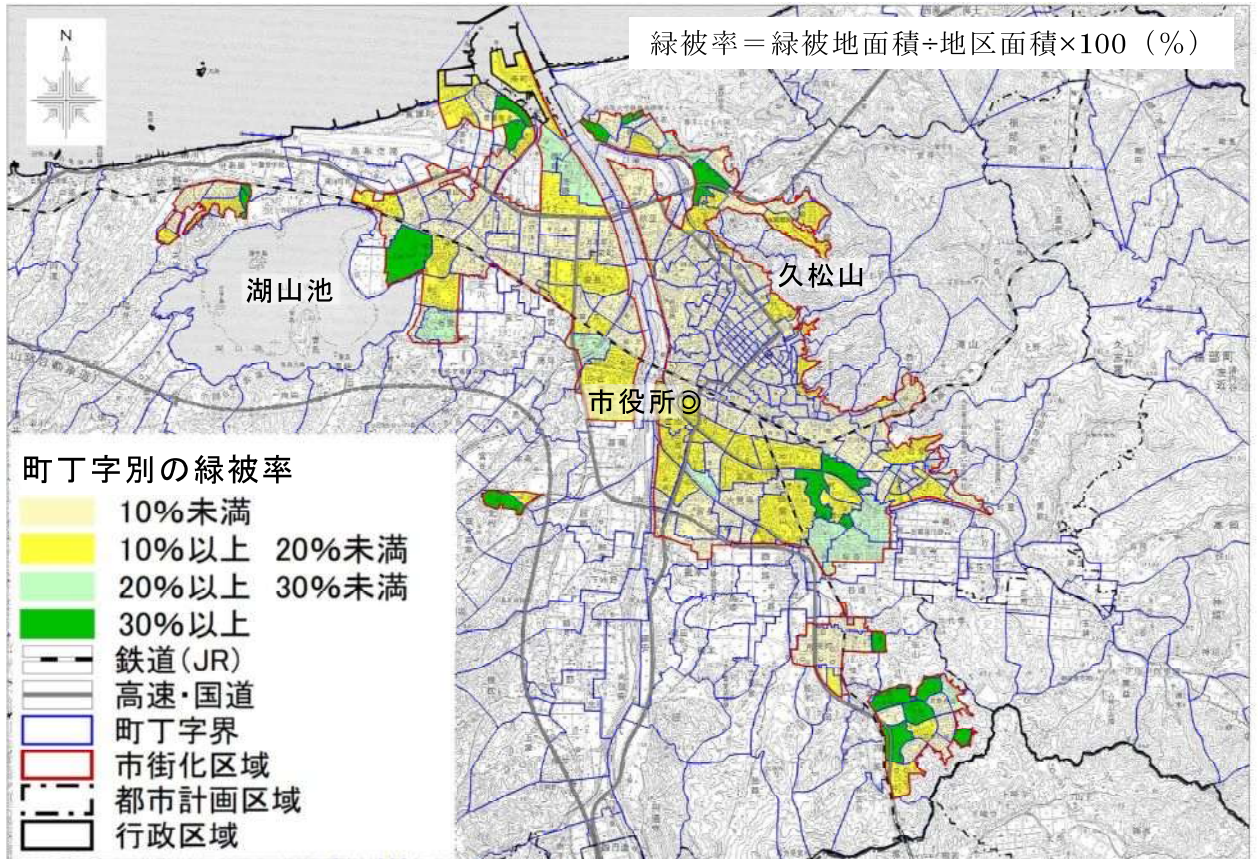
区域面積	緑被地面積	緑被率
3,126ha	368.4ha	11.8%

資料：2024 年 JAXA 高解像度土地利用土地被覆図

■ JAXA 高解像度土地利用土地被覆図（2024年データ）



■ 町丁字別緑被率図（2024年データ）



資料： JAXA 高解像度土地利用土地被覆図(日本域 10m 解像度)、国勢調査の町丁字より算定

ウ 都市内の一団の緑地

都市内には市街地の背景となる山林や都市公園、都市緑地、河川緑地、鎮守の森などのまとまった緑があります。しかし、宅地開発等の都市化の進行により都市の緑が減少しています。都市の防災機能やレクリエーション機能を高めるために、そうした拠点を保全・創出する施策の検討が必要です。

一団の緑地



袋川緑地



行徳緑地

エ 都市農地

市街化区域内には、小規模ながら農地が点在しており、都市の緑地機能の一部として、多面的に活用・保全されています。

また、気軽に農産物を栽培する機会を市民に提供することにより、農業に対する理解と関心を深めていただくことを目的として、市民農園を開設しています。

■ 市民農園

地区	一区画 (坪)	区画数
柵宜谷	20	41 区画
布勢	10	30 区画
叶 A, B	10	25 区画
滝山	10	70 区画
〃	20	26 区画
里仁 A	10	42 区画
里仁 D	20	12 区画
吉岡	10	84 区画
〃	20	16 区画

資料：鳥取市農政企画課資料



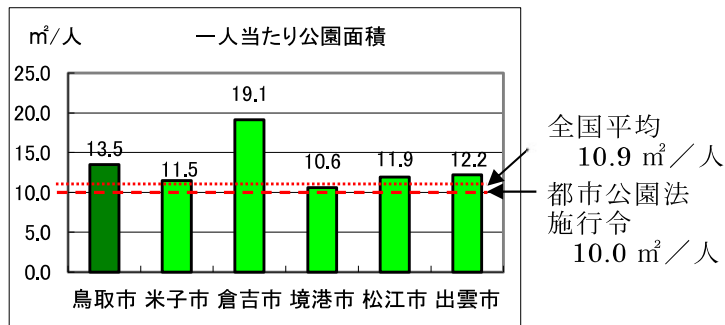
市街化区域内農地



滝山市民農園

オ 都市公園の整備状況

本市の都市公園は令和7年現在147箇所、219.5haが整備されています。また、1人当たり都市公園面積は令和6年3月末現在13.5㎡/人、となっており、全国平均の10.9㎡/人及び都市公園法施行令が示す基準の10㎡以上/人を上回っています。



資料：国土交通省 都市公園等整備現況 令和6年3月末現在

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されたことから、「加速するインフラ老朽化」や、人口減少、高齢化の進行による「緑の担い手不足」が指摘されています。本市においても、都市公園のうち約4割は昭和時代に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。

今後、都市における快適な生活空間を形成するため、住民要望や財政状況、配置等を考慮しながら、公園整備を進めていく必要があります。

■ 都市公園の整備状況

(令和7年3月31日現在)

種別		公園数 (箇所)	箇所別 構成比	供用 面積 (ha)	箇所別 構成比	一箇所 当たり 平均面積 (㎡)	一人当たり 都市公園 面積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	123	83.7%	26.78	12.2%	2,177	1.66
	近隣公園	5	3.4%	6.18	2.8%	12,360	0.38
	地区公園	4	2.7%	33.54	15.3%	83,850	2.08
	特定地区公園	—	—	—	—	—	—
都市基幹公園	総合公園	1	0.7%	44.73	20.4%	447,300	2.77
	運動公園	—	—	—	—	—	—
大規模公園	広域公園	1	0.7%	52.4	23.9%	524,000	3.24
緩衝緑地等	風致公園	1	0.7%	4.60	2.1%	46,000	0.28
	歴史公園	2	1.4%	11.55	5.3%	57,750	0.72
	墓園	1	0.7%	6.00	2.7%	60,000	0.37
	都市緑地	9	6.1%	33.74	15.4%	37,489	2.09
合計		147		219.52		14,933	13.59

都市計画区域人口 161,494人

資料：数値は鳥取市都市企画課資料、種別は国土交通省「都市公園の種類」



幸町棒鼻公園
(住区基幹公園 街区公園)



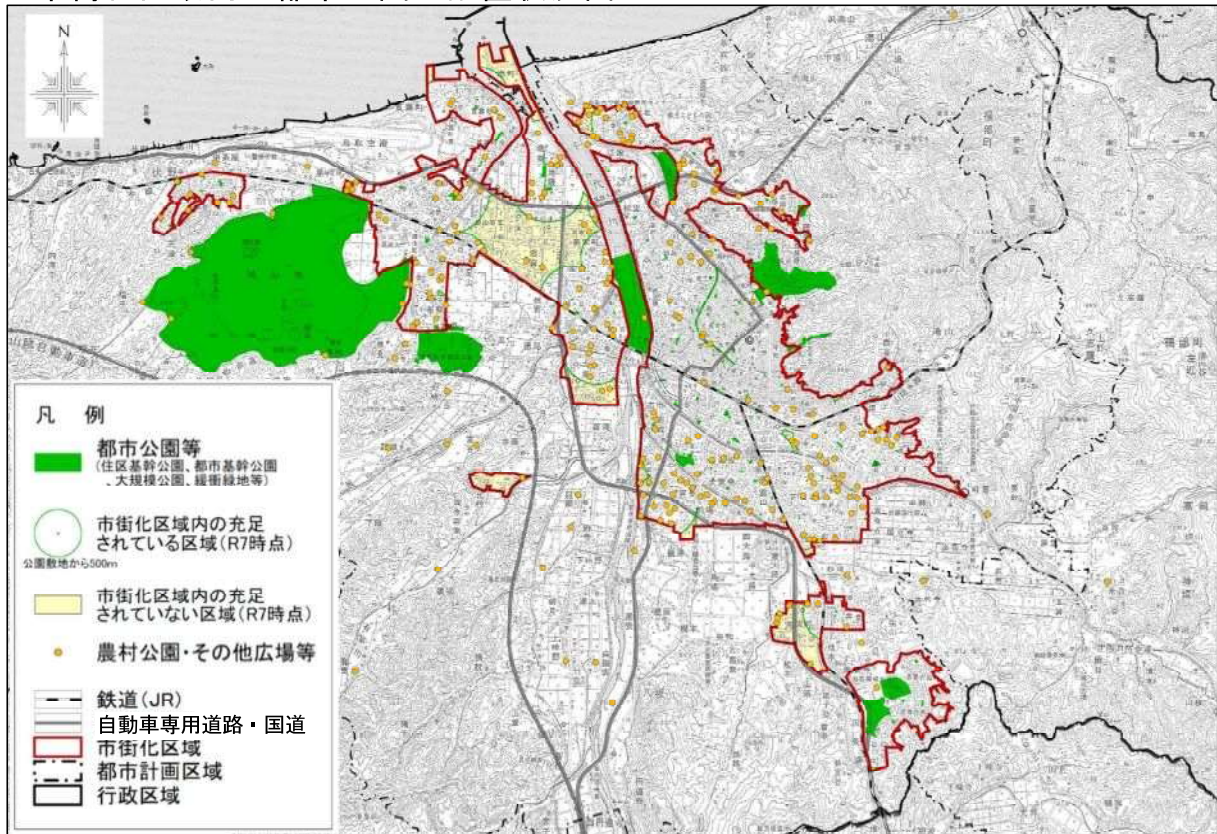
重箱緑地
(都市緑地)



布勢総合運動公園
(大規模公園 広域公園)

都市公園の徒歩圏域（500m）を基準に、市街化区域内の配置状況を評価すると、市街化区域 3,126ha の 89%が都市公園の利用圏内に充足している一方、残り 11%は充足不足となっています。しかし、利用圏外のエリアには、農村公園や広場等が点在しているため、市街地全体として、量的には確保されています。

■市街化区域内の都市公園の配置状況図



資料：とっとり市地図情報サービス掲載データより GIS を用いて加工

地域の方々との協働による低コスト（費用）・低管理による芝生化の「鳥取方式」を採用した公園・広場芝生化事業に取り組んでいます。

今後も市民の協力のもとに、引き続き芝生化を進めていくことも必要です。

■公園の芝生化の割合

区分	都市公園の 供用開始面積	愛護会の数 ①	愛護会が結成されて いる公園の芝生化数 ②	芝生化の割合 ②÷①
平成 20 年	153.55ha	177	6 箇所	3%
26 年	163.59ha	193	40 箇所	21%
30 年	167.12ha	206	58 箇所	28%
令和元年	167.12ha	209	61 箇所	29%
2 年	167.12ha	211	63 箇所	30%
7 年	167.26ha	217	65 箇所	30%

資料：河川公園課資料

カ 公共公益施設の緑化の状況

公共公益施設の緑化は、緑化基準などが明確でないことから、各施設管理者の判断によって緑化が行われており、施設によって緑化率に差がある状況です。快適な環境形成や地域の緑量確保の観点からも、関係機関と連携しながら緑化を推進する必要があります。

公共施設の緑化状況



(文化センター)



(とりぎん文化会館)

本市では、保育園や小学校などで鳥取方式による芝生化を実施しており、良好な成果を挙げていることから、今後も引き続き、このような取組を計画的に推進していく必要があります。

鳥取方式の芝生化の取組



(植え付けの様子)



(生育後の様子)

キ 民地の緑化状況

民地の緑も都市の貴重な空間であることから、住民と協働して緑を積極的に保全・創出を図るための支援の検討が必要です。

(7) 住宅地

市街地では地区計画などにより民地の緑化に取り組んでいる地域もありますが、近年は土地の細分化や駐車場の増加といった都市化の進行により、庭木や植栽スペースといった私有地の緑が減少しています。

また、住民の高齢化や庭の管理負担の増大により、緑地の維持が難しくなっていることも課題です。



緑地の多い住宅地（若葉台）

(イ) 工業地

工場立地法改正に伴い、生産性拡大や企業誘致等の観点から緑地率の緩和が行われ、緑地スペースの確保が難しいケースが多く見られます。また、安全性や防災上の規制と緑化とのバランス、初期投資や維持管理の負担など、優先順位が企業ごとに異なります。



緑地が確保された工業地（南栄町）

(ウ) 商業地

商業地では、店舗や施設の建設、広い駐車場の確保が優先されやすく、土地利用効率が重視される結果、敷地内の緑化が進みにくい状況です。また、一時的に緑化された空地や未利用地も、再開発や利用転換が進む中で短期間に失われるケースが少なくありません。

このため、商業地における持続的な緑化推進には、緑地確保の重要性について事業者や地域住民に対する明確な意識づけが大きな課題となっています。



緑地が確保された商業地（若桜街道）

ク 緑化に関する取組

本市の緑化の取組は、市民参加型の植樹運動、緑化イベントの開催、自然保護活動、道路や河川、湖山池等の清掃活動など多岐にわたります。市民や団体への緑化支援、人材育成、自然環境保全への普及啓発を通じて、持続可能な緑あるまちづくりを推進しています。

緑にあふれる鳥取市を目指し、今後も引き続き、このような取組を計画的に推進していく必要があります。

市民参加型の緑化活動：

一株植樹運動

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と連携し、市民へ優良な苗木を安価に提供し、身近な緑を豊かにするための運動を推進しています。

支援制度活用による緑化推進

鳥取県の「花と緑のまちづくり支援事業補助金」や「鳥取県みどりの伝道師派遣制度」等の補助・支援制度を活用し、地域の公園や学校、コミュニティスペースにおける緑化活動や芝生化を推進し、市民参加による取組を支援しています。

緑化イベント

花と緑のフェアやイベントの開催、花の種や苗の配布などを通じて、市民の緑への理解を促進し、ふれあいの機会を提供しています。

自然環境の保全と活用：

アダプト・プログラム

湖山池アダプト・プログラムでは各種団体が湖山池湖岸の清掃活動を行い、不法投棄情報の提供も実施しています。市はこれらの市民活動を支援し、協働で水質浄化や環境整備に取り組んでいます。また、鳥取市道路アダプトでは市民ボランティアと行政が連携し、道路の保全や美化活動を推進し、安全・安心で快適な道路環境の整備を進めています。

鳥取砂丘の保全

鳥取砂丘の草原化防止のため、ボランティア等による除草活動を支援・継続しています。除草活動では外来植物を中心に除草しており、適切な砂丘環境の保全を推進しています。

人材育成と普及啓発：

鳥取県みどりの伝道師

「鳥取県みどりの伝道師派遣制度」を活用し、地域緑化活動・講習会の活性化を通じて、緑化に関する人材育成及び普及啓発を行っています。

環境アドバイザー

「鳥取市環境アドバイザー派遣制度」及び「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」を活用し、学校・地域団体への環境・生物多様性専門家派遣を通じて、脱炭素社会の実現と環境教育を推進しています。

3. 前回計画の検証・評価

目標水準の達成状況については、「緑の政策大綱」が平成6年から21世紀初頭（平成12年頃）を目標としていたことに加え、現在は緑の「創出」よりも「維持管理」が重視されるなど社会情勢が大きく変化していることから、当時想定していた水準には達していません。施策の実施状況は概ね達成できた一方で、制度や事業については条件を満たす案件がなかったため、一部未達成となったものがあります。

今後は、こうした状況を踏まえた上で、望ましい緑のあり方について新たな検討が必要です。

(1) 検証① 目標水準と達成状況

全7項目が目標を下回る結果でした。

目 標	項 目		平成20年度 計画策定時	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標
みんなで守る 緑の目標	市街地における 緑地の確保量	目標値	1.0倍	1.3倍	1.5倍
		実績値	1.0倍	1.04倍	1.04倍
みんなで創る 緑の目標	都市公園の整備水準	目標値	12 m ² /人	16 m ² /人	20 m ² /人
		実績値	12 m ² /人	12.9 m ² /人	13.6 m ² /人
	住んでいる地域の 公園の満足度	目標値	28%	35%	40%
		実績値	28%	36%	34%
	公共公益施設の 緑化率	目標値	14%	17%	20%
		実績値	14%	15%	16%
鳥取方式による身近な 公園の芝生化割合	目標値	2%	25%	44%	
	実績値	2%	28%	30%	
みんなでつなぐ 緑の目標	市街地の3.5m以上の 歩道をもつ街路の 緑化率	目標値	73%	90%	100%
		実績値	73%	80%	80%
みんなで広げる 緑の目標	地域の木(花)の選定 と普及・育成の取組 実施地区の割合	目標値	10%	100%	100%
		実績値	0%	0%	0%

(2) 検証② 計画推進のための施策の実施状況

56施策の内、事業終了7、継続中36、予定なし13で、約8割達成しました。

基本方針	基本項目	事業終了	継続中	予定なし	実施数
みんなで守る 豊かな緑	まちの骨格となる緑を守り・伝える	1	9	3	10/13
みんなで創る 緑の拠点	ア.公園・緑地の整備と管理	1	5	0	9/12
	イ.公共公益施設の緑化	0	3	0	
	ウ.民有地・商業地の緑化	0	0	3	
みんなでつなぐ 水と緑	道路・河川の緑化	1	5	1	6/7
みんなで広げる 緑の輪	ア.緑に関わり・育てる意識づくり	3	3	3	18/24
	イ.緑のまちをつくる仕組みづくり	0	7	3	
	ウ.自然とのふれあい	1	4	0	
【合 計】		7	36	13	43/56

4. 市民アンケート

(1) アンケート実施結果

調査対象：満 16 歳以上の市民 1,000 人、回答数：383 通（回収率：38.3%）

実施期間：令和 7 年 10 月 24 日（金）～ 令和 7 年 11 月 3 日（日）

緑の関心、満足度、10 年前の緑 → 関心高いが評価中立、変化実感は薄い

- ・緑への関心は高く、82.2%の方が関心を持っている。
- ・市全体の緑に対して、35.3%が満足、48.6%がどちらでもない、14.6%が不満。
- ・本市の緑の量は、10 年前と比較して「変わらない」が約 39.7%。

居住地域の緑 → 量はおおむね適切、質に不満、景観・防災ニーズ高い

- ・本市の緑の量は「ちょうどいい」が 47.5%、「多い」という意見が 37.8%。
- ・本市の緑の質は、満足が 26.6%であるが、全体の緑に対する満足度と比較して低くなっていることから、質の向上が求められている。不満とする具体的な内容は、「維持管理」「雑草・荒地・耕作放棄地」「公園の整備不足」など。
- ・住まいの地域に必要な緑は「景観・防災に関する緑」とする意見が多い。
- ・重点的に保全していくべき緑は、「都市環境を保全する市街地の緑」とする意見が多く、緑を活かした質の高い都市空間の創出が求められている。

緑の将来像、重点保全場所、役割 → 現状維持志向、市街地重視、協働期待

- ・将来像は、「現状維持」が 59.3%であることから、今ある緑を適切に維持管理していくことが求められている。
- ・重点保全場所は「市街地内の緑」が 29.2%、「災害防止斜面の緑」が 21.1%。
- ・緑の保全・創出は、「市民と行政が協力して進めていくべき」とする意見が 54.3%と多く、市民と行政の協働による形が求められている。

参加可能な活動 → 自宅緑化・清掃など身近な参加が中心

- ・「自宅のベランダ・庭の緑化」29.8%が最多。
- ・「公園・河川・神社の清掃」19.1%、「美化活動」15.7%、「募金」14.0%など、負担の小さい活動への意向が高い。

公園利用と満足度 → 利用頻度は低め、質的課題が目立つ

- ・公園の利用頻度は「年に数回」が 43.1%「利用しない」が 32.9%と多い。
- ・屋根やベンチなどの休憩施設についての不満が多く、市民ニーズへの対応、公園の魅力向上、既存ストックを有効活用していく取組が必要。

公園の維持管理のあり方 → 市主体＋市民協働に期待

- ・「市がきちんと管理すべき」58.7%と多く、「みんなで管理」17.0%と市主体を基本としつつ市民協働も期待されている。

(2) アンケートを踏まえた課題

量から 質へ

- 緑の「量」は「ちょうどよい・多い」と評価する人が多い一方で、「質」については「やや不満・不満」が比較的多く、雑草や荒廃地、手入れ不足などが課題として挙がっています。
- 量的拡大よりも「管理が行き届き、安全で美しく、機能を発揮する緑」をどう増やすかを重視する必要があります。

市街地・ 身近な緑 の充実

- 市全体としては山や田畑が豊富である一方、駅前や中心市街地など「生活圏内の緑不足」や宅地化による減少が不満として指摘されています。
- 市街地の街路樹、小公園、ポケットパークなど、日常的に利用できる身近な緑の確保・質向上が大きな課題です。

高齢化を 踏まえた 管理と 協働

- 緑の質への不満理由には、高齢化や人手不足による管理困難が含まれており、地域や個人のボランティアだけでは維持が難しくなっています。
- 行政の役割を整理しつつ、業務委託、省力的な管理方法、企業・NPOの参画など、多様な主体による協働体制を構築することが求められます。

公園の 質の向上

- 公園の距離や大きさはおおむね容認されているものの、休憩施設（ベンチ・屋根）、遊具、管理・清掃については不満が相対的に多く、公園利用率が低い状況にあります。
- 既存公園のリニューアルや長く滞在したくなる環境づくり（陰・休憩・安全・魅力的な遊具等）に重点を置くことが、計画上の重要課題となります。

優先順位・ 取組方針 の明確化

- 市民が期待する機能は「景観」「防災」「環境保全」「レクリエーション」と分散しています。
- 「どの緑を重点的に守り・どこで創出するのか」「開発と緑の両立をどう図るのか」といった優先順位と方針を示すことが必要です。

5. 課題の整理

(1) 社会情勢を踏まえた課題

計画改定の背景や社会情勢の変化から、緑に求められている課題を以下に整理します。

課題 1. 都市の骨格となる緑の保全・管理（守る）

① 持続可能な森林・農地・河川・湖沼・海辺の維持管理

本市の大部分を占める森林は、適切な保全や間伐、再造林を行い、森林の多面的機能を維持していくことが必要です。また、放置竹林の拡大は里山環境悪化の原因であり対策が求められます。さらに、農地は減少と担い手の高齢化が進み、優良農地の確保と保全が必要で、河川・湖沼・海岸等も自然環境に配慮した維持管理が重要です。

② 生物多様性と自然景観の保全強化

森林や農地、河川の適切な維持管理を推進し、生物多様性や自然・都市景観の保全を図る必要があります。併せて、気候変動対応や生物多様性確保のための質の高い緑地管理を実施することが重要です。

課題 2. 地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用（活かす）

① 健康増進とにぎわい創出を目指す公園・緑地の整備

公園・緑地に求められる役割は、健康増進や憩い、遊びの場など多様化しており、市民の様々なニーズへの対応が課題です。

さらに、防災機能強化や地域コミュニティ活性化など多面的な取組も必要とされます。

② 緑の多様な機能の向上と活用

近年の都市型水害や暑熱化への対応として、緑の環境調節機能の活用が喫緊の課題です。荒廃地の再生、既存緑地の多機能化、維持管理の充実を図ることが重要です。

課題 3. 市民の参画と協働による緑のまちづくり（支える）

① 維持管理・担い手確保の仕組みづくり

既存緑地の老朽化対策や維持管理の実効性向上が課題となります。

また、限られた財源・人材の中での持続可能な緑の維持管理体制を強化するため、市民参加の仕組み充実や新たな緑を育む人材育成、市民団体への支援が不可欠です。

② 環境教育と市民協働の推進

環境学習の推進や農林業体験の提供などを通じて、緑を守り活かす意識を醸成し、市民の主体的関与を促進することが重要です。このため、官民連携・協働型まちづくりを継続し、気軽に参加できる身近な参加活動を促進していくことが重要です。

(2)本市の現況を踏まえた課題

本市の概要、緑の現況、市民アンケートの調査結果から、本市の緑の課題を以下に整理します。

課題1. 緑の量と質の向上

- ・市民アンケートでは、緑の「量」は「満足」、「現状維持」と評価する人が多い一方で、緑の「質」は「やや不満・不満」が比較的多く、「景観形成や防災機能」への期待が高く、保全すべき緑は「市街地」や「災害防止に寄与する斜面」であるとの意見が多く見られます。
- ・「量の確保」から「質の向上」へ重点を移し、既存の緑を有効に活用しながら、グリーンインフラを軸とした気候変動への対応、生物多様性の確保などを推進する必要があります。

課題2. 市街地・身近な緑の確保

- ・市全体としては山や田畑が豊富である一方、駅前や中心市街地など「生活圏内の緑不足」や宅地化による緑の減少がみられます。
- ・市街地の街路樹やサクラ並木、小公園、ポケットパークなど、日常的に利用できる身近な緑の確保と質の向上が大きな課題です。

課題3. 少子高齢化を踏まえた持続可能な維持管理

- ・緑の質への不満理由には、高齢化や人手不足による管理困難が含まれており、地域や個人のボランティアだけでは維持が難しくなっています。
- ・行政の役割を整理しつつ、業務委託、省力的な管理方法、企業・NPOの参画など、多様な主体による協働体制を構築することが求められます。

課題4. 公園・緑地などの施設の充実

- ・公園の距離や大きさはおおむね満足されているものの、休憩施設（ベンチ・屋根）、遊具、管理・清掃については不満が相対的に多く、公園利用率が低い状況にあります。
- ・既存公園のリニューアルや長く滞在したくなる環境づくり（陰・休憩・安全・魅力的な遊具等）に重点を置くことが、計画上の重要課題となります。

(3) 改定の方向性

整理した課題より、改定の方向性を以下のとおりとします。

改定の方向性① 「量」から「質の向上」への転換（守る）

緑を「都市の基盤資源」と位置付け、保全・活用・維持管理・マネジメント・市民参画を一体的に推進することで、快適で魅力ある都市空間を創出します。

1. 緑の保全・活用の徹底

- ・都市や地域に存在する緑地を計画的に保全し、環境・防災・景観など多面的機能を活用します。

2. 既存ストックの有効活用

- ・公園・緑地など既存ストックを再評価し、再整備や機能強化を推進します。

3. 維持管理の向上

- ・日常的な維持管理体制や市民参加型の管理手法を導入し、持続可能な維持管理を目指します。

4. マネジメント強化

- ・行政と地域組織が連携し、計画的かつ効率的な緑地運営を推進します。

5. 市民ニーズの反映

- ・緑地整備や施策に市民の意見を反映し、市民協働による質の高い緑空間を創出させます。

改定の方向性② 緑の多様な機能の活用（活かす）

グリーンインフラの推進を進め、緑が持つ多様な機能を総合的に保全・活用することで、都市の快適性と安全性を高めます。

1. 環境保全機能の強化

- ・緑地による大気浄化、水源涵養を推進します。

2. レクリエーション機能の充実

- ・公園や緑地を市民の憩いの場として、健康増進や交流の場を提供します。

3. 景観形成の推進

- ・緑地を活用した美しい街なみの形成により、都市景観の魅力向上や観光資源としての活用により、地域経済の活性化に寄与させます。

4. 防災機能の強化

- ・斜面緑地や海岸林を活用し、土砂災害や高潮被害を軽減させます。

5. 気候変動対策の推進

- ・街路樹や緑化を進めることでヒートアイランド現象を緩和し、二酸化炭素の吸収源を増やします。

6. 生物多様性保全の徹底

- ・多様な生態系を維持・回復し、生物多様性を確保します。
- ・市民の自然観察や環境教育に参加できる場の確保や保全活動を支援します。

改定の方向性③ 官民連携の推進（支える）

緑の保全・創出を地域全体で推進することで、都市環境の質を高めるとともに、市民生活の快適性と安全性を確保します。

1. 緑化推進のための民間事業者や市民等との連携

- ・企業 CSR 活動や市民団体の活動を緑化施策に組み込み、持続的な協働を促進させます。

2. 協働型まちづくりの推進

- ・緑地整備や維持管理を地域イベントや教育活動と連動させ、参加型の環境づくりを推進させます。
- ・緑地管理に関する役割分担を明確化し、行政の責任と市民・事業者の協力を両立させます。

第2章 計画の基本方針



1. 基本理念

基本理念は、本計画を進めていくうえでの考え方を示すものであり、本市の現状と課題及び市民の意向等を踏まえ、次のように設定します。

【基本理念】

本計画は、市民生活の充実を目指して、今ある身近な緑を守り・活かし、それらを結び、支えていくための基本的な方針と目標を定めるものです。

目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全に努めるとともに、市民が主体となって、本市が誇る海岸や河川、山や湖などの自然、ふるさとの木や鎮守の森など地域資源を次代へ継承する財産として「守り」「活かし」、市民と行政の協働の緑のまちづくりを「支える」ことが大切です。

私たちは、「鳥取らしい地域の風土にあったうるおいある緑」を未来へ引き継いでいくという基本理念に基づき、本計画のテーマを次のとおり定めます。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

2. 基本方針

基本方針は、基本理念を踏まえて定める基本的な方向性を示すものであり、本計画のテーマ「**みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑**」を実現するため、次の3の基本方針を設定します。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

① みんなで守る 豊かな緑

- 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。
- 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を守り、活かします。
- 市民が気軽に自然に親しむことのできる緑の環境整備に努めます。
- 生物多様性に配慮した、自然環境の保全・管理に努めます。

② みんなで活かす 緑の機能

- 緑地等の整備において、緑が持つ様々な機能の活用を図ります。
- 彩りや潤い、安らぎ、癒しのある街なみの創出に努めます。
- 誰もが使いやすく、地域の個性を生かした公園の整備に努めます。
- 緑化を推進し、快適な生活環境を整えます。

③ みんなで支える 緑の輪

- 普及、啓発活動を通じて緑に対する意識を醸成し、緑を支える人づくりに努めます。
- 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みを充実させ、緑を支える組織づくりに努めます。
- 市民・事業者・行政の協働による緑に関する活動を推進します。

3. 計画の目標水準

目標年度の令和22（2040）年度までに、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取組の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

目標1

本市の市街化区域における緑被率は「11.8%」となっています。

計画の方針を「量の確保」から「質の向上」としながらも、市街化区域における緑被地を確保していく必要があるため、緑被率に関する目標値は現状以上とし、可能な範囲で向上を図ります。

目標1	現状値（R7）	目標値（R22）
市街化区域における 緑被率	11.8%	現状以上

資料：JAXA土地利用土地被覆図（2024年データ）

目標2

本市の約8割は農地・山林等の緑に囲まれており、量的には十分確保されていますが、質的にも充足する必要があります。

このため、緑に関する満足度の向上を目指します。

目標2	現状値（R7）	目標値（R22）
緑に関する満足度	35%	40%

資料：令和7年市民アンケート

注）緑に関する満足度は、市民アンケートの鳥取市全体の緑の満足度のうち、「満足」、「どちらかといえば満足」の割合の合計より算定しています。

第3章 計画推進のための施策



1. 施策の体系

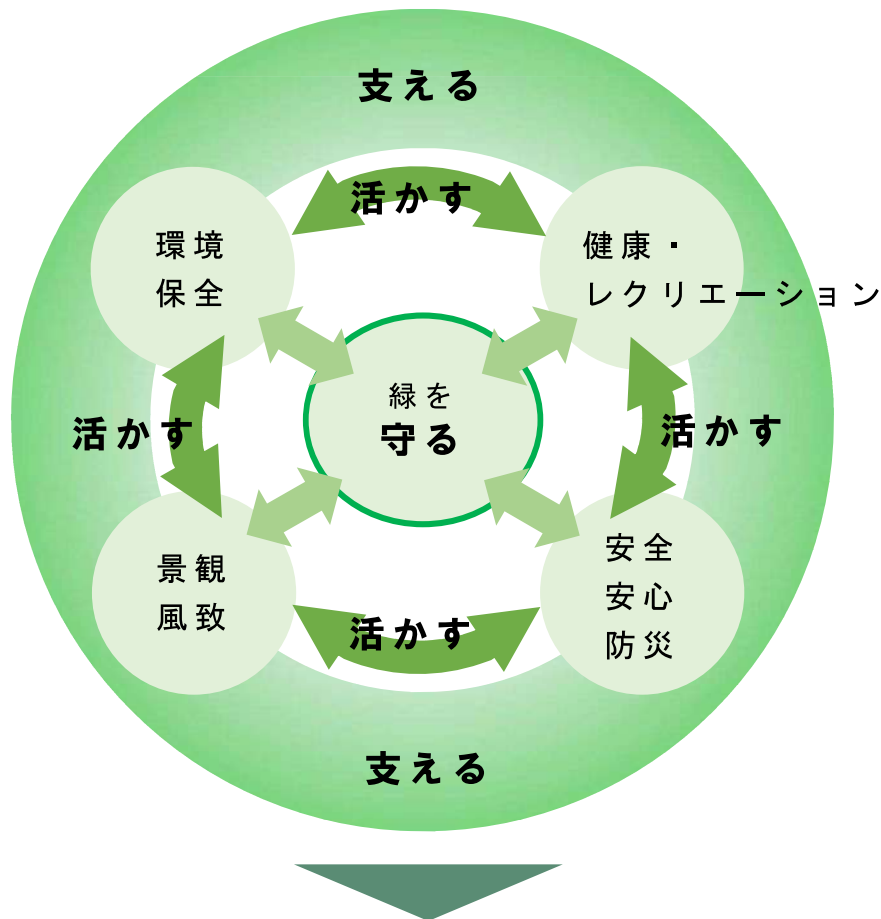
(1) 施策展開の考え方

緑の保全や緑化の推進にあたっては、前回計画で継続中のものは引き続き採用する一方、法改正や社会情勢の変化に対応した新たな施策を実施していきます。

また、雨水貯留、ヒートアイランド抑制、生物多様性保全、地域コミュニティ形成などの機能を都市のグリーンインフラとして最大限に発揮するため、行政、市民、活動団体、事業者が役割を分担し、連携を強化した協働の取組が求められています。

そのため、協働の取組である「みんなで支える緑の輪」の取組を充実・強化し、施策展開を行っていくものとします。

■ 施策展開の考え方



市民・団体などと協働して推し進めていくため、次に示す施策のうち、直接的な取組効果が高く、協働の取組を地域に広げていくものを優先的に推進していきます。

(2) 施策の体系

本計画の基本理念に基づいた緑づくりを実践するため、緑地の保全及び緑化の推進施策を次のように位置づけます。

■ 施策の体系表

基本方針	施策	新規	地区			担当部署
			市街地	市街地周辺	農山村	
みんなで 守る 豊かな緑	①森林の維持・保全			○	○	農林水産部
	②農地の維持・保全	○		○	○	農林水産部
	③河川・湖沼の保全・再生		○	○	○	環境局 都市整備部
	④海辺の保全・再生		○	○		経済観光部
	⑤生物多様性の確保	○	○	○	○	農林水産部
	⑥自然景観・都市景観の保全	○	○	○	○	環境局 都市整備部
	⑦公共公益施設の緑化推進		○	○		総務部 都市整備部 こども家庭局 教育委員会
	⑧民有地の緑化推進と支援		○			農林水産部 都市整備部
みんなで 活かす 緑の機能	①公園・緑地の整備・管理		○	○		都市整備部
	②街路樹等による道路緑化の形成		○	○		都市整備部
	③グリーンインフラの推進	○	○	○	○	農林水産部 都市整備部
みんなで 支える 緑の輪	①環境学習の推進		○	○	○	環境局
	②市民団体への支援		○	○	○	都市整備部 環境局 市民生活部
	③緑を育む人材の育成		○	○	○	都市整備部
	④市民参加の仕組みの充実		○	○	○	都市整備部 経済観光部 環境局
	⑤農林業体験の場所の提供				○	農林水産部
	⑥市街地農地の利活用		○	○		農林水産部
	⑦河川敷など親水場所の提供		○	○		都市整備部

2. 計画推進のための施策

(1) みんなで守る 豊かな緑

①森林の維持・保全

● 森林の計画的かつ適切な管理

都市の成長に伴う山地災害の防備や良質な水の安定的な確保、都市景観及び環境保全などの観点から身近な緑地の保全や適切な維持管理（新植、除伐、間伐など）によって森林の機能が発揮されるよう森林の維持・保全を図るとともに、市民が自然とふれあう良好な空間の形成を目指します。また、必要に応じて保安林に指定し保全を図ります。



鳥取市南部の山林

● 地域の象徴となる緑の保全

本市のランドマークとなっている久松山、鷲峰山、霊石山、扇ノ山や面影山などの孤立峰、聖神社社叢など社寺境内地は、都市内の象徴となる緑地であり、今後も、後世へ引き継ぐ財産として自然環境の保全に努めます。



鳥取城跡と久松山

②農地の維持・保全

● 農地が有する多面的機能の維持・発揮

良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間、雨水の流出抑制や浸水被害の軽減といったグリーンインフラとしての多面的な役割を担う農地の保全を図ります。



中山間地域農地の維持・保全

● 農業生産活動の持続支援

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

③河川・湖沼の保全・再生

● 自然環境の保全と再生

千代川、袋川などの主要な河川は、河川整備計画や管理計画等に基づき、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周囲の田園風景との調和や生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備により自然環境の保全・再生に努めます。

本市を代表する自然景観の一つとなっている湖山池周辺については、「鳥取市環境保全計画」、「鳥取市景観計画」等を踏まえ、自然環境の保全・再生に努めます。



千代川

● 河川植生の保全

袋川緑地のサクラ並木は、地域からも長年愛されてきた風景であり、市内でも有数のサクラの名所となっています。

サクラ並木を次世代に残していくために、樹木1本ごとの点検・診断及びカルテを作成し、適切な保全・育成並びに危険樹木の伐採などを行うとともに、土手の拡幅による植生基盤を改修するなど、地域住民と専門家の協力を得ながら、持続可能なサクラの保全や更新、適切な維持管理を行います。



袋川緑地のサクラ並木

④海辺の保全・再生

● 海辺の自然環境の保全と再生

国の天然記念物に指定されているハマナス自生南限地帯でもある白兔海岸や白砂の美しい浜村海岸、山陰海岸国立公園になっている福部町湯山から岩戸海岸までの海岸線などは、貴重な海辺の自然環境ですが、松枯れの進行が課題となっているため、再生に向けた検討を行います。



福部町湯山の海岸

⑤生物多様性の確保

●生態系の保護

「鳥取市自然保護及び環境保全条例」で、特に良好な自然環境を保護する必要があると認める地区は「自然緑地保護地区」、「景観保護地区」、「動植物保護地区」として指定し、生態系の保護及び保存樹木等の保全を図ります。

また、「外来生物法」「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進します。



鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づく
動植物保護地区の動植物

●生息環境の保全・再生

砂防対策や、農地の保全、河川の管理において、生物の多様な生息環境の保全・再生に努めます。

●環境保全型農業への支援

生物多様性保全や地球温暖化防止など、自然環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。



オオサンショウウオ保護調査

⑥自然景観・都市景観の保全

●名木・古木の保護

安長堤防林、二十世紀梨の親木、長田神社のケヤキなど地域に親しまれている名木・古木や文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間、また、市民の活動によって保存を要望されたものについては、「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づき、名木・古木に指定し保護に努めます。



二十世紀梨の親木（とっとり出合いの森）

● 景観法に基づく届出制度の活用

景観法に基づく「鳥取市景観計画」により、市域全域を「景観計画区域」とし、そのうち特に景観上重要な地域を「景観形成重点区域」として指定しています。一定規模以上の行為などに対して届け出義務を課し、適切な景観誘導を図ることで、良好な自然景観・都市景観を保全します。

また、太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー施設についても、新たに届出を要する行為として規定し、届出制度により景観誘導を図っていきます。



湖山池景観形成重点区域



久松山山系景観形成重点区域

⑦公共公益施設の緑化推進

● 公共事業景観形成指針の活用

公共公益施設の整備にあたっては、鳥取市景観形成条例に定める、良好な景観の形成のための指針（公共事業景観形成指針）を活用し、緑の質の確保に努めます。

本市の風土や季節感を反映した樹種選定を行うとともに固有の自然・文化を尊重するデザインを導入し、市民が集う場や観光資源としての魅力向上などまち全体の景観価値を高める緑化を目指します。



とりぎん文化会館

● 公園の芝生化

公共空間の芝生化を支援する鳥取県の「花と緑のまちづくり支援事業補助金」などを活用して、行政・地域が協力し、維持管理しやすい方法を取り入れることで芝生化の推進に努めます。



ヤマタスポーツパーク多目的広場

● 保育園・小学校の園庭・校庭の芝生化

園庭や学校の校庭、施設内の緑化や植樹を進めるとともに、適切な管理に努めます。

● まちかど都市景観の向上

多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル、主要な道路の交差点は、都市景観の上でも重要なポイントとなります。交通広場やポケットパークは引き続き緑化を進め、まちかどの都市景観の向上に努めます。

● 緑化重点地区の設定

緑化重点地区に指定されている中心市街地地区、湖山池周辺地区については、公共施設の緑化推進や市民・事業者との協働による緑化の充実を図り、緑豊かで魅力ある環境の形成を進めます。



鳥取駅前の花時計

⑧ 民有地の緑化推進と支援

● 工場敷地等における緑の確保

工場の新設・増設にあたっては、工場立地法に基づく届出制度により、環境保全が図られるよう基準に基づく指導を行います。

また、職場環境・周辺環境の向上、環境保全・地域への貢献などの観点からも事業者への緑化推進を促します。

● 一株植樹運動

「一株植樹運動」は、鳥取県全域で行われる県民参加型の緑化推進活動です。苗木を安価に提供して誰もが気軽に植樹できる仕組みです。これにより、緑豊かな郷土づくりと環境意識の向上に取り組めます。

● 地域の緑化活動の支援

鳥取県が実施している「花と緑のまちづくり支援事業補助金」により、地域住民の緑化を推進するとともに、公共空間等を芝生化する地域団体等の取組を支援する事業を活用し、花と緑で彩られた空間形成に努めます。



緑化活動

(2) みんなで活かす 緑の機能

①公園・緑地の整備・管理

● 市民ニーズへの対応

今後、多様な市民ニーズに対応しながら、市街地災害における防災拠点や多様なレクリエーション活動の拠点の役割を果たす総合公園等の適切な配置、整備に努めます。

● 公園・広場の適切な維持管理

自然とのふれあいの場として活用されるよう、市民との協働による適切な維持管理を進めます。

指定管理者をはじめ、公園愛護会や自治会、ボランティア団体等の協力により、公園・広場内の除草、清掃、植栽の手入れ、遊具・施設等の破損・故障の連絡など、適切な維持管理を行います。

● 防災拠点としての整備

防災機能の向上を図るため、電源付きソーラー照明灯やマンホールトイレ、かまどベンチ等の防災設備を有する公園整備を検討します。

● 公園のバリアフリー化

公園のもつ多様な機能を活かすため、高齢者、障がい者、子ども等を含むすべての人々にとって利用しやすい施設整備を検討します。



湖山池公園（子供の遊びゾーン）



湖山池公園（休養ゾーン福井地区）



幸町棒鼻公園（防災設備を有する公園）

②街路樹等による道路緑化の形成

● 街路樹等の適切な維持管理

道路緑化は、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割とヒートアイランドの緩和、大気浄化(CO₂の吸収)、防災・防火などの役割があります。樹木の植栽や花壇が設置可能な空間の緑化を行うとともに既存植栽の更新・維持管理を行い適切な道路緑化空間の整備・維持管理を目指します。

歩行者などのレクリエーション機能の向上のため、利用状況を踏まえながらベンチ等の設置を行い、ゆとりとうるおいのある緑化空間の整備に努めるとともに、適切な管理と整備を推進します。

● アーケード・商店街における緑化

若桜街道、智頭街道のアーケードがある区間は、街路樹の植栽は困難な状況なため、市民団体・企業・商店街・行政が協力して花壇、プランターを設置し、普段は店舗の人が維持管理を行うような仕組みを取り入れるなど、緑が地域活性化に繋がる仕掛けづくりに努めます。

● 道路緑化・道路環境保全の推進

道路沿いの緑化の推進及び道路環境保全に寄与する環境美化活動を行うボランティア団体に花苗等を配布し、道路沿いの緑化を図る環境美化事業を推進します。



若桜街道の街路樹がある区間



若桜街道のアーケードがある区間



緑豊かな道路空間（若葉台）

③グリーンインフラの推進

- 森林が有する水源涵養機能の維持・発揮

森林の持つ洪水緩和、貯留等の水源涵養機能を発揮させるため、間伐等の適切な森林整備に努めます。

- 環境に配慮した河川整備の推進

河川の氾濫を防ぐ河道掘削・河川改良工事を行う際には、生物の多様な生息環境の保全・再生と良好な景観形成に努めます。このため、河川や水路は、出来る限り自然地形、自然植生、自然景観との調和に努めます。



環境に配慮した河川整備の例
(湖山川)

- 堤防林の保全

安長土手は、平安末期から鎌倉初期にかけて千代川と野坂川の氾濫から集落や耕地を守るために築かれた堤防といわれ、堤防強化のために植えられた安長堤防林などは、社寺林を除き、平地における樹林としては極めて希少な存在でもあり保全に努めます。



安長堤防林

- 「田んぼダム」の普及啓発

「田んぼダム」は、田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する地域のできる自主防災の取組です。鳥取市大津川周辺農地では平成26年度より地域活動として取組が始まり、今後、千代川流域内の田んぼについて、普及啓発に努めます。



田んぼダムの例
(千代川流域治水プロジェクトより)

(3) みんなで支える 緑の輪

①環境学習の推進

● 「鳥取市環境アドバイザー派遣制度」の推進

小中学校及び義務教育学校に対して、脱炭素社会や循環型社会、生物多様性の形成等にかかる専門的知識、経験等に基づく講義を行う「鳥取市環境アドバイザー」を派遣する制度の推進に努めます。

● 「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」の活用

鳥取県の「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」を活用し、生物多様性に関する専門的知識を持つアドバイザーを地域の団体や学校などに派遣することで、地域の生物保全活動や学習会を支援します。



環境学習推進の様子

②市民団体への支援

● 緑化推進活動等の支援

花と緑でうるおいあるまちづくりを進めている地域団体やグループ、自然景観の保全・美化を行う活動を支援するため、花や緑に関する情報の提供や助言、活動に伴う関係機関との調整など各団体との連携の強化に努めます。

市民等による清掃美化活動等の支援を行い、地域活動を支え緑を育てる団体の育成に努めます。



道路緑化推進活動の様子

● 環境保全活動等の支援

市民等による清掃美化活動等の支援を行う「アダプトプログラム」による協働のまちづくりを推進します。

● 協働のまちづくりに関する事業の支援

地域活動の支援により、地域コミュニティの充実や強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目的とする事業の支援に努めます。

③ 緑を育む人材の育成

● 緑化技術の普及

「鳥取県みどりの伝道師派遣制度」を活用し、緑化や造園の専門知識を持つ人材を地域に派遣することで、地域の緑化活動や講習会等の活性化を図るとともに、緑化技術の普及に努めます。

● 緑化活動のリーダー・団体の人材育成

多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーとなる人材の育成とそれらの活動を支援する各種団体やボランティア等の育成を図ります。

住民や事業者などを対象とした緑に関する講習会や環境教育等を通じて、地域活動を支え、緑を育てる人材育成に努めます。



みどりの伝道師のイメージ

④ 市民参加の仕組みの充実

● 市民参加の仕組みの充実

「花のまつり」や「木のまつり」などのイベント、出前講座など各種イベントを充実し、緑の理解促進とふれあう機会の充実に努めます。

イベント等を実施した際に、花の種や苗の配布等を行い、花や木による安らぎと潤いのあるまちづくりを進めていきます。

緑化の普及啓発のため、具体的事例を用いた各種の緑化推進の手引き書、パンフレット等を作成し、市民へのアピールに努めます。

● 緑化に関する情報発信

緑について知る機会を創出するため、緑に関する情報発信の強化に努めます。



木のまつりの様子



プランターコンクールの様子

⑤農林業体験の場所の提供

● 農林業の振興と体験活動の展開

都市と農山村の交流を進めるとともに、農林業の振興や体験活動を展開することで、山林の環境保全や地域の活性化を図ります。

● 里山など身近な森林とのふれあい

面影山や足山、出合いの森などの市街地周辺の里山については、適切な維持管理による保全・再生を図り、市民が自然と接する良好な自然空間の場を提供します。

小中学校周辺の森林については、安全に遊べ、自然とふれあえる場として、地域やPTA、林業家等の協力を得ながら、活用することを検討していきます。



林業体験の様子

⑥市街地農地の利活用

● 市民農園の運用

人と農のかかわりや田園環境についての理解を深め、農業者と農村を取り巻く都市住民との交流を促進する「市民農園」について、今後も適切な運用を図ります。



市民農園

⑦河川敷など親水場所の提供

● 河川敷などの多目的な活用

河川敷の高水敷を活用したレクリエーション、水辺を活用した自然観察や昆虫採取、魚取りなどの自然体験の場となっている倉田緑地や河原町桜つつみ河川公園、重箱緑地などの適切な管理により、安全な水辺のふれあいの場を提供します。



重箱緑地

3. 緑の保全と整備の方針

ここでは、15年後（2040年）のまちの姿である緑の配置を示します。

本市の市街地は、その輪郭を形成する久松山や中国山地の山並みによる広域的な緑を背景に、海岸の自然や湖山池周辺の緑が市街地にうるおいをもたらす資源として良好に保たれています。また、千代川水系により形成された農地も美しい田園風景として広がっており、各河川は水と緑の軸としての機能を担っています。

これらの郷土に根付く鳥取の緑は、今後とも改変されないよう各種法制度の適用や市民との協働により、保全し、活かしていくとともに、必要に応じた新たな緑の創出や河川、道路緑化等の整備を進め、それらを未来へ伝えていき「豊かな緑」のまちづくりを目指します。

■本市の緑を構成する要素

項目	内容
都市の緑とレクリエーションの拠点	レクリエーションをはじめ多目的な活動を対象とした主要な都市公園等の拡充整備、活用を推進します。
水と緑の骨格軸	多様な機能を持つ緑地として、日本海、千代川、湖山池などの水辺や鳥取自動車道、山陰道、山陰近畿自動車道などの自動車専用道及び国道等を軸とし、良好な景観を保全・育成していきます。
都市の輪郭を形成する緑	市街地の借景として輪郭を形成する緑地を保全・育成していきます。
都市的生活エリア	市街化区域においては、公園・緑地の保全、道路をはじめとする公共空間や民有地での緑化を進めていきます。
農ある暮らしエリア	農地及び集落は、都市住民との交流の場や田園居住としての活用を図る一方で、良好な営農環境を維持し、農業景観や集落景観を保全・活用していきます。
自然環境保全エリア	農用地区域や保安林を中心としたエリアで、豊かな緑を形成する農地や山林を保全・育成していきます。
自然公園及び自然環境保全地域	自然公園地域及び自然環境保全地域を中心としたエリアで、優れた自然環境を将来に継承することができるよう積極的な保全を図ります。

第4章 緑化重点地区



1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条の中で、緑の基本計画の策定項目の中に、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として規定されています。

また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進める地区としての役割が期待されます。

さらに、本計画の目標を先導して具体化するため、一定の地区を設定し、短期間に集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す効果があります。

2. 地区の設定要件

緑化重点地区の対象としては、以下に示す①～⑩の地区が考えられます。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより

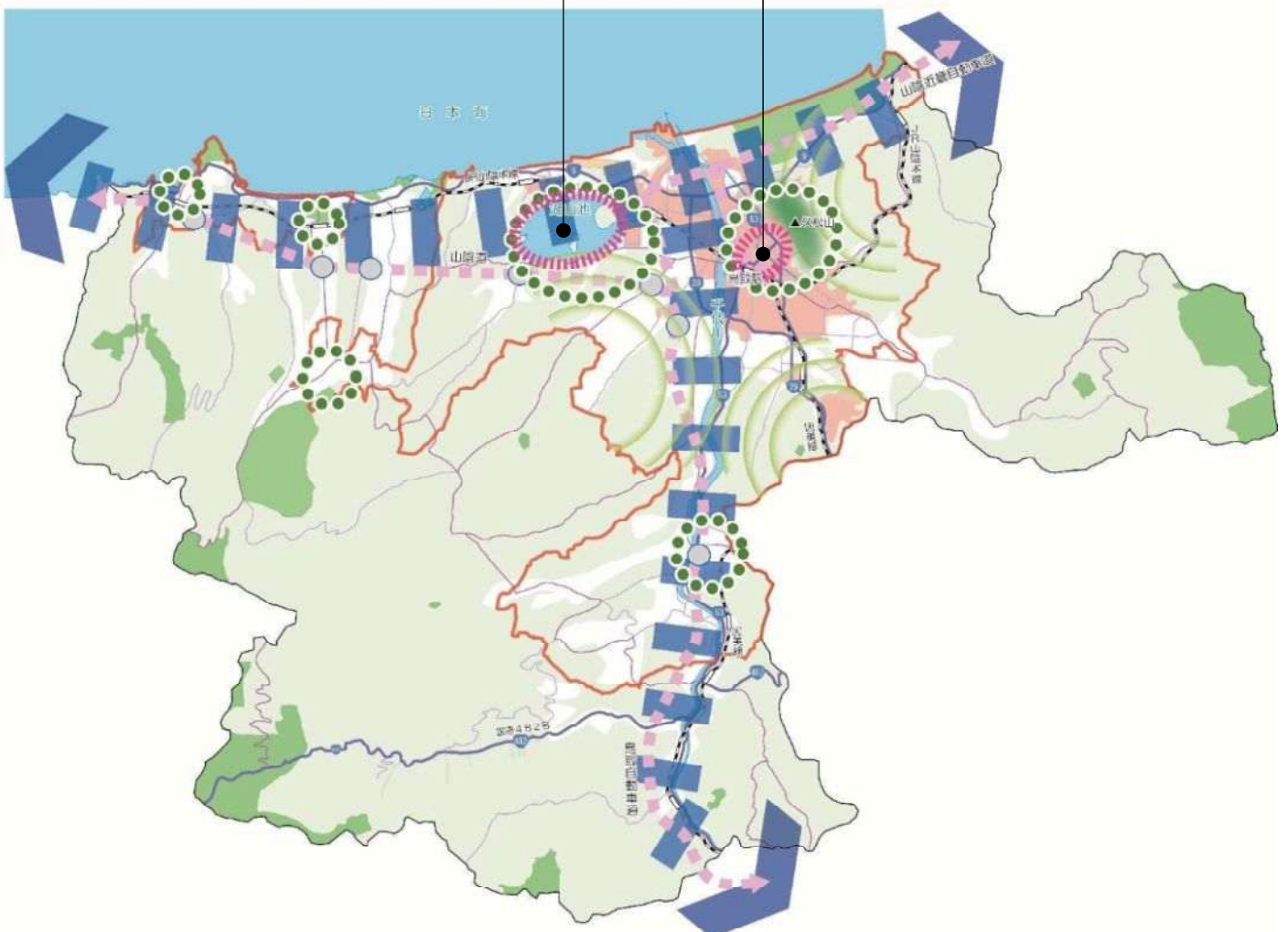
3. 緑化重点地区の選定

本市では、都市公園事業とその他公共事業による緑化や民有地の緑化を一体的に推進し、重点的に水と緑を守る、活かす、支えるため、本市の特徴的な地域特性を有し、まちを形づくる上で重要な以下の地区について、前回計画に引き続き緑化重点地区として位置づけます。

(2) 湖山池周辺地区
設定要件③、⑨より



(1) 中心市街地地区
設定要件①、②より



(1) 中心市街地地区

ア 現況概要

- ・ 中心市街地地区は、まちの成り立ちや歴史から「鳥取駅周辺地区」と「鳥取城跡周辺地区」の2つの核とそれをつなぐ若桜街道、智頭街道を軸として、商業地域・近隣商業地域が集積した区域です。
- ・ 「鳥取駅周辺地区」は、JR鳥取駅を中心に商業・行政・業務施設が集積しますが、令和元年度に鳥取市役所本庁舎が鳥取駅南側へ移転してさらなる都市機能の集積が図られました。
- ・ 令和6年6月に「鳥取駅周辺再生基本計画」が策定され、市民や民間事業者、関係機関など多様な主体と連携して「鳥取駅周辺再生整備計画」の策定を目指しています。
- ・ 「鳥取城跡周辺地区」は、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場及び観光資源としての魅力向上を図るとともに、鳥取城跡を核とする周辺観光周遊事業に取り組み、来街者の増加をめざしています。
- ・ 地区固有の都市景観としては、鳥取城跡や街道沿いの歴史を感じる景観、鳥取駅前のにぎわいのある景観と袋川緑地などの河川水辺の潤いのある景観があげられます。
- ・ 地区固有の自然景観としては、久松山や本陣山などの山々がまちの周囲に位置し、地区のランドマークを形成しています。
- ・ 当地区は、少子高齢化が進んでおり、空き家等既存ストックの利活用や子育てにやさしい生活環境づくりなどにより、若年層を中心としたまちなか暮らしの促進を目指しています。また、まち歩きの実環境整備の向上等により来街者の回遊・滞在性を高めることを目指しています。
- ・ 街道沿いのアーケードがある区間は、街路樹の植栽は困難な状況なため、壁面緑化、花壇、プランターなどによる彩りや潤いを創出する緑を増やしていくことが考えられます。市民団体・企業・商店街・行政が協力して花壇、プランターを設置し普段は店舗の人が維持管理を行うような仕組みを取り入れるなど、緑が地域活性化に繋がる仕掛けが考えられます。
- ・ 駅周辺の再整備など新たに整備される機会をうまく活用して、整備計画の中に質の高い緑化推進を組み入れていくことが重要です。
- ・ 市役所旧本庁舎跡地に整備された「TORIKOI PARK（とりこいぱーく）」は、日常的に利用できる緑地空間として中心市街地の魅力向上を図り、イベント開催による商店街や周辺エリアとの回遊性を高め、災害時には避難場所として活用できる防災拠点の役割を持ちます。
愛称の「TORIKOI PARK（とりこいぱーく）」は、市民公募466件の中から、「鳥取（TOTTORI）」と「憩い（IKOI）」を組み合わせた名称が選定され、「安心安全の街を象徴する場に」という願いが込められています。

イ 緑化推進のための基本方針

本市の中心であり、久松山や樗谿公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備・維持管理や住宅地の緑化・維持管理に努め、鳥取城跡周辺やJR鳥取駅前周辺そして街道沿いにおける都市環境と調和した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

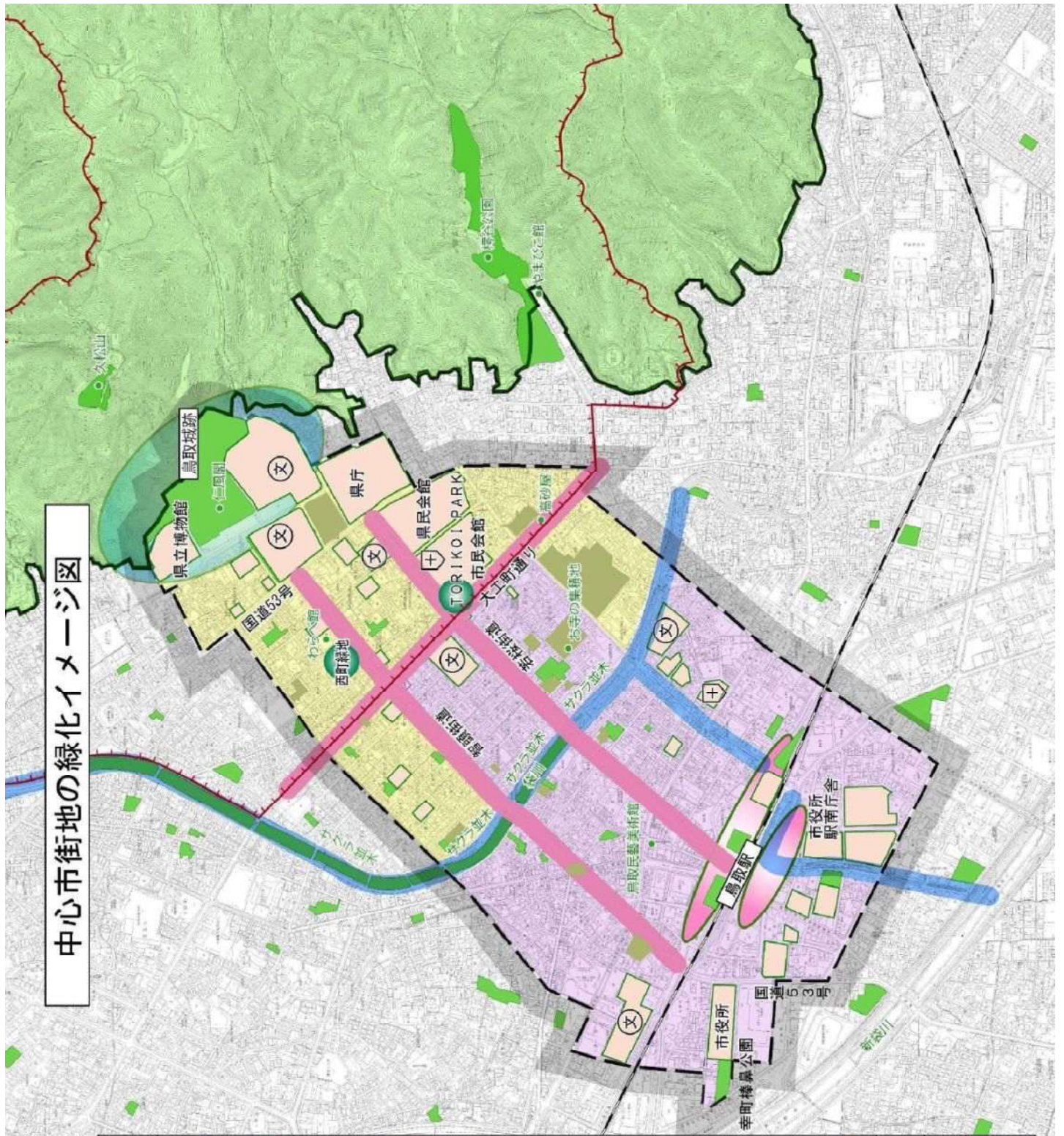
「風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり」

ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進します。

区分	内容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地に残る社寺境内地など一団の緑の保全 ○市街のランドマークとなっている山並みの保全
活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい魅力スポット（場所）となる広場の整備 ○鳥取城跡の復元整備による憩いの場、観光資源の魅力向上 ○市役所など公共公益施設の緑化の推進 ○住宅地における緑化の奨励と生垣助成制度の検討 ○住宅地における緑の維持管理制度の検討 ○都市の玄関口として潤いある空間の整備（鳥取駅周辺） ○道路整備に伴う街路樹や緑地の整備推進 ○店先や歩行空間等のスペースを有効活用した花による彩りやうるおいの創出 ○袋川緑地ほかのサクラ並木の保全や更新、適切な維持管理 ○河川における親水空間づくりの推進
支える	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街や緑化団体等との連携 ○花と緑の勉強会等による緑化啓発

中心市街地の緑化イメージ図



凡	例
守る	一団の緑を保全する 区域
	山並みを保全する 区域
活かす	都市公園等の整備・ 拡充
	公共公益施設の緑化 推進
	緑に配慮した居住 環境を形成する区域
	都市の玄関口として 潤いある空間の整備
	鳥取城跡の石垣・楼 門等の復元整備
	街路樹や低木・花壇 等の整備推進(アーケ ード部は壁面緑化や 花壇・プランター等)
	花の彩りや潤いを 創出する区域
	親水空間の整備推進
	緑化重点地区
	景観形成重点区域
既存都市公園等の 緑の保全	

(2) 湖山池周辺地区

ア 現況概要

- ・ 本地区は、湖沼景観を形成する湖山池とその周辺で構成する区域です。
- ・ 周辺地区は鳥取市景観計画「湖山池景観形成重点区域」に指定され、自然と一体となった歴史的・文化的景観の保全を行う区域となっています。
- ・ 湖山池は、周辺地域の宅地化など土地利用や生活様式の変化などによる汚濁流入の増加によって富栄養化が進み、水質の悪化、アオコ発生やヒシの大量繁茂などの環境悪化が顕在化するようになり、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)が策定され環境改善に取り組み、現在は「第4期湖山池水質管理計画」(令和4年～13年)が策定され、水質環境基準及び水質目標値の達成を目指しています。
- ・ この中で、平成24年度に鳥取県と鳥取市による「湖山池将来ビジョン」が策定され、基本理念を「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」、目指す姿を「良好な水質」「豊かな生態系」「暮らしに息づく池(利活用の推進)」とし、鳥取県、鳥取市、事業者、住民などが一体となって、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進、湖山池の環境学習や一斉清掃などのハードとソフト両面の各種浄化施策を進めています。
- ・ 環境保全活動では、市民団体や企業のボランティアによる清掃活動「湖山池アダプトプログラム活動」が実施されています。(令和7年9月、27団体が活動中)
- ・ 湖山池公園の利活用については、「お花畑ゾーン」、「子供の遊びゾーン」「休養ゾーン」のエリアがあり、平成21年4月から、指定管理者が公園施設の受付等を含む公園全体の運営業務及び公園施設・園地の点検、整備、清掃、植栽管理等の維持管理業務をしています。
- ・ 「お花畑ゾーン」は、湖山池ナチュラルガーデン、お花見広場など四季折々の花々を感じられるエリアです。湖山池ナチュラルガーデンでは様々なイベントの開催、市民活動として「とっとりナチュラルガーデン倶楽部」が実施されています。
- ・ 「子供の遊びゾーン」は、桜の名所である青島のエリアです。青島の入口に「湖山池」のパネルやジオラマを常設展示し、学習機会の提供と魅力発信を行う「湖山池情報プラザ」があります。エリアには多目的広場、キャンプ場、散策道のほか、近年、ドームテントのグランピング施設が運営されています。
- ・ 「休養ゾーン」は、湖山池西側にあたる福井地区から金沢地区のエリアです。「福井地区」では、汽水化により池内でハスなどの淡水生植物が消失したため、淡水のハス鑑賞池を創出させ大名ハスなどの再生を試みています。「つづら尾地区」には史跡つづらお城跡があり、「金沢地区」には多目的広場、テニス場があります。

- ・ 今後の整備課題は、未整備の景観ポイント（地点）の修景整備、歩行回廊空間の確保では、安全安心な歩道空間・親水空間の整備があげられます。
- ・ 住宅地内の樹木管理や歩行回廊空間における雑草・ごみなどの環境管理について、市民・事業者・行政の協働による先進的な取組が期待されます。

イ 緑化推進のための基本方針

本市固有の湖沼である湖山池の水辺の自然環境保全と親水空間の整備や住宅地の景観形成に努め、「良好な水質」「豊かな生態系」「暮らしに息づく池（利活用の推進）」の実現を目指す緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「自然環境の保全と自然の恵みの享受」

ウ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進していきます。

区分	内容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○汽水化により消滅したハスなど水生植物の再生・回復 ○水質の浄化等による生態系の保全・回復 ○城跡や古墳、境内地など一団の緑の保全 ○湖山池の島や周辺の山並みの保全
活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○湖山池公園利用の更なる促進 ○景観ポイント（地点）の修景整備 ○学校など公共公益施設の緑化の推進 ○自然環境と調和した住宅地の形成 ○歩行回遊空間の確保とネットワーク化
支える	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板、ホームページ等による情報提供の充実 ○環境教育・総合学習としての活用 ○湖山池周辺の地域活動団体等との連携 ○大学・小中学校との連携と協働 ○自然環境の保全並びに自然とのふれあいを主体とした公園としての活用 ○緑を育む人材育成

湖山池周辺地区の緑化イメージ図



凡 例	
守る	水生植物を保全・再生する区域
	一団の緑を保全する区域
	島や山並み等を保全する区域
活かす	景観ポイントの修景整備
	公共公益施設の緑化推進
	水辺回廊の確保
	自然と調和した住宅地の形成地域
	各種団体等による連携、緑の活用
	緑化重点地区
	景観形成重点区域
	既存都市公園等の緑の保全
	幹線道路

參考資料

1. 上位・関連計画

(1) 上位計画

ア 第12次鳥取市総合計画 2026（令和8）年4月

計画期間	2026（令和8）年度～2035（令和17）年度
めざす将来像	一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながら ともに豊かに暮らせる鳥取市 ～オアシスとっとり～
まちづくりの理念	挑戦・協働・共生・誇り
まちづくりを支える 都市のかたち	多極ネットワーク型コンパクトシティ

基本構想		基本計画
まちづくりの目標	政策	基本施策
未来を創る人材を 育み、ひとりひとりが 活躍するまち	こども	結婚・出産・子育て支援 教育の充実・郷土愛の醸成
	教育・スポーツ	生涯学習の推進 スポーツ・レクリエーションの振興
誰もが自分らしく 暮らし続けることができ、 持続可能な地域共生の まち	福祉	社会保障制度の運営 超高齢社会に向けたまちづくりの推進 障がいのある人の自立支援
	保健・医療	健康づくり・疾病予防・介護予防の推進 保健衛生の推進と医療の確保
	人権・共生・協働	人権尊重社会の形成 男女共同参画社会の形成
		地域福祉の推進 多文化共生のまちづくりの推進 協働のまちづくりの推進
ひと、もの、ことが 行きかい、 にぎわいあふれる まち	商工業・農林 水産業	経営基盤の強化と雇用の創造・人材確保 工業の振興 商業の振興と販路拡大 農林水産業の振興
	移住定住 ・関係人口・観光	移住定住の推進と関係人口の拡大 滞在型観光の推進
	文化芸術・文化財	文化芸術によるまちづくりの推進 文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成
	生活基盤・市街地 ・中山間地域・ 交通	生活基盤の充実 中心市街地の活性化 魅力ある中山間地域の振興 交通ネットワークの充実
豊かな自然と調和 して、安全・安心に 暮らせるまち	防災・防犯	地域防災力の向上 防犯・交通安全対策の充実 安全・安心な消費生活の確保
	環境	循環型社会の形成 環境保全活動の推進

計画推進における基本方針			
協働・連携の推進	スマートシティの推進	効率的な行財政運営 の推進	戦略的な自治体経営 の推進

(2) 関連計画

ア 第3期鳥取市環境基本計画 2024（令和6）年5月改定

目指す環境像	豊かな自然と快適な暮らしが調和した持続可能なまち鳥取市
基本目標	目標1 地球にやさしい脱炭素をめざしたまちづくり 目標2 資源を大切に作る循環型まちづくり 目標3 誇れる自然と共生するまちづくり 目標4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり 目標5 みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり
計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

基本目標1 地球にやさしい脱炭素をめざしたまちづくり	
再生可能エネルギーなどの利用促進	再生可能エネルギーなどの利用促進 環境ビジネスなどの創出支援
省エネルギーの推進	市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発
脱炭素なまちづくりの推進	二酸化炭素の吸収源の確保
気候変動の影響に対する適応策の推進	農林水産業の生産基盤の整備、維持保全 災害に強いまちづくり
基本目標2 資源を大切に作る循環型まちづくり	
ごみの発生・排出抑制	リフューズ・リデュース・リユース施策の継続的な展開 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進
リサイクルや再利用の促進	リサイクルの推進
基本目標3 誇れる自然と共生するまちづくり	
山林・農地の保全	山林の保全 農地の保全
生物多様性の確保	野生生物の保護 生息・生育環境の創造・保全 外来生物対策の推進
自然とのふれあいの確保	自然とのふれあいの場の整備 自然とのふれあい機会の創出
基本目標4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	
良好な生活環境の確保	大気・水質・土壌環境の保全
美しいまちなみの確保	景観・美観の保全
基本目標5 みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり	
環境学習・教育の充実	学習の場や機会の提供 人材の育成
環境情報の効果的な提供	環境情報の提供と共有化の推進
参加と協働の推進・活性化	参加と協働の推進・活性化 広域的な連携の推進

イ 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画 2025（令和7）年8月改定

テーマ	集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり
基本の方針	誰もが豊かに暮らせるまち 交流による活気のあるまち
目標	若年層のまちなか暮らしの促進 回遊・滞在による経済活力の向上 地域資源等を活かした交流人口の拡大
計画期間	令和5年4月～令和10年3月
重点施策	<p>鳥取駅周辺の多様な機能の拡充による賑わいの再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日の中核市への移行とあわせて、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、本市は中心市としての役割がより一層求められている。その本市の玄関口となる鳥取駅周辺では、交通結節点機能の強化や商業、公共サービス、交流、防災等のさまざまな機能の充実を図る。また、公共空間の利活用を推進することで、新たな人の流れを創出し、賑わいを中心市街地全体へ波及させる。 <p>地域資源等の活用による観光交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取城跡周辺では、お堀端周辺の修景・景観保全の必要性を踏まえ、城跡の復元整備、道路機能の拡充等を進めており、観光交流等による来街者の受け入れ態勢や、城跡周辺の案内機能等の充実を図ることにより、観光エリアとしての魅力向上を図る。 あわせて中心市街地にある鳥取民藝や鳥取温泉、さらには個性ある店舗やまちで活躍する人々、周辺部にある鳥取砂丘など、鳥取らしさを活かした魅力を発信することにより、中心市街地全体での集客力の向上を図る。



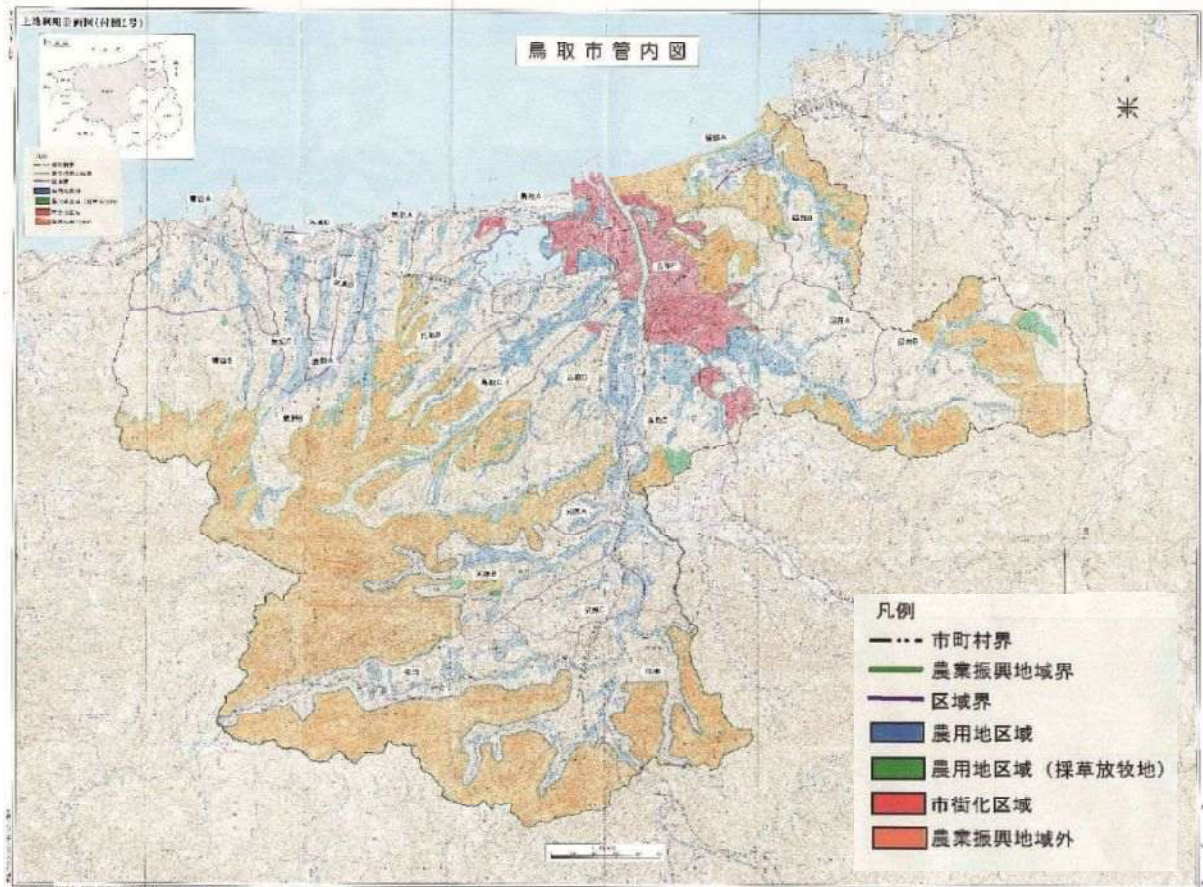
■緑化に関する事業一覧

- ・ 鳥取駅周辺再整備検討・計画策定事業
- ・ 風紋広場時計塔再整備事業
- ・ 高架記念公園再整備事業
- ・ 沢井手公園再整備事業
- ・ 市道駅前太平線賑わい空間活用事業
- ・ 桜のライトアップ・ぼんぼり点灯事業
- ・ 鳥取城跡大手登城路復元整備事業
- ・ 重要文化財仁風閣保存修理事業
- ・ 袋川環境整備事業
- ・ 鹿野街道賑わい創出事業
- ・ 鳥取駅南口賑わい交流空間創出事業

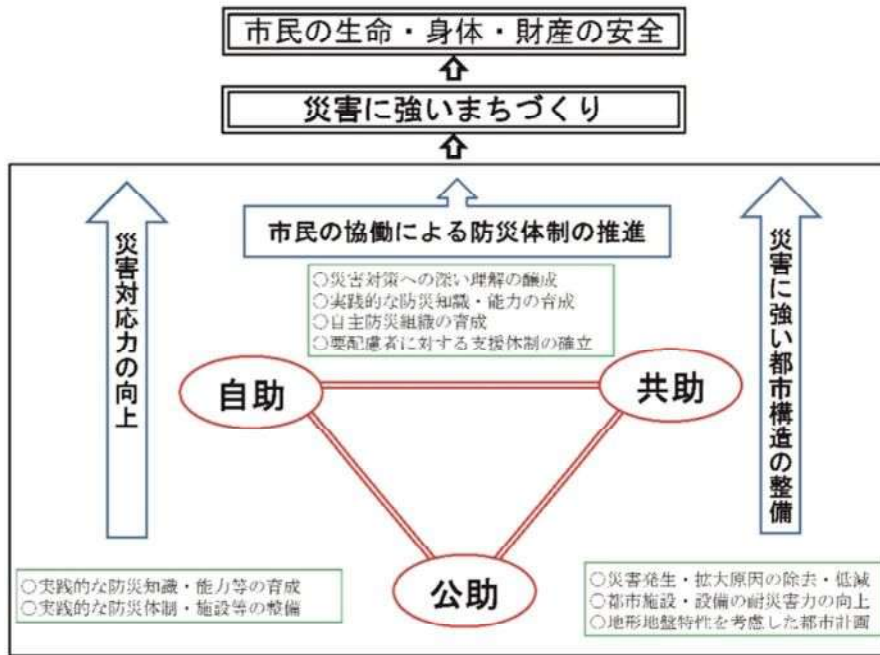


ウ 農業振興地域整備基本方針 2022（令和4）年9月

<p>農業上の土地利用の方向</p>	<p>農用地区域の利用の方針</p> <p>本地域の農業振興地域内農用地 8,307 h a のうち、平坦地の田では、ほ場整備がほぼ完了しており、認定農業者や集落営農組織等への利用集積および、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、そば、菜種等のブロックローテーションを推進するとともに、白ネギ、ブロッコリー等による田畑輪換、畑作転換を推進する。</p> <p>畑についても灌漑施設がほぼ整備されており、主要作物のらっきょうに加え、さつまいも、じゃがいも、アスパラガス、トマト等を主要な作物として推進する。</p> <p>中山間地においては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、ほ場整備が完了している田を中心に平坦地の田と同様に利用を推進するとともに、農地保全ならびに耕作放棄地対策を推進する。</p>
<p>農業生産基盤の整備開発計画</p>	<p>農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本地域における農用地区域 5,556 h a のうち 3,900 h a、約 7 割ではほ場整備等の基盤整備が完了しており、平坦地のほ場整備はほぼ完了している。</p> <p>大井手川を水源とする区域の内、県道 21 号線（鳥取鹿野倉吉線）以北は恒常的な農業用水不足となっていることから、用水再編対策事業を利用し効率的に用水を配分するための施設改修等を実施している。</p> <p>砂丘地では、既存整備の灌漑施設が老朽化しており、施設の更新を進める。</p> <p>中山間地においても農用地の荒廃防止を主目的に再生整備を進める。</p>



エ 地域防災計画〔令和6年度修正〕 2025（令和7）年3月31日現在



災害予防計画

第5章 市街地等防災化計画

第3節 都市施設の整備

1. 街路網の整備

防災及び救急活動に対応できるよう、都市計画道路の新設及び拡幅整備を計画的に促進している。市街地等における街路は単なる交通施設にとどまらず、消防活動・延焼防止等の防災空間等数多くの機能をもつ施設であり、これらを適切に配置することにより、災害防止及び避難対策等の推進に努める。さらに、地域防災力の向上を図るため狭隘道路の拡幅やコミュニティ広場の整備に努める。

2. 公園・緑地等の公共空地

市街地等における公園・緑地は日常における環境保全・レクリエーション利用・景観形成のみならず、避難場所の確保、火災延焼防止等、防災上必要不可欠な施設であり市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的に防災空地の整備を促進する。中でも、都市の防災構造を強化し、避難場所、避難路等としての機能を有する都市公園の整備に努める。

第4節 市街地等の再開発

1. 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

都市計画区域内の土地については、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を実施することにより、既成市街地及びその周辺部において健全な市街地の形成を行い、また、道路・公園等の生活基盤施設の整備を行うことにより、防災上安全なまちづくりを促進する。

2. 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

市街地において土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をすることにより、火災予防・公共空地の創出等災害危険度の低下を図る。

第7章 インフラ等の予防計画

第2節 海岸・河川

3. 親水公園

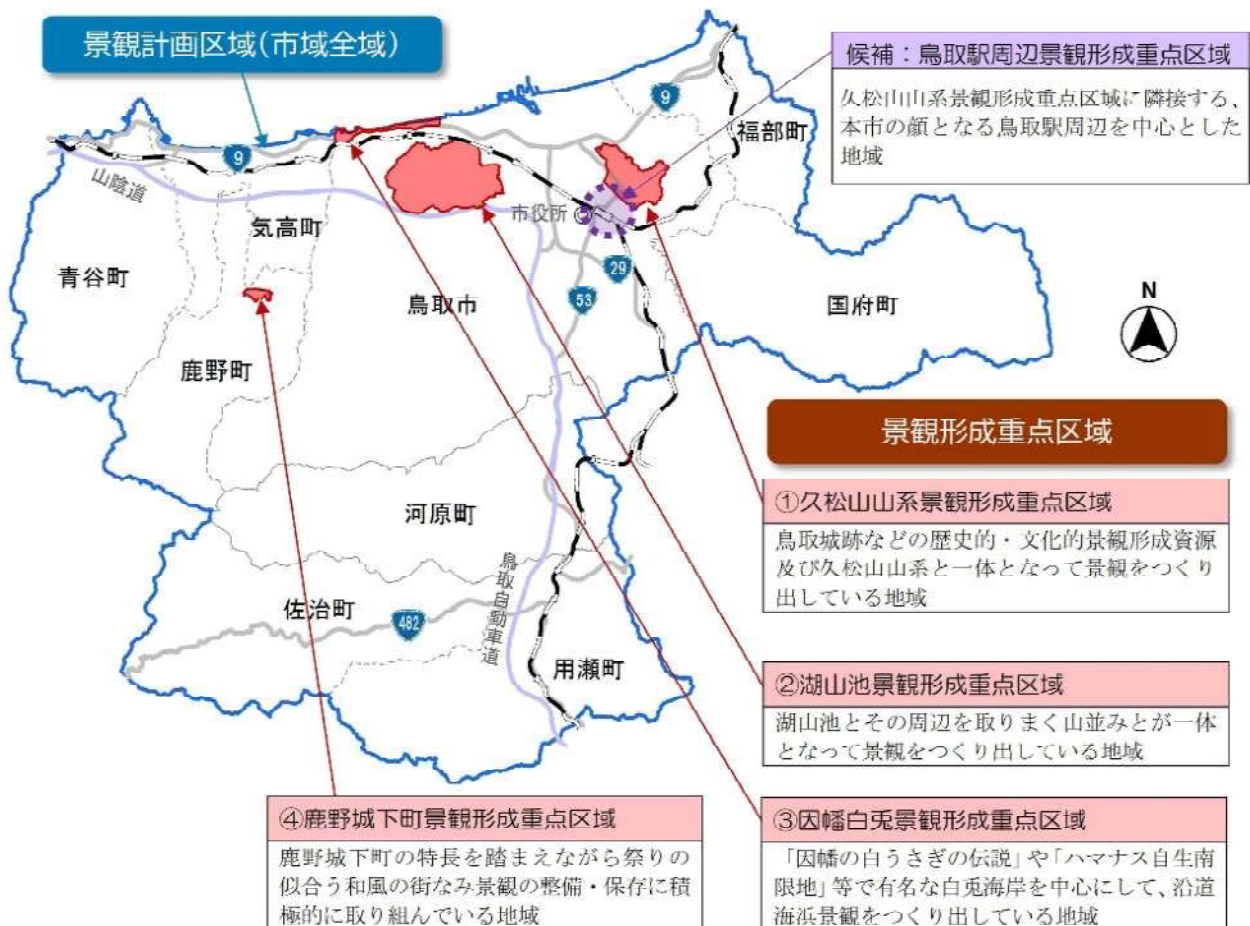
県は急激な水位上昇の可能性のある市内の県管理河川の親水公園について、注意喚起看板を設置するとともに、このうち短時間で水位上昇が著しい又は、利用者が多い親水公園については回転灯及びサイレン等による現地警報発令システムを整備し、水難事故防止体制を図る。

オ 鳥取市景観計画 2026（令和8）年3月改定

計画期間	令和8（2026）年～
景観形成の目標	恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり
景観形成の基本方針	方針-1 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成 方針-2 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成 方針-3 にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造 方針-4 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成 方針-5 市民との協働による景観まちづくり
景観計画による行為の制限	【緑化】 建築物の建築面積、工作物の造成面積を除いた敷地の3%以上を緑化

■景観計画区域と景観形成重点区域

市域全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指します。景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成上、特に重要な地域である下図の4地域は、引き続き「景観形成重点区域」として位置付けます。また、上位・関連計画等や市民アンケート調査の結果から、今後再開発が期待される「鳥取駅周辺地区」を景観形成重点区域の候補とします。



カ 鳥取県の流域治水プロジェクト

気候変動による水害の激甚化・頻発化が予測されていること等を踏まえ、河川流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策「流域治水」への転換を進めています。特に、流域全体で重点的に実施すべき流域対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表しています。

本市では以下の3つのプロジェクトを策定しています。

- ①千代川水系流域治水プロジェクト～流域の人々とともに因幡の治水対策を推進～
- ②塩見川・蒲生川外流域治水プロジェクト～あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」～
- ③浜村川・勝部川外流域治水プロジェクト～あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」～



流域治水プロジェクト2.0 ～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

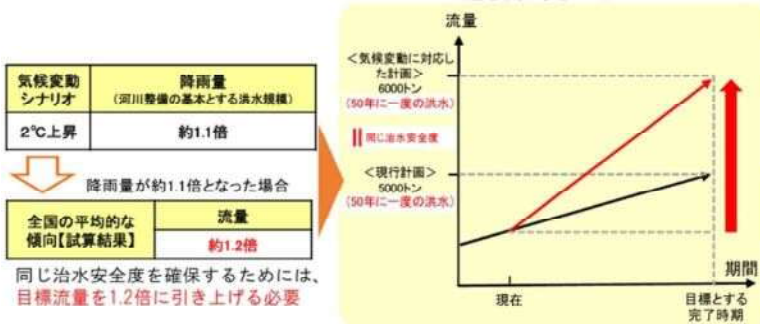
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

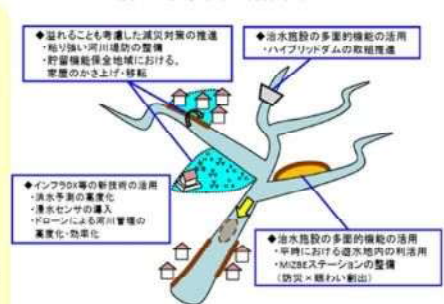
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

千代川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～流域の人々とともに因幡の治水対策を推進～

○令和元年東日本台風では、各地で観測最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、千代川水系においても、事前防災対策を進める必要があります。

○千代川は、三方を山に囲まれており、洪水時には下流部の低平地に三方から一気に高出するため、洪水被害が広がりがつた長期化する特性を有しており、国管理区間においては観測最大の昭和54年10月洪水においても高範囲に洪水被害が発生したことを踏まえ、引水時の水位を下げる河川掘削や洪水被害を軽減する排水機能確保などの事前防災対策を進めます。

○以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、既述の最大被害が発生した観測最大の昭和54年10月洪水と同規模の洪水を安全に抑え下させ、流域における洪水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを合わせた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川掘削、河川拡幅、堤防整備、順次築、放水路整備、護岸、深溝、樹木伐採等
- ・利水ダム等を含む5ダムにおいて事前放流等の実施（関係者：国、鳥取県、中国電力（株））
- ・ダムの適切な管理（長寿命化対策）
- ・ポンプ場増設、下水道等の排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備・長寿命化対策
- ・治山施設の整備・長寿命化対策
- ・間伐等による森林整備
- ・田んぼダムによる流出抑制対策

■被害対象を減少させるための対策

- ・土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や避難所の建築等への支援

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・マイタイムラインの作成や避難スイッチ決定に係る支援
- ・支え家マップの取組支援等による地域の防災体制づくり
- ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発
- ・あんしん！メール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供
- ・要配慮者が確実に避難できる避難計画作成等の支援
- ・感染リスクも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備
- ・内水ハザードマップやため池ハザードマップの作成 等
- ・洪水深表示板の設置
- ・土砂災害警戒区域等指定による土砂災害防止対策推進
- ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供

■グリーンインフラの取組 詳細ページ

鳥取県 鳥取市東町（鳥取県前編）
昭和54年10月洪水による洪水状況
床上床下浸水戸数1,355戸

岡山県

兵庫県

鳥取県

岡山県

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

千代川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～流域の人々とともに因幡の治水対策を推進～

●グリーンインフラの取り組み 『多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生と水質改善』

○千代川は、その源を神ノ山に発し、上流部では中生代ジュラ紀の三郎巻成層（千巻岩）が形成され、下流部では縄文海進（じょうもんかいしん）により出現した古鳥取湾が千代川から運ばれた土砂により溜められ形成された鳥取平野が広がっており、河口部は遊り鳥の鳥菜場になっているほか、本川、支川においても多様な動植物が息づき良好な景観が形成されている等、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境が多く存在しています。

○千代川水系においては、河川掘削、取砂場等にあたり、動植物の生息・生育環境の保全・再生を目標として、今後概ね20年間で鳥類等動物移動の暫時的連続性を確保、また清らかな水の流れを再生するための河川の水質改善を積極するなど、自然環境が育つ多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。

■治水対策における多自然川づくり

- ・生物の多様な生息環境の保全・再生
- ・高、中、低流域などの自然環境の保全
- ・水生生物多様性の確保と連続性の確保
- ・動植物の生息環境の保全

■自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・河川掘削・河川拡幅
- ・河川掘削・河川拡幅
- ・河川掘削・河川拡幅

■自然環境が育つ多様な機能活用の取組

- ・環境学習への場の提供
- ・自然とのふれあい、地域行事やレクリエーション活動等の場の確保

■流域に係る取組

- ・下水道等関係事業、関係機関、及び地域住民と連携を図り、良好な水質を確保
- ・地域ニーズを踏まえた幅広いある水辺空間創出への連携・支援

鳥取県

岡山県

兵庫県

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

鳥取県

岡山県

兵庫県

鳥取県

岡山県

兵庫県

資料：千代川水系流域治水プロジェクト（令和5年8月25日）

二級水系 流域治水プロジェクト **塩見川・蒲生川外流域治水プロジェクト（県東部東エリア）【位置図】**
 ～あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、二級水系においても事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図ります。
 このうち、塩見川、新深川及び江川については、観測史上最大の被害規模である昭和51年9月台風17号と同規模の洪水を安全に河道に流下させ、家屋の浸水被害を軽減を図ります。
 また、蒲生川については、観測史上最大の降雨が発生した平成29年9月台風19号と同規模の洪水を安全に河道に流下させ、災害発生防止及び軽減を図ります。
 ○あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取組を実施し、「逃げ遅れゼロ」を目指します。



位置図 **県東部東エリア**

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 ・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、放水路整備、樹木伐採
 ・排水機場の整備
 ・治山・砂防関係施設の整備・長寿命化対策
 ・閑伏等の森林整備
 ・種門の長寿命化対策
 ・準用河川等の河川改修、河道掘削 等

■被害対象を減少させるための対策
 ・土砂災害特別警戒区域内での住宅等建て替え時の支援

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進
 ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供
 ・水位計・監視カメラの設置
 ・あんしんトリブーメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供
 ・内水ハザードマップ・浸水想定区域図の作成
 ・ため池ハザードマップ作成・避難訓練の実施
 ・避難スイッチの取組推進、マイ・タイムラインの作成
 ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発
 ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備
 ・支援マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり
 ・要配慮者が確実に避難できる個別避難計画作成等の推進
 ・浸水表示板の設置 等

流域内において、広範囲に取組む対策
 ・河川整備
 ・河川掘削・樹木伐採・堤防強化（鳥取県）
 ・河川への急激な洪水流出の抑制
 ・治水の保全
 ・（多面的治水支援・中山間地支援支体の活動継続）
 ・閑伏等の森林整備
 ・（研修等）森林整備センター・鳥取県
 ・河川への土砂流出を抑制、土砂災害の軽減・防止
 ・治山・砂防関係整備・長寿命化対策

【凡例】
 二級河川 エリア境界
 氾濫を防ぐ対策 市町村境界
 浸水実績（平成29年9月台風19号）
 （塩見川水系 昭和51年9月台風17号）

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

二級水系 流域治水プロジェクト **浜村川・勝部川外流域治水プロジェクト（県東部西エリア）【位置図】**
 ～あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、二級水系においても事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図ります。
 このうち、浜村川、勝見川、勝谷川については、観測史上最大降雨が発生した昭和54年10月台風20号と同規模の洪水を安全に河道に流下させ、被害の軽減を図ります。
 また、勝部川、日曹川、粟谷川については、観測史上最大降雨が発生した昭和62年10月台風19号と同規模の洪水を安全に河道に流下させ、被害の軽減を図ります。
 ○あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取組を実施し、「逃げ遅れゼロ」を目指します。



位置図 **県東部西エリア**

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 ・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、放水路整備等
 ・雨水排水施設の整備
 ・治山・砂防関係施設の整備・長寿命化対策
 ・閑伏等の森林整備
 ・河道掘削、樹木伐採
 ・準用河川等の河川整備
 ・田んぼダムによる流出抑制対策 等

■被害対象を軽減させるための対策
 土砂災害特別警戒区域内での住宅等建て替え時の支援

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進
 ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供
 ・水位計・監視カメラの設置
 ・あんしんトリブーメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供
 ・内水ハザードマップ・浸水想定区域図の作成
 ・ため池ハザードマップ作成・避難訓練の実施
 ・避難スイッチの取組推進、マイ・タイムラインの作成
 ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発
 ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備
 ・支援マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり
 ・要配慮者が確実に避難できる個別避難計画作成等の推進
 ・浸水表示板の設置 等

流域内において、広範囲に取組む対策
 ・河川整備
 ・河川掘削・樹木伐採・堤防強化（鳥取県）
 ・河川への急激な洪水流出の抑制
 ・治水の保全
 ・（多面的治水支援・中山間地支援支体の活動継続）
 ・閑伏等の森林整備
 ・（研修等）森林整備センター・鳥取県
 ・河川への土砂流出を抑制、土砂災害の軽減・防止
 ・治山・砂防関係整備・長寿命化対策

【凡例】
 二級河川 エリア境界
 氾濫を防ぐ対策 市町村境界
 浸水実績（浜村川流域）
 （昭和54年10月台風20号）
 （勝部川流域）
 （昭和62年10月台風19号）

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

資料：鳥取県の流域治水プロジェクト

2. 市民の意見について

(1) アンケート調査

ア 調査の概要

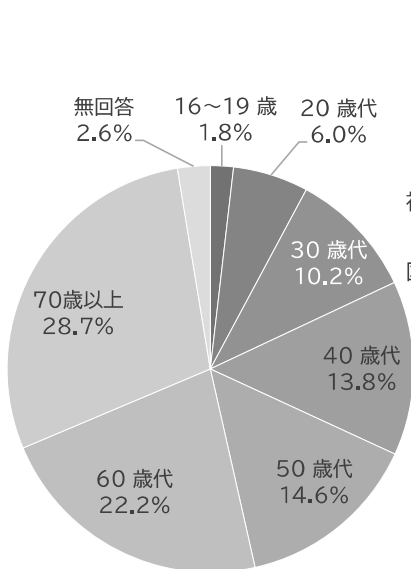
調査の目的	鳥取市の緑の基本計画は、平成 20 年の策定から 15 年以上が経過しており、計画改定にあたり広く市民の緑に対する意識や要望などを把握し、次期計画に反映させることを目的とします。
調査対象	16 歳以上の市民 1,000 人
実施期間	令和 7 (2025) 年 10 月 24 日 (金) ~ 令和 7 (2025) 年 11 月 3 日 (日)
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収数	383 人 (回収率 38.3%)

イ 調査結果

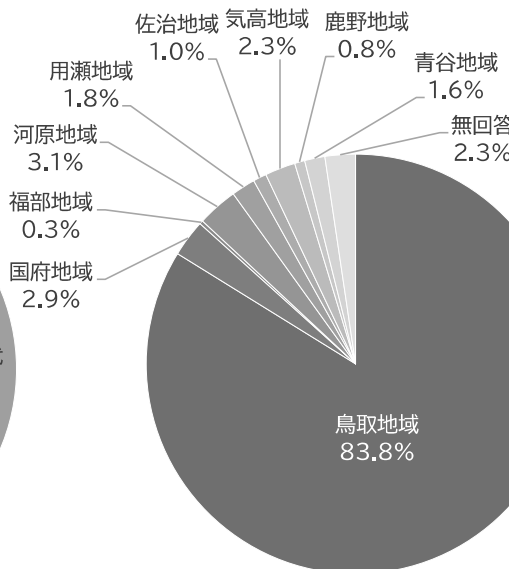
■回答者について

- ・ 回答者の年齢は「70 歳代」が最も多く 28.7%で、次いで「60 歳代」22.2%です。「16 歳以上 30 歳未満」が 7.8%でした。
- ・ 住まいは、83.8%が「鳥取地域」でした。
- ・ 緑への関心は、「関心がある」「少し関心がある」合計で 82.2%でした。

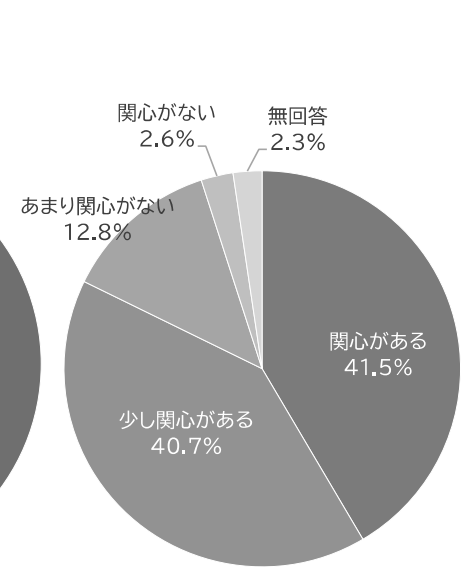
【問 1 年齢】



【問 2 住まい】



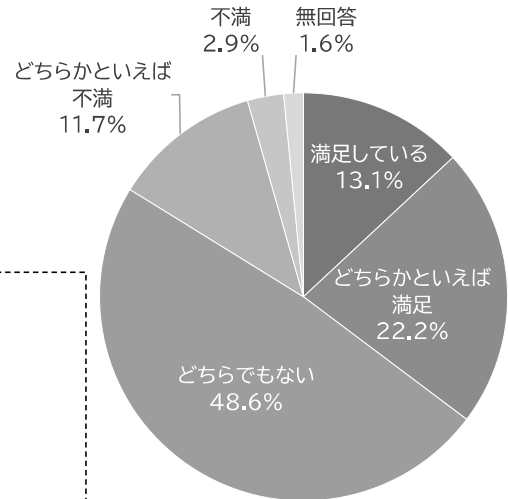
【問 3 緑への関心】



■鳥取市全体の緑について

問4 鳥取市全体の「緑」について、どのように感じていますか

- ・ 「どちらでもない」が約半数 48.6%を占めています。
- ・ 「満足している」「どちらかといえば満足」の合計は 35.3%で、「不満」「どちらかといえば不満」の合計は 14.6%でした。



【満足している・どちらかといえば満足に関する理由】

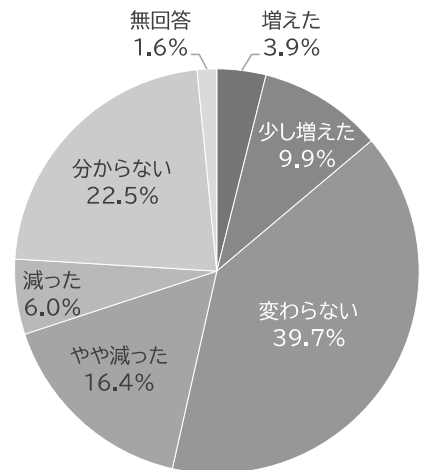
- ・ 山・森林・田畑に囲まれている (35 件)
- ・ 公園・緑地・河川が充実している (25 件)
- ・ 街路樹・道路沿いの緑が整備されている (15 件)

【どちらかといえば不満・不満に関する理由】

- ・ 緑の管理不足・雑草・荒廃地の増加 (18 件)
- ・ 公園・街路樹・植栽の整備不足 (13 件)
- ・ ソーラー設置・宅地開発による緑の減少 (6 件)
- ・ 緑はあるが質や配置に不満 (6 件)

問5 鳥取市の緑は 10 年前と比較してどう思いますか

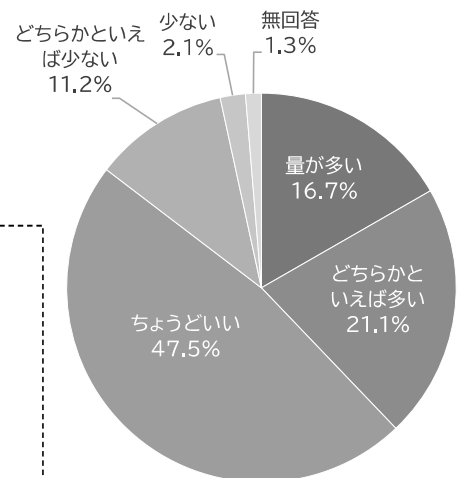
- ・ 「変わらない」がもっとも多く 39.7%です。
- ・ 「増えた」「少し増えた」の合計が 13.8%で、「減った」「やや減った」と感じた合計は、22.4%で減ったと感じている人が多いです。



■あなたのお住まいの地域の緑について

問6 お住まいの周りの「緑の量(りょう)」についてどのように感じていますか

- ・ 「ちょうどいい」が最も多く 47.5%です。
- ・ 「量が多い」「どちらかといえば多い」の合計が 37.8%で、「少ない」「どちらかといえば少ない」は、13.3%でした。



【満足している・どちらかといえば満足に関する理由】

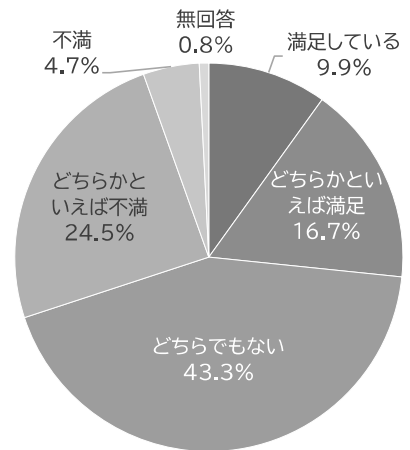
- ・ 山・森林・田畑に囲まれている (58 件)
- ・ 家庭や地域の庭木・植栽が豊富 (19 件)
- ・ 公園・緑地・河川が充実している (17 件)

【どちらかといえば不満・不満に関する理由】

- ・ 宅地化・都市化による緑の減少 (13 件)
- ・ 公園・街路樹・並木道の緑が少ない (9 件)

問7 お住まいの周りの「緑の質（しつ）」についてどのように感じていますか

- ・ 「どちらでもない」が最も多く43.3%です。
- ・ 「満足している」「どちらかといえば満足」の合計が26.6%で、「不満」「どちらかといえば不満」が29.2%で若干ですが、不満が高くなっています。



【満足している・どちらかといえば満足に関する理由】

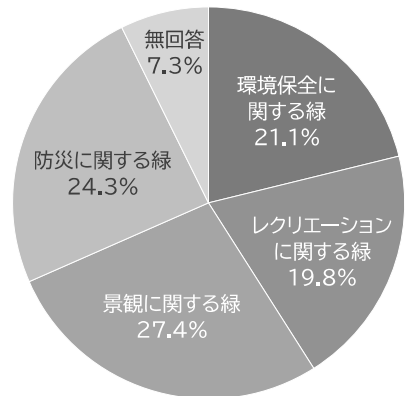
- ・ 季節感・四季の変化を感じられる（35件）
- ・ 維持管理が行き届いている（21件）
- ・ 景観の美しさ・自然らしさ（14件）

【どちらかといえば不満・不満に関する理由】

- ・ 維持管理不足・雑草・荒廃地の増加（46件）
- ・ 景観の美しさ・自然らしさの欠如（17件）
- ・ 公園・街路樹・緑地の整備不十分（13件）

問8 お住まいの周りの緑について、どの項目に関連する緑が必要だと思いますか

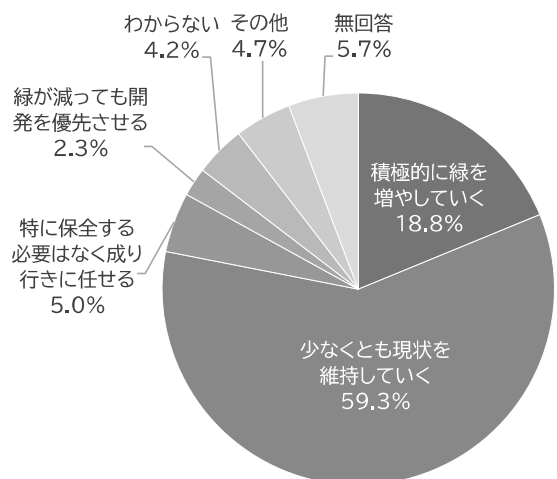
- ・ どれも20%前後ではありますが、最も多いのは「景観に関する緑」で27.4%です。次いで、「防災に関する緑」24.3%、「環境保全に関する緑」21.1%です。



■緑の将来像について

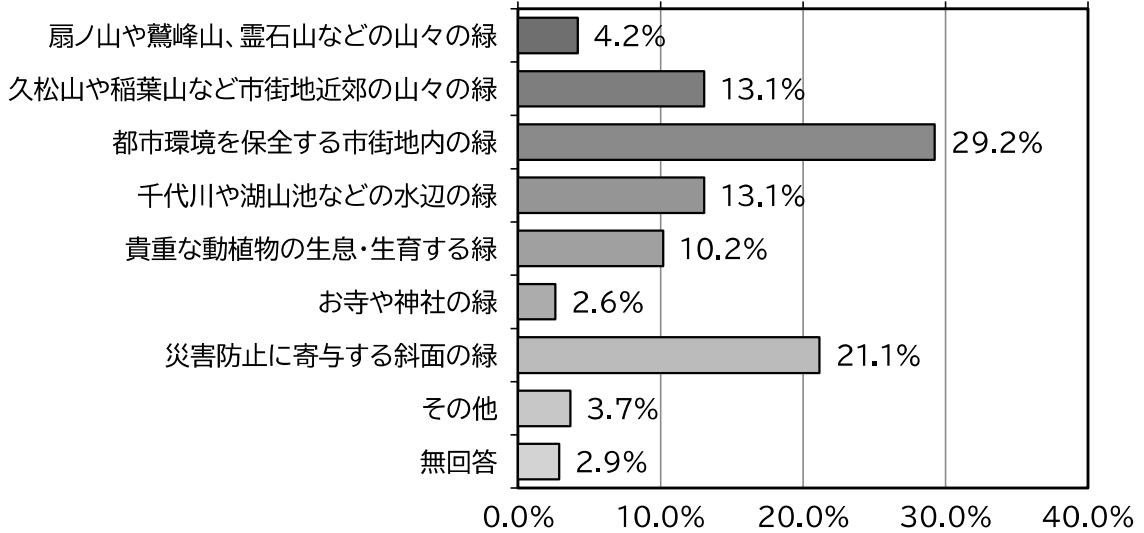
問9 今後、鳥取市全体の緑について、どのようにしていくべきだと思いますか

- ・ 「少なくとも現状を維持していく」59.3%で半数以上となっています。
- ・ 次いで「積極的に緑を増やしていく」の18.8%でした。
- ・ 「特に保全する必要はなく成りに任せる」が、5.0%、「緑が減っても開発を優先させる」は、2.3%でした。



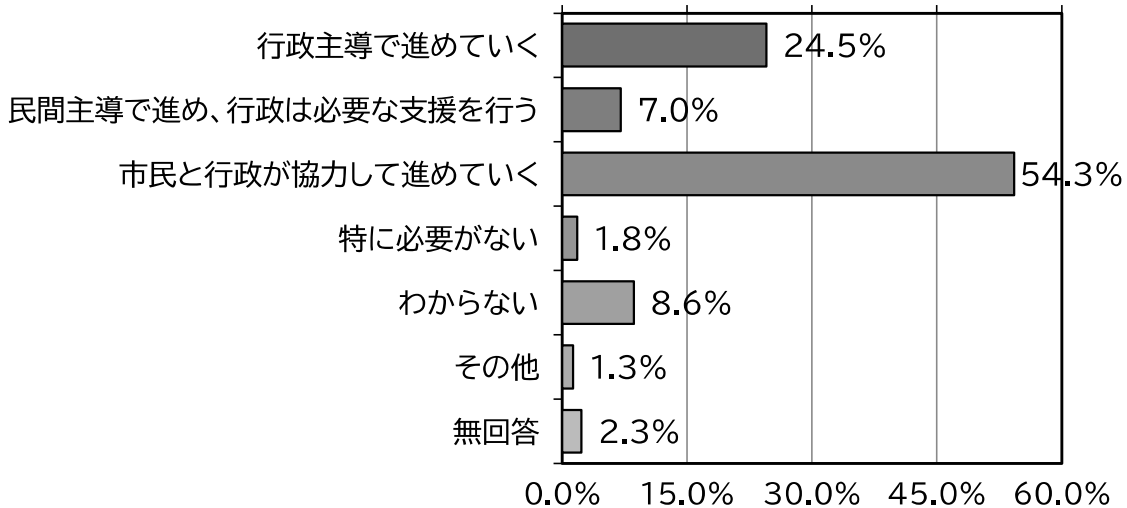
問 10 鳥取市ではどの場所の緑を重点的に保全していくべきだと思いますか

- ・ 最も多いのは「都市環境を保全する市街地内の緑」で29.2%でした。次いで、「災害防止に寄与する斜面の緑」21.1%でした。
- ・ 「お寺や神社の緑」「扇ノ山や鷲峰山、霊石山などの山々の緑」は、2.6%、4.2%と一定数見られました。



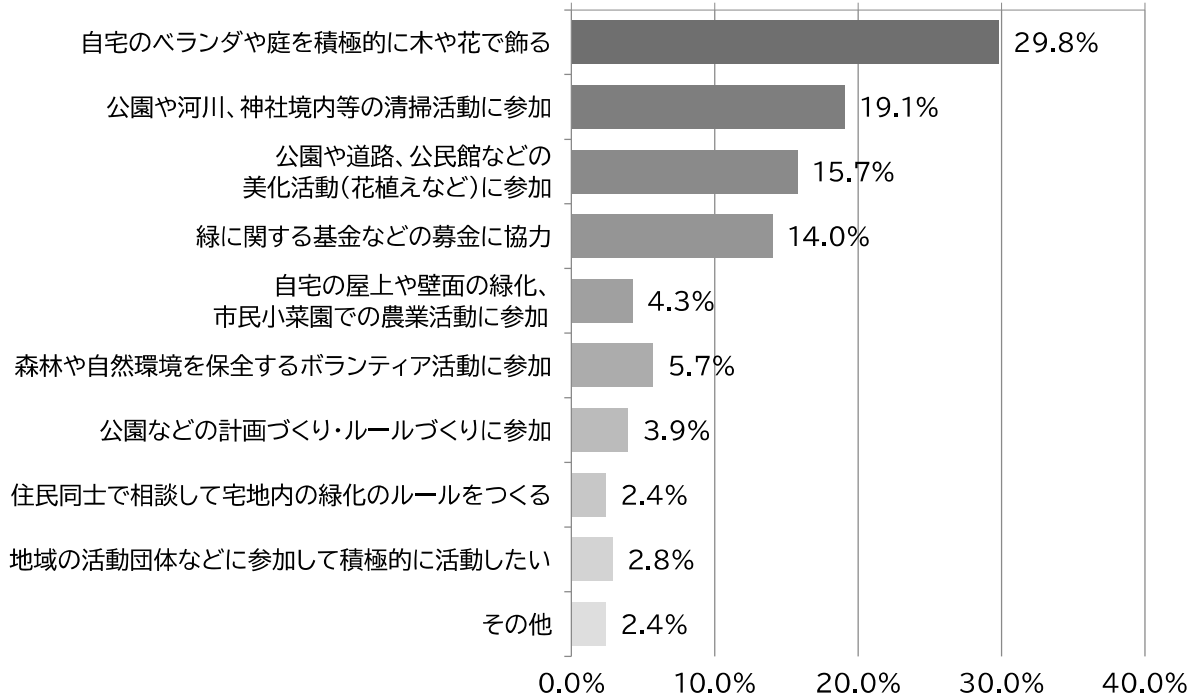
問 11 緑の保全・創出はどのように進めるべきだと思いますか

- ・ 最も多いのが「市民と行政が協力して進めていく」の54.3%でした。次いで、「行政主導で進めていく」24.5%でした。
- ・ 「民間主導で進め、行政は必要な支援を行う」は7.0%、「特に必要がない」1.8%でした。



問 12 あなたが参加、協力できそうな緑の創出・保全に関する活動はありますか【複数回答】

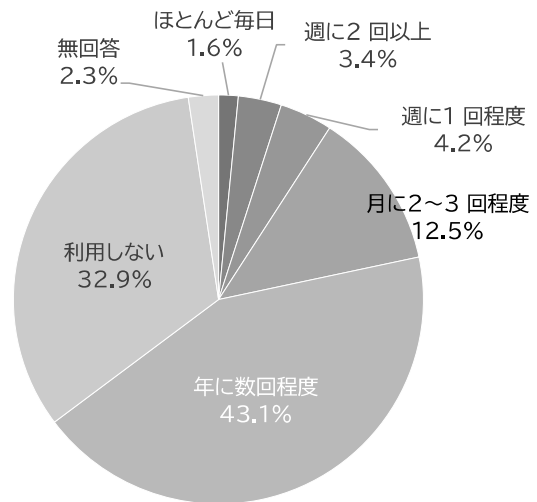
- ・ 「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」が最も多く 29.8%で、次いで「公園や河川、神社境内等の清掃活動に参加」で 19.1%、「公園や道路、公民館などの美化活動(花植えなど)に参加」15.7%、「緑に関する基金などの募金に協力」が 14.0%でした。
- ・ ルールづくりに対しては、「公園などの計画づくり・ルールづくりに参加」が 3.9%、「住民同士で相談して宅地内の緑化のルールをつくる」2.4%と一定数見られました。



■公園について

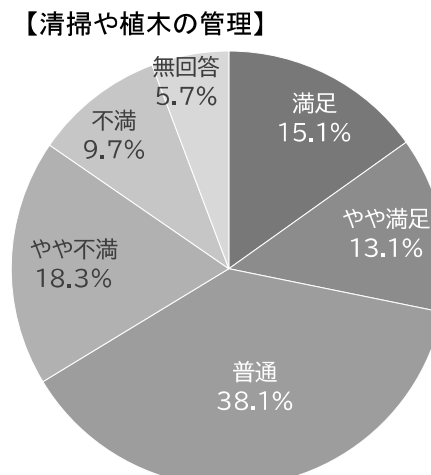
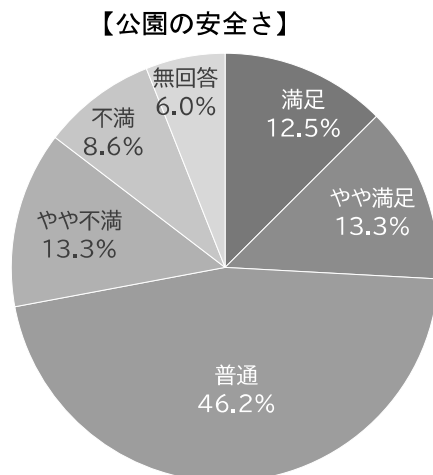
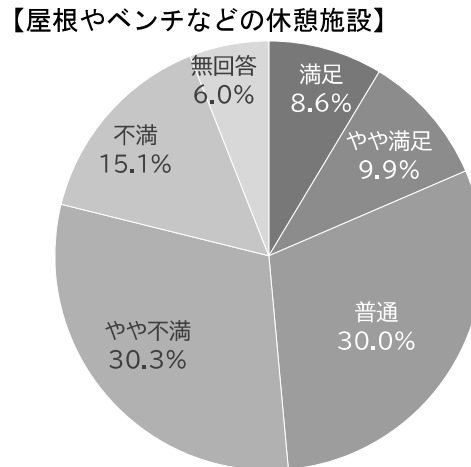
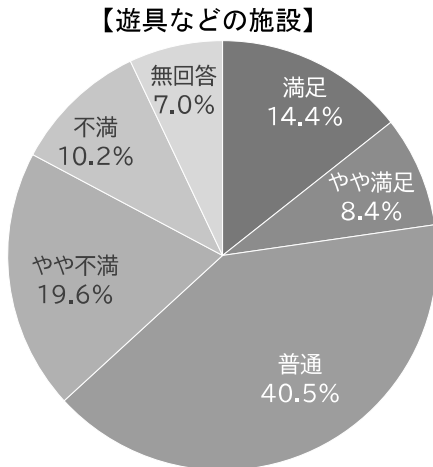
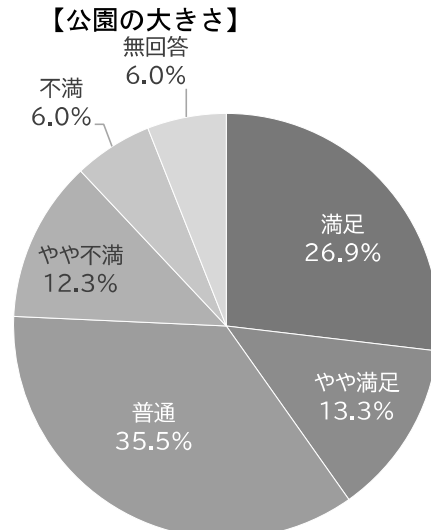
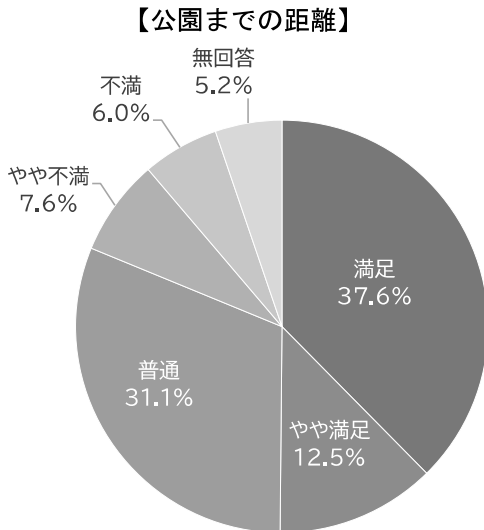
問 13 公園をどのぐらいの頻度で利用しますか

- ・ 「年に数回程度」が最も多く 43.1%、次いで「利用しない」32.9%で合わせて 76.0%が公園をほとんど利用していません。
- ・ 「週に1回程度」「週に2回以上」「ほとんど毎日」利用する方は、9.2%でした。



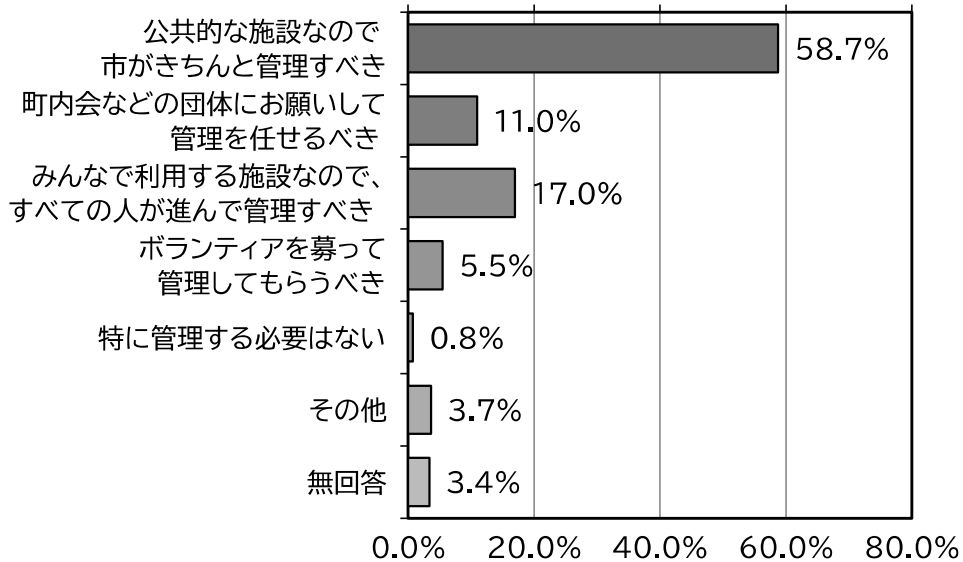
問 14 あなたのお住まいの地域の公園までの距離や施設内容などについて、満足していますか

- ・ 公園までの距離は「満足」「やや満足」合計して 50.1%で半数以上でした。
- ・ 公園の大きさについては「普通」が最も多く 35.5%で、「満足」26.9%、「やや満足」13.3%で満足の合計は 40.2%でした。
- ・ 遊具などの施設は「満足」合計 22.8%、「不満」合計 29.8%と不満が少し高いです。
- ・ 屋根やベンチなどの休憩施設は「不満」合計 45.4%と半数近い数字になっています。
- ・ 公園の安全は、「満足」合計 25.8%、「不満」合計 21.9%でした。
- ・ 清掃や植木の管理も同様に「満足」合計 28.2%、「不満」合計 28.0%でした。



問 15 公園の維持・管理のあり方について、どのようにしていくことが望ましいと思いますか

- ・ 最も多いのは公共的な施設なので市がきちんと管理すべき」で 58.7%でした。
- ・ 「町内会などの団体をお願いして管理を任せるべき」「みんなで利用する施設なので、すべての人が進んで管理すべき」もそれぞれ 10%以上みられました。



■自由意見

総括

- ・ 市民生活における「緑」の重要性を認識しつつも、現状の維持管理や利用環境に対する具体的な改善要望が多数を占める結果となりました。最も意見が集中したのは「公園・広場」に関してで、遊具の老朽化・不足、トイレやベンチなど設備の整備、雑草対策や清掃といった維持管理の徹底を求める声が多く見られました。特に、子どもから高齢者までが安心して快適に利用できる環境づくりが強く期待されています。また、利用を促進するためのイベント開催や、公園の魅力向上を求める意見も目立ちました。次に「街路樹・並木」については、景観形成への一定の評価がある一方で、落ち葉清掃の負担軽減、剪定の強化、虫対策など、市民生活に直結する具体的な管理面での課題解決を求める声が顕著でした。
- ・ その他、「住宅・建物の緑化」では、助成や情報提供による緑化推進が求められており、「自然林・森林」では、散策路や登山道の整備、環境教育への活用といった要望がありました。全体として、市民は緑を生活の一部として捉えており、今後は単なる緑化の推進だけでなく、整備された緑地の質の向上と、市民の負担とならない適切な維持管理が、新たな基本計画における重要な課題となることが示唆されます。

■キーワード別の主な意見

キーワード	要 点
公園・広場の整備と維持管理	公園・広場に関する意見は、老朽化対策と利用環境の改善に集中しています。市民からは、遊具が古く種類も少ないため、子どもたちが安全に多様な遊びを楽しめるよう、遊具の更新や増設が強く求められています。また、利用者が快適に過ごすためのトイレ、ベンチ、日よけ施設などの設備の整備要望が目立ちます。さらに、雑草の繁茂やゴミの放置に対する不満が多く、市による定期的な清掃と維持管理の徹底が強く望まれています。公園が多世代の憩いの場、健康づくりの場として機能するため、イベントの開催やウォーキングコースの整備など、利用促進に繋がる施策への期待も高いです。
街路樹・並木の維持管理	街路樹・並木については、管理の負担軽減と安全性の確保が主な課題です。特に、落葉の時期に清掃が住民個人の大きな負担となっているため、市による回収体制の強化や、より落葉の少ない樹種への変更といった根本的な対策が求められています。また、樹木が大きくなりすぎて交通の見通しが悪化したり、電線にかかったりしている箇所への指摘があり、適切な時期に適切な剪定を行い、景観と安全性を両立させる管理が望まれています。同時に、毛虫などの害虫発生への迅速な対応や、病害対策も重要な要望事項となっています。
緑化の推進	市民は、自宅や事業所といった私有地における緑化への意欲が高い一方、そのための具体的な支援を求めています。特に、生垣やベランダ・屋上緑化など、都市生活の中で緑を増やす取組に対して、助成金制度の創設または拡充が強く要望されています。また、「どのように緑化すれば良いかわからない」という声も多く、緑化に関する専門家による情報提供やアドバイス、講習会の開催といったソフト面でのサポートの強化も期待されています。これにより、市民や事業者が主体的に緑化を推進できる環境を整備することが重要視されています。
自然林・森林の整備と維持管理	市内の自然林や森林資源については、市民が安全かつ手軽に利用できる環境の整備が中心的な要望です。具体的には、遊歩道や散策路、登山道の整備と安全確認を定期的に行い、健康づくりやリフレッシュの場として活用しやすくすることが求められています。また、自然に親しむための体験活動や環境学習の場として森林を活用することへの期待が高く、次世代への環境教育の機会創出が望まれています。一方で、放置されている竹林の整備や間伐材の適切な活用など、森林の健全な維持管理に関する具体的な対策も要望事項に挙げられています。
緑地等の維持管理	このテーマは、個別の緑地（公園、街路樹など）を超えた緑地管理体制全般に関する意見を集約したものです。市民は、せっかく整備された緑地の「質」が維持されていない現状に不満を感じており、その根本原因として予算と人員の不足を指摘しています。そのため、緑地維持管理に関する予算の増額と専門知識を持つ人材の確保を求め、長期的に質の高い管理が継続できる体制づくりを要望しています。また、行政による管理と市民による管理（ボランティアなど）の役割分担を明確化し、市民の協力を促す仕組みづくりも必要とされています。

■年代別の主な意見

キーワード	20～40代	50～60代	70代以上
公園・広場の整備と維持管理	子どもの遊び場としての機能と安全性を最優先。遊具の老朽化・不足の改善、トイレ・授乳室などの設備の充実、ボール遊びができる広場の確保、虫対策といった実用的な要望が集中。	運動・健康づくりの場としての利用を重視。ウォーキングコースの整備や、緑の中での休憩スペース（ベンチ）の充実。また、雑草対策や管理体制の徹底を求める声も多い。	憩いの場としての快適性を重視。ベンチの設置、日陰となる樹木の整備、そして清掃や衛生管理の徹底を求める。安全に散歩・休憩ができる環境への要望が強い。
街路樹・並木の維持管理	虫害（毛虫など）対策や、樹木が大きくなりすぎることによる交通の見通しの悪化といった生活上の安全・衛生面に関する指摘が多い。	景観の維持と剪定の強化に関する要望が多い。都市の顔としての街路樹の価値を認識しつつ、管理の徹底を求める。	落ち葉清掃の負担軽減に関する切実な訴えが集中。市による落ち葉の回収強化や、清掃に対する支援を求める声が特に目立つ。
緑化の推進	ベランダや屋上緑化といった限られたスペースでの緑化に意欲が高く、助成金制度や具体的な技術・情報提供を求める。	生垣や庭の緑化に対する補助制度の充実を求める。また、企業や事業所に対する緑化への働きかけも重要視する。	手入れが容易な緑化方法や、簡単な相談窓口の設置を要望。高齢者でも無理なく続けられる緑化支援策へのニーズがある。
自然林・森林の整備と維持管理	子ども向けの自然体験プログラムや、環境教育の場としての森林活用を求める。安全に利用できる林道・遊歩道の整備も要望。	ハイキングや登山を目的とした登山道・散策路の整備と、危険箇所のない安全管理を求める。放置竹林など管理上の課題解決も要望。	気軽に利用できる自然公園や、ウォーキングに適した平坦な散策路の整備を求める。自然の中で健康維持を図りたいというニーズが強い。
緑地等の維持管理	ボランティアや地域協働といった新しい管理手法に関する意見が見られる。緑地の多角的な活用と合わせた管理効率化を期待。	行政の管理体制の強化と、予算・人員の確保を最も強く求める。緑地の荒廃を防ぐための継続的な投資が必要であると指摘。	清掃や美化活動の徹底を具体的に要望。日々の管理が十分でない現状への不満が多く、日常的な手入れが行き届くよう体制強化を求める。

■地域別の主な意見

地域	要 点
鳥取地域	<p><u>都市生活における緑の「質の維持」と「管理負担の軽減」に焦点。</u></p> <p>街路樹の落ち葉清掃負担に対する行政による支援強化が最も切実。大規模公園の遊具老朽化やトイレ・休憩所などの設備改善、衛生管理の徹底。都市型緑化（ベランダ、屋上）を推進するための助成制度の創設。管理体制の強化と、維持管理予算の重点的な確保。</p>
国府地域	<p><u>身近な里山の保全と、地域の生活環境を脅かす管理課題への対応。</u></p> <p>放置竹林の整備や、森林内の散策路・遊歩道の安全確保。地域公園の雑草対策や、日常的な清掃が行き届くよう管理体制の改善。農業用水路周辺や集落内の緑地の管理に関する住民との連携強化。</p>
河原地域	<p><u>河川環境との調和を図りつつ、地域住民の憩いと利便性を向上させること。</u></p> <p>河川敷や親水空間の整備と、安全で利用しやすい散策路の確保。小規模な緑地や公園の老朽化した遊具・設備の改善。地域住民が主体となる美化活動への資材支援や補助の強化。</p>
用瀬地域	<p><u>豊かな山林資源の安全な利用と保全に直結する課題解決。</u></p> <p>登山道やハイキングコースの整備と、危険箇所のない安全管理の徹底。森林資源の活用（間伐材など）に向けた取組への支援。地域の生活道路沿いの樹木による見通し不良や、倒木の危険性に対する剪定・伐採。</p>
佐治地域	<p><u>山間部の自然景観と生態系の維持への関心が高く、管理の担い手不足への対応。</u></p> <p>貴重な自然林の保全と、環境教育の場としての活用。鳥獣害対策と連携した、山林・緑地の管理体制の構築。地域住民が高齢化しているため、草刈りや清掃を支援する仕組みづくり。</p>
気高地域	<p><u>海岸線や漁港周辺の景観美化と、観光地としての魅力向上を意識した管理。</u></p> <p>海岸沿いの公園や緑地の維持管理の徹底と美化。海水浴場周辺の緑地におけるトイレ、休憩所などの観光利用設備の改善。地域内の主要道路沿いの花や緑の植栽による景観向上の推進。</p>
鹿野地域	<p><u>城下町の歴史的景観との調和と、住民生活に密着した緑地の改善。</u></p> <p>歴史的景観を損なわないような街路樹の剪定方法の検討。地域の憩いの場である公園・広場の設備老朽化対策と雑草対策。住民による生垣などの伝統的な緑化への支援と情報提供。</p>
青谷地域	<p><u>自然資源の保全と地域コミュニティが利用する施設の改善。</u></p> <p>自然学習の場としての里山や海岸林の整備と保全。地域住民が利用する集落内の公園・広場の遊具の更新と安全性確保。地域ボランティアによる緑地管理への市からの資材提供や活動補助の充実。</p>

ウ 調査票

鳥取市 緑に関するアンケート

●アンケート調査のお願い

日頃から、市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鳥取市では、平成21年4月に緑豊かなまちづくりの実現を目指すため「鳥取市緑の基本計画」を策定しましたが、今年度に改定を予定しているところです。このため、市民の皆様のご意見を伺い、今後の鳥取市の緑のあり方を考えることを目的とし、アンケート調査を実施します。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒趣旨をご理解のうえ、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年10月 鳥取市長 深澤 義彦

●回答方法

回答用紙にご記入いただき、同封の返送用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

●ご回答の期限

ご回答の期限は **11月3日(月)まで** です。

●注意事項

○封筒に記された宛名の方がご回答ください。(代筆でも結構です。)

○本アンケートは令和7年10月現在、鳥取市に住民登録されている、満16歳以上の市民の皆さまのうち、無作為に選んだ1,000人を対象に実施します。

○アンケートは、無記名でご回答ください。本アンケートは緑の基本計画改定の参考にするのみを目的とし、それ以外の目的で使用することは一切ありません。

集計結果は、後日、鳥取市公式ウェブサイトで公表いたします。

●緑の基本計画について

○鳥取市緑の基本計画について、詳しくご覧になりたい方はこちら→



問い合わせ

鳥取市役所 都市整備部 都市企画課 都市計画係 電話：(0857) 30-8342

I. あなたご自身のことについておたずねします

問1 年齢

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 16～19歳 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60歳代 7. 70歳以上

問2 お住まいの地域

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 鳥取地域 2. 国府地域 3. 福部地域 4. 河原地域 5. 用瀬地域
6. 佐治地域 7. 気高地域 8. 鹿野地域 9. 青谷地域

問3 緑に関心がありますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 関心がある
2. 少し関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない

『緑』とは以下のようなものが対象となります。

住宅の庭木や生け垣、ベランダの植物、家庭菜園や農地、街路樹、公園や広場、学校や病院・公的施設の緑化スペース、工場や企業敷地の緑地、河川やため池などの水辺など



Ⅱ. 鳥取市全体の緑についておたずねします

問4 鳥取市全体の「緑」について、どのように感じていますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。また、内容を記入してください。)

1. 満足している 2. どちらかといえば満足 3. どちらでもない 4. どちらかといえば不満 5. 不満	1, 2に〇の方は、満足している点を記入してください。
	4, 5に〇の方は、不満な点を記入してください。

問5 鳥取市の緑は10年前と比較してどう思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 増えた 2. 少し増えた 3. 変わらない 4. やや減った 5. 減った 6. 分からない
--

Ⅲ. あなたのお住まいの地域の緑についておたずねします

問6 お住まいの周りの「緑の量(りょう)」についてどのように感じていますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。また、内容を記入してください。)

1. 量が多い 2. どちらかといえば多い 3. ちょうどいい 4. どちらかといえば少ない 5. 少ない	1, 2に〇の方は、多いと思う点を記入してください。
	4, 5に〇の方は、少ないと思う点を記入してください。

問7 お住まいの周りの「緑の質(しつ)」についてどのように感じていますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。また、内容を記入してください。)

※「緑の質」とは、景観の美しさ、季節感、安心感、維持管理の状態、自然らしさ等を想定しています。

1. 満足している 2. どちらかといえば満足 3. どちらでもない 4. どちらかといえば不満 5. 不満	1, 2に〇の方は、満足している点を記入してください。
	4, 5に〇の方は、不満な点を記入してください。

問 8 お住まいの周りの緑について、どの項目に関連する緑が必要だと思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 環境保全に関する緑（省エネルギー、生物多様性、気候緩和、大気浄化など）
2. レクリエーションに関する緑（運動・遊び、散策・自然学習、憩いの場など）
3. 景観に関する緑（自然景観、都市景観、うるおいなどによる地域の魅力向上など）
4. 防災に関する緑（自然災害や延焼の遅延や防止、災害時の避難場所など）

■緑の役割



IV. 緑の将来像についておたずねします

問 9 今後、鳥取市全体の緑について、どのようにしていくべきだと思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 積極的に緑を増やしていく
2. 少なくとも現状を維持していく
3. 特に保全する必要はなく成り行きに任せる
4. 緑が減っても開発を優先させる
5. わからない
6. その他 ()

問 10 鳥取市ではどの場所の緑を重点的に保全していくべきだと思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 扇ノ山や鷲峰山、霊石山などの山々の緑
2. 久松山や稲葉山など市街地近郊の山々の緑
3. 都市環境を保全する市街地内の緑
4. 千代川や湖山池などの水辺の緑
5. 貴重な動植物の生息・生育する緑
6. お寺や神社の緑
7. 災害防止に寄与する斜面の緑
8. その他 ()

問 11 緑の保全・創出はどのように進めるべきだと思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 行政主導で進めていく
2. 民間主導で進め、行政は必要な支援を行う
3. 市民と行政が協力して進めていく
4. 特に必要がない
5. わからない
6. その他 ()

問 12 あなたが参加、協力できそうな緑の創出・保全に関する活動はありますか。

(該当するものに〇印をつけてください。(複数回答可))

1. 自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る
2. 公園や河川、神社境内等の清掃活動に参加
3. 公園や道路、公民館などの美化活動(花植えなど)に参加
4. 緑に関する基金などの募金に協力
5. 自宅の屋上や壁面の緑化、市民小菜園での農業活動に参加
6. 森林や自然環境を保全するボランティア活動に参加
7. 公園などの計画づくり・ルールづくりに参加
8. 住民同士で相談して宅地内の緑化のルールをつくる
9. 地域の活動団体などに参加して積極的に活動したい
10. その他 ()

V. 公園についておたずねします

問 13 公園をどのくらいの頻度で利用しますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. ほとんど毎日
2. 週に2回以上
3. 週に1回程度
4. 月に2~3回程度
5. 年に数回程度
6. 利用しない

問 14 あなたのお住まいの地域の公園までの距離や施設内容などについて、満足していますか。

(それぞれ該当するものに1つ〇印をつけてください。)

内 容	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
みほん	①	2	3	4	5
ア. 公園までの距離	1	2	3	4	5
イ. 公園の大きさ	1	2	3	4	5
ウ. 遊具などの施設	1	2	3	4	5
エ. 屋根やベンチなどの休憩施設	1	2	3	4	5
オ. 公園内の安全性	1	2	3	4	5
カ. 清掃や植木の管理	1	2	3	4	5

問 15 公園の維持・管理のあり方について、どのようにしていくことが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください。)

1. 公共的な施設なので市がきちんと管理すべき
2. 町内会などの団体をお願いして管理を任せるべき
3. みんなで利用する施設なので、すべての人が進んで管理すべき
4. ボランティアを募って管理してもらうべき
5. 特に管理する必要はない
6. その他 ()

IV. 最後に、これまでの設問に関連したご意見やご提案、その他お考えのことがございましたら、ご自由にご記入ください

.....

.....

.....

.....

.....

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

鳥取市緑の基本計画の改定の際に、貴重な資料とさせていただきます。



(2) 市民政策コメント（パブリックコメント）

「鳥取市緑の基本計画（改定案）」市民政策コメントに対する市の考え方

- ・実施期間：令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで
- ・意見応募者数：3名
- ・意見等の総数：3件

意見 No.	ご意見	市の考え方
1	<p>（公園の整備・管理について）</p> <p>子供が自然と触れ合いながら公園で遊べるように整備をして欲しい。近所の公園は雑草が多く遊具も撤去されたので遊ぶのに適していない。芝生を整備して雑草対策もして欲しい。小さい子供も安心して遊べるようにサークルの設置や、ボール遊びが出来るように防球ネットがあれば遊びやすい公園になる。</p> <p>また、四季を感じられる植栽をしてもらうとともに、害虫対策（毛虫や蜂等）もしてもらえると嬉しいです。定期的な芝刈りや剪定、倒木の危険性がある木の伐採もして欲しい。</p>	<p>この度いただいたご意見は、安心して利用できる公園の保全に向け、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>（里山・自然景観の保全について）</p> <p>佐治町や用瀬町などを始めとした中山間地域は、自然の豊かさや美しさと言った観点で、近隣の岡山県鏡野町やその他観光客を誘致できている他地域と同じ様なポテンシャルはあると思うが、自分自身も休日に行ってみようとはなりにくい。</p> <p>自然が手つかずな印象があるので、遠くから訪れてでも見たい景色や場所ができれば地元の人も大切にしたいとか守ろうといった機運が高まるように思う。</p>	<p>里山を形成する森林、農地などの機能が発揮されるよう維持・保全を図ることが、自然景観の保全や、観光資源となりうる自然とふれあう良好な空間の創出につながるものと考えます。里山を維持・保全していくための支援体制や仕組みの充実、意識の醸成などを通じて、豊かな緑の保全・創出に努めてまいります。</p>
3	<p>（計画全体について）</p> <p>私は仕事の関係で長期間海外に居住していましたが、鳥取に戻り、鳥取城跡や袋川沿いの桜並木に触れた際、鳥取のまちが持つ「緑」の価値をあらためて強く実感しました。これらの緑は、単なる景観資源ではなく、地域の歴史や文化、住民の生活と深く結びついた、鳥取らしさを象徴する重要な要素であると感じています。</p> <p>一方で、人口減少や都市機能の効率化が進む中、緑地や自然環境が十分な議論を経ないまま失われていく可能性も否定できません。だからこそ、鳥取を象徴する「緑」とは何か、また将来世代に確実に残していくべき「緑」とは何かについて、行政として明確な整理と方針を持つことが重要であると考えます。</p> <p>短期的な利便性や経済合理性のみを基準とするのではなく、歴史的・文化的価値、住民の心の拠り所としての役割、さらには観光・移住促進といった中長期的視点を踏まえ、保全すべき緑を戦略的に位置づけていく必要があります。</p> <p>鳥取の魅力と持続可能性を高めていくためにも、どの緑を守り、どの緑を活かし、次の世代へ引き継いでいくのかについて、行政主導のもとで丁寧な検討と議論が進められることを強く期待します。</p>	<p>本計画は、「『鳥取らしい地域の風土にあつたうおいのある緑』を未来に引き継いでいく」ことを基本理念とし、「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」をテーマとして設定しています。本市の豊かな自然、地域の象徴となる緑を後世へ引き継ぐ財産として、今後も緑のまちづくりに取り組んでまいります。</p>

3. 緑の現況（参考資料）

(1)市内の緑の現況

ア 緑被率

「JAXA 高解像度土地利用土地被覆図（日本域 10m解像度）」のオープンデータより、本市の市街化区域における 2024 年の緑被率は 11.8%となっています。（2024 年の全国の緑被率は非公表）

なお、2018-2020 年データによる全国の市街化区域等全体における緑被率は約 23%、同様の算出方法による本市の市街化区域における緑被率は約 19%になります。

参考までに「2006-2010 年データ」を用いた全国の市街化区域等全体における緑被率は 28.5%であり、「2006-2010 年データ」と「2018-2020 年データ」とでは、用いた衛星データ等が異なるため、単純比較はできません。

■緑被率

対象年代	市街化区域			中心市街地			全国平均 (%)	比較可否
	区域面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)	区域面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)		
2018-2020	3,126	578.79	18.52	210	15.47	7.37	23.20%	2020、2024 年と集計方法が異なるため単純比較はできない
2020	3,126	318.50	10.19	210	7.14	3.40	非公表	2024 と同じ集計のため比較可能
2024	3,126	368.42	11.79	210	8.71	4.15	非公表	2020 と同じ集計のため比較可能

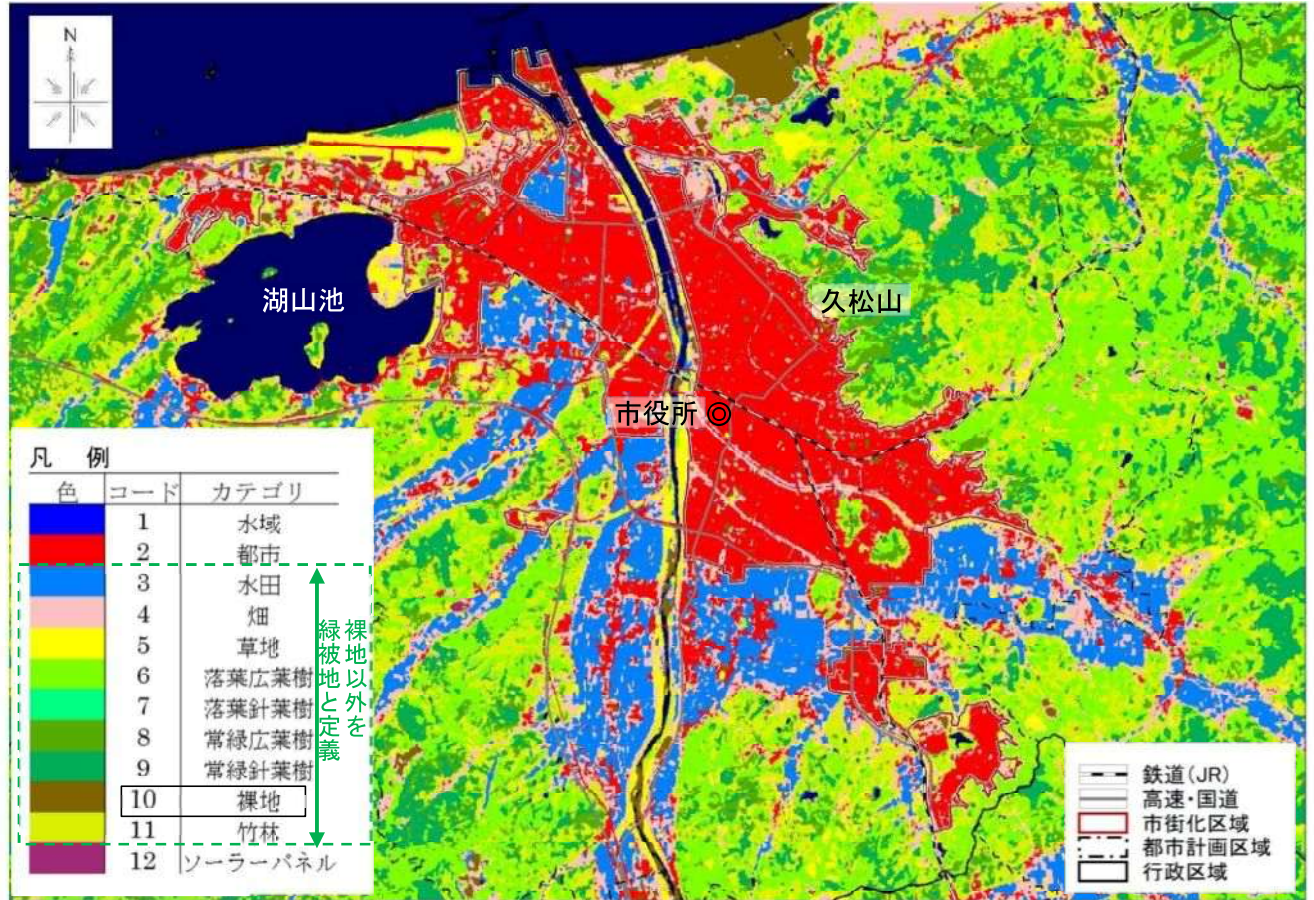
資料：JAXA 高解像度土地利用土地被覆図(日本域 10m 解像度)より、令和 7 年現在の市街化区域及び中心市街地内の緑被地について、GIS を用いて算出

撮影時期は、雲の有無や土地の種類を判別するため、年に数回撮影されたものを合成処理されています。また、「2018-2020 年データ」は各期間の特定時点ではなく平均的な状況を表したものです。

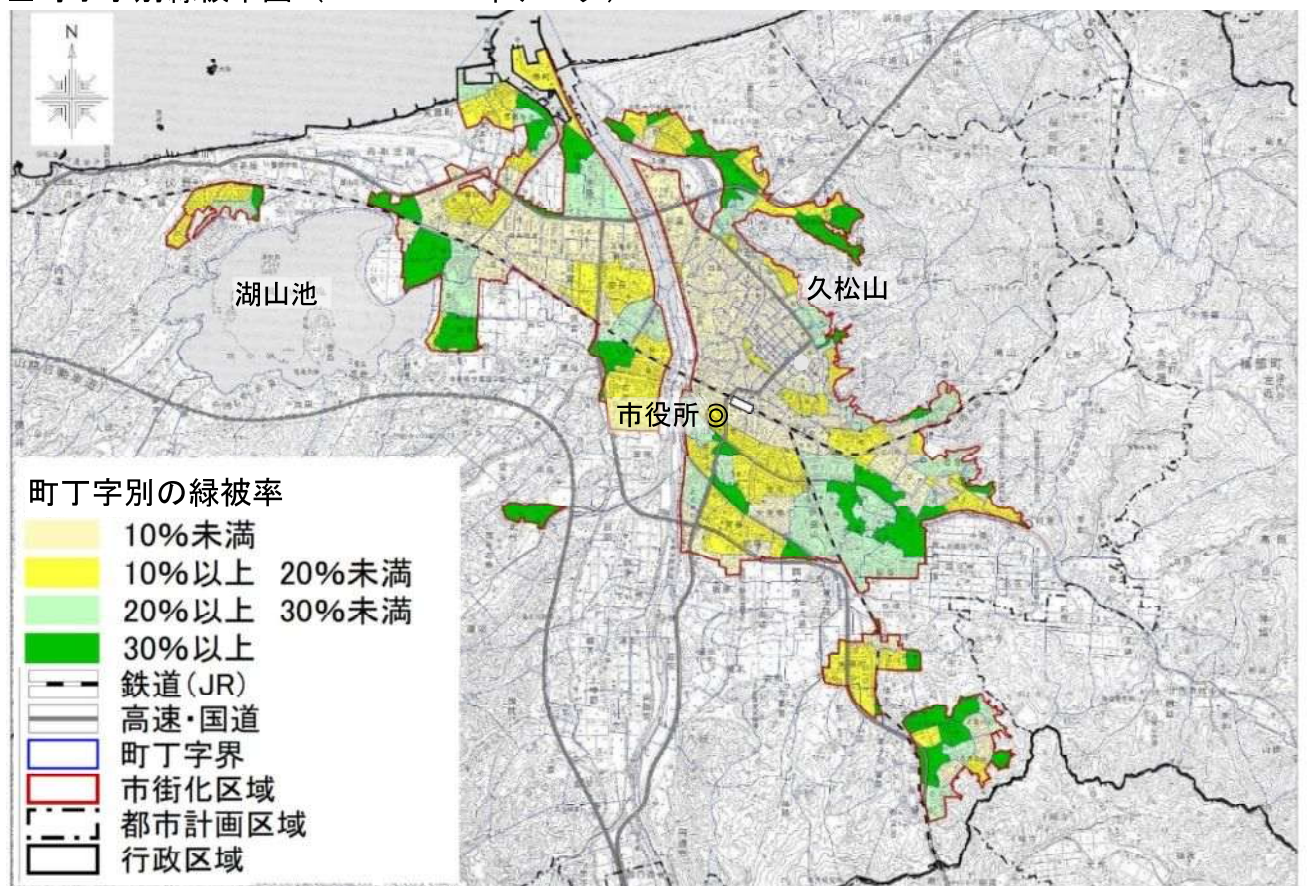
「10m解像度」とは 1 ピクセル（画素）が、地上で約 10m四方の範囲を表していることを意味し、地目は「水田、畑、草地、樹林地、竹林」を緑被地としてカウントするため、10mメッシュ内に最も多くの面積を占めるものを代表地目として算定されています。

地目の判定は、「渡邊敬史、岩本英之、金甫炫ら（2023）オープンデータを用いた緑被率及びグリーンインフラの機能評価に関する調査研究.応用生態工学会」を参考に国が作成しています。

■ JAXA 高解像度土地利用土地被覆図 (2018-2020 年データ)



■ 町丁字別緑被率図 (2018-2020 年データ)

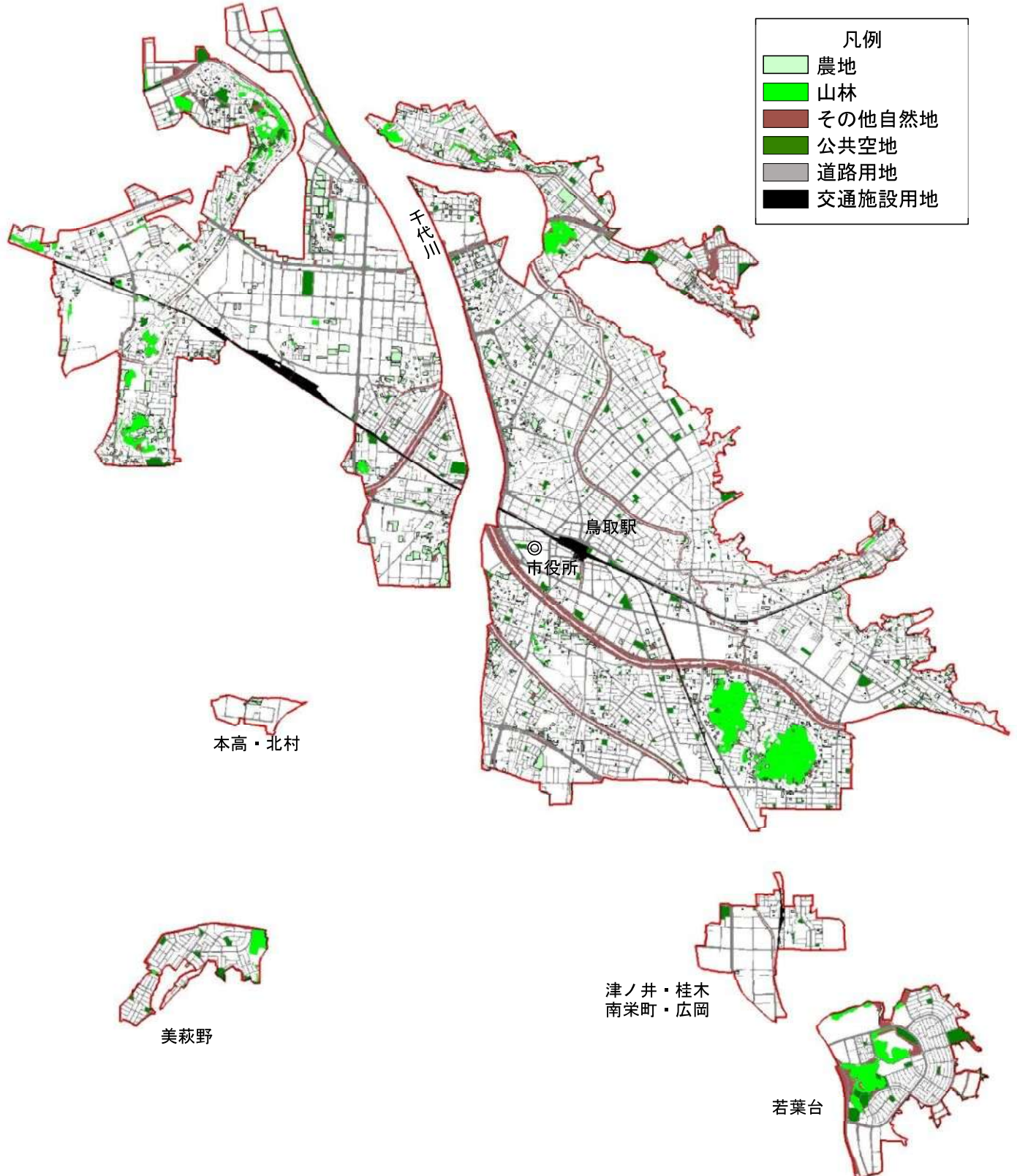


資料： JAXA 高解像度土地利用土地被覆図(日本域 10m 解像度)、国勢調査の町丁字より算定

イ 農地・山林等現況

令和5年度における市街化区域内農地は101.4ha、山林は106.5haであり、市街化区域に占める両者の割合はわずか7%程度である。水面、その他の自然地の172.7haを加えても12%であり、ほとんどが宅地、道路等の都市的土地利用となっています。

■市街化区域内の農地山林現況図



資料：令和5年度 都市計画基礎調査 土地利用現況図より抽出

ウ 河川

本市には、鳥取県三大河川の一つである一級河川千代川が流れているほか、複数の支流や準用河川、普通河川が市域内に存在します。千代川は、鳥取県東部を代表する河川で、流域の自然環境や歴史・文化・防災など様々な役割を果たしています。

千代川のほか、勝部川や蒲生川、塩見川、浜村川、河内川など二級河川や普通河川が点在しており、水田・生活環境・自然景観など多様な地域資源を支えています。

これらの河川は、洪水対策や水質保全、生態系保護、さらには市民の憩いの場として重要な役割を担っています。さらに、準用河川・普通河川も多く、住宅地や農村地帯、海岸部まで流域が広がっており、本市の自然的・社会的特徴を形づくる重要な要素です。

■鳥取市の主な河川

1 級河川						2 級河川						
水系	No.	河川名	No.	河川名	河川名	水系	No.	河川名	水系	No.	河川名	
千代川	1	千代川	19	石井谷川	57	赤波川	塩見川	410	塩見川	浜村川	426	浜村川
	2	湖山川	20	十王川	58	佐治川		411	駟馳山川		427	旧永江川
	3	晩稲川	21	大路川	59	安蔵川		412	日津川		428	勝谷川
	4	三山口川	22	清水川	60	中津美川		413	箭溪川		489	勝見川
	5	野坂川	23	砂田川	74	北川		414	江川	永江川	498	永江川
	6	袋川	24	有富川	75	下味野清水川		415	蔵見川	勝部川	429	勝部川
	7	新袋川	25	砂見川	76	ワサビ谷川		溝川	416	溝川	430	日置川
	8	湯所川	26	八東川	77	北谷川			417	逆川	431	蔵内川
	9	摩尼川	47	三谷川	78	呑谷川			488	逆川放水路	432	山田川
	10	円護寺川	48	大井手川	79	砂田川放水路		内海川	418	内海川	433	八葉寺川
	11	狐川	49	長瀬川	80	西ヶ谷川		河内川	419	河内川	434	今西川
	12	山白川	50	旧長瀬川	81	西ヶ谷奥川			420	河田川	499	露谷川
	13	天神川	51	谷一木川	82	香取川			421	末用川		
	14	美敷川	52	猪ノ子川	83	洞ノ川			422	水谷川		
	15	高岡川	53	曳田川	84	旧千代川			423	中川		
	16	上地川	54	小河内川	85	旧三谷川	424		滑石川			
	17	神護川	55	宇戸川	86	古神護川	425		佐谷川			
	18	大石川	56	大智谷川	87	中瀬川						

資料：鳥取県土木事務所総合管内図

エ 名水

本市の名水は、地域の生活環境や文化を支え、自然の豊かさを示す重要な資源です。特に「布勢の清水」は、全国的にも評価される名水であり、地域住民の暮らしや歴史、自然保護活動と密接に結びついています。

■鳥取市の名水

区分	番号	名称	所在地	形態
暮らしの中の泉	1	布勢の清水	気高町殿	湧水
	2	お地藏さんの水	気高町睦逢	湧水
ふれあいの水辺	3	多鯰ヶ池	浜坂、福部町湯山	湖沼
	4	千代川(用瀬町水域)	用瀬町	河川
	5	山王滝水域	佐治町中	河川
ふるさとの溪流	6	雨滝溪谷	国府町雨滝	河川
	7	三滝溪	河原町北村	河川
	8	不動谷川流域	青谷町田原谷	河川
	9	赤波川溪谷おう穴群	用瀬町赤波	河川

資料：2025 市勢要覧

オ 街路樹の整備状況

市内の国道及び県道や主要な市道では街路樹が植栽されています。主な樹種は、クスノキ、サクラ、ケヤキ、イチョウなどとなっています。

都市での道路緑化は快適な生活環境や緑のネットワークの形成などにおいて不可欠です。本市では幹線道路を中心に街路樹の植栽に努めています。

整備を行うためには周辺の住民の協力や維持管理に関する費用等の問題がありますが、点在する緑地を繋げ、日常生活における快適な道路環境を確保し、都市の風致や景観を形成するために、計画的に推進していく必要があります。

街路樹の整備が進んでいる道路



国道 29 号



鳥取駅南

カ 植生

(ア) 照葉樹帯域

標高400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカシなどの照葉樹が見られますが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎません。

沿岸には、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅1.2kmに及ぶ砂丘が保全され、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られますが、砂の移動が止まり、帰化植物の侵入など草原化が進んでいます。

(イ) ブナ帯域

標高500m以上がブナ帯域となりますが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クヌギ、コナラなどの二次林となっています。

河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部には、かなりの規模のブナ林が残っています。

キ すぐれた自然（植物）

鳥取県自然環境調査研究会の調査結果より、本市におけるすぐれた自然のうち、植物について以下に示します。

(ア) 森林

名 称	位 置	選定の理由
雨滝周辺の自然林	国府町雨滝	渓谷林とブナ林
扇ノ山のブナ林	国府町上地ほか	鳥取県東縁部のブナ林
合せヶ谷スリバチのクロマツ林	浜坂	鳥取砂丘地内凹地の歴史的クロマツ自然林
久松山の城跡自然林	東町ほか	アラカシなど特異種を含むスタジイ林およびタブノキ林
船磯のスタジイ林	気高町八束水	スタジイの大木が多い海岸急斜面の照葉樹林
青谷町飯盛山のブナ林	青谷町桑原	低標高山地に発達する貴重な冷温帯自然林
鷲峯山のブナ林	鹿野町鷲峯ほか	植物相が豊富なブナ林
三滝溪の渓谷林	河原町北村	冷温帯渓谷林とブナ林
高鉢山・北谷の自然林	佐治町尾際	原生的自然林としてのブナ林と渓谷林
山王滝周辺の自然林	佐治町中ほか	暖帯常緑樹林帯・冷温帯落葉広葉樹林の移行帯的自然林
三国山のブナ林	佐治町中ほか	自然維持林に指定されたブナ林

(イ) 低木林・草原

名 称	位 置	選定の理由
鳥取砂丘の植生	浜坂ほか	日本最大規模の海岸砂丘における砂丘植生
八本越三原台のススキ草原	佐治町余戸	中国脊梁山地直下の高原に広がる特異なススキ草原

(ウ) 湿原・湿地林

名 称	位 置	選定の理由
菅野湿原	国府町菅野	低標高地のミズゴケ湿原 (県指定天然記念物、県自然環境保全地域)
波多ノ台(黒岩高原)の草原	用瀬町江波ほか	ミズゴケ湿原のあるススキ草原

(エ) 貴重植物群生地

名 称	位 置	選定の理由
布勢平神社のバイカモ水生群落	気高町殿	冷涼な湧水池の水生植物群落 (県自然環境保全地域)

資料：令和6年度版 鳥取市の環境 資料編

(オ) 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省 略称「重要里地里山」）

名 称	位 置	選定の理由
三原台	佐治町	<ul style="list-style-type: none"> 多様で優れた二次的自然環境を有する 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する

資料：鳥取県生物多様性地域戦略 令和2年3月

(カ) 社叢

名 称	位 置	選定の理由
坂谷神社社叢 (さかだに)	福部町架谷	スダジイが優占する自然度の高い照葉樹林(県指定天然記念物)
南田神社社叢 (のうだ)	福部町南田	スダジイーカシ型の照葉樹林
多鯰ヶ池の弁財天社叢 (たねがいけのべんざいてん)	福部町湯山	小規模であるが、砂丘の歴史に関わる自然度の高いスダジイ林
高岡神社社叢 (たかおか)	国府町高岡	ヤブツバキおよびスダジイの照葉樹林(県指定天然記念物)
宇倍神社社叢 (うべ)	国府町宮下	比較的希少なシラカシ林を主体とするすぐれた照葉樹林
椎谷神社社叢 (しいだに)	覚寺	ホソバオオアリドオシの群生するスダジイ林
樗谿神社社叢 (おうちだに)	上町	大規模なスダジイ林と特異なモミ林(市指定天然記念物)
大野見宿禰命神社社叢 (おおのみすくねのみこと)	徳尾	低地残丘のすぐれた照葉樹林(国指定天然記念物)
倉田八幡宮社叢	馬場	平野部低湿地の代表的照葉樹林(国指定天然記念物)
意上奴神社社叢 (いがみぬ)	香取	巨木の多い多彩な林相の県下最大規模の照葉樹林(県指定天然記念物・県自然環境保全地域)
伏野神社社叢	伏野	クロキの多い海岸地域照葉樹林
白兔神社社叢	白兔	白兔伝説にまつわる海岸地域照葉樹林(国指定天然記念物)
御熊神社社叢 (みくま)	御熊	巨木の多いタブノキーシラカシ照葉樹林
矢矯神社社叢 (やはぎ)	矢矯	タブノキとウラジロガシの巨木が多い照葉樹林(県指定天然記念物)
松上神社社叢 (まつがみ)	松上	天然記念物のサカキ樹林を含む広域自然林(国指定天然記念物・県自然環境保全地域)
権現の森 (高山神社社叢)	河原町北村	移行帯林として落葉広葉樹林帯要素が混生する照葉樹林(県自然環境保全地域)
犬山神社社叢	用瀬町宮原	希少種のイヌブナやツクバネガシが生有する照葉樹林(県指定天然記念物)
金山神社社叢	佐治町余戸	山地型の代表的な照葉樹林
相屋神社社叢	青谷町青谷	スダジイの大木が多く典型的な照葉樹林(県指定天然記念物)
鷲峯神社社叢 (じゅうぼう)	鹿野町鷲峯	スダジイが主体のすぐれた照葉樹林
茂宇気神社社叢 (もうけ)	鹿野町河内	カゴノキやウラジロガシなどの巨木が多いすぐれた照葉樹林(県自然環境保全地域)

資料：令和6年度版 鳥取市の環境 資料編

(キ) 樹木の保存（名木・古木の指定）

本市では、鳥取市自然保護及び環境保全条例により、良好な自然環境の確保と地域の美観風致を維持することを目的に指定保存樹木（名木・古木）を制定し、現在までに23箇所を指定しています。これらは、後世に残していく大切な緑地として保全していく必要があります。

名木・古木



玉屋神社の大杉



卯垣神社社叢（シイ）

■鳥取市の名木・古木一覧

番号	名称	樹種	指定時樹齢 (年)	樹高 (m)	本数 (本)	所在地	指定年度	指定区分	
								市	県
1	男松・女松	マツ	350	4~5	2	戎町	昭和 53	○	
2	八幡宮参道松並木	マツ	320 以上	-	8	馬場	〃	○	
3	賀露神社社叢	マツ	400~500	22~29	-	賀露町北	〃	○	
4	下味野神社の榎	エノキ	460	17.8	1	下味野	〃	○	
5	河内神社社叢	カゴノキ	200~300	25	-	河内	〃	○	
6	浄源寺のモッコク	モッコク	200	10	1	上原	〃	○	
7	梨の親木	ナシ	100	2	3	桂見	〃	○	○
8	聖神社社叢	イチョウ ケヤキ	290 以上	28 26	-	行徳	〃	○	○
9	長田神社のケヤキ	ケヤキ	250 以上	27	1	東町	〃	○	○
10	国安稲荷神社のシイ	シイ	500	12	1	国安	〃	○	
11	卯垣神社社叢	シイ スギ	1000	13 34	-	卯垣	〃	○	
12	八幡宮社叢	ケヤキ	約 470	15~17	-	古海	〃	○	
13	渡辺家の藤と椎の木	フジ スダジイ	100 以上	8	各 1	越路	昭和 62	○	
14	正福寺の銀杏と 五葉の松	イチョウ ヒメコマツ	700 以上 400 以上	29.6 30	各 1	河内	〃	○	
15	玉屋神社の大杉	スギ	約 800	約 25	1	上味野	〃	○	
16	甲山神社のタブノキ	タブノキ	300~350	11.5	1	里仁	〃	○	
17	奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	400 以上	9.2	1	浜坂	〃	○	
18	天然庵のイヌマキ	イヌマキ	約 400	10	1	円護寺	〃	○	
19	安長堤防林	タブノキ他	-	-	-	安長	平成 4	○	
20	一里松	マツ	約 150	10	2	浜坂	平成 13	○	
21	二ノ丸の黒松	マツ	約 400	20	1	鹿野町鹿野	平成 18	○	
22	幸盛寺の大銀杏	イチョウ	400 以上	34	1	鹿野町鹿野	〃	○	
23	南田神社社叢	スダジイ他	-	-	-	福部町南田	〃	○	
⑳	弓河内の大シダレザクラ					河原町弓河内			○
㉑	長瀬の大シダレザクラ					河原町長瀬			○
㉒	落河内の大キリシマ					河原町北村			○
㉓	落河内のカツラ					河原町北村			○
㉔	田岡神社のツバキ樹林					佐治町津無			○

注) 市指定は条例によるもの、県指定は文化財によるものを記載、国指定分は前頁の社叢に記載している。

資料：1 ~23 鳥取市の名木・古木 生活環境課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

㉔~㉔ 鳥取市の指定文化財 文化財課

ク すぐれた自然（動物）

「鳥取県のすぐれた自然 動物編」より、本市における重要種の生息地域を以下に示します。

■重要生息地域

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山・雨滝・広留野 ・河合谷高原	国府町雨滝ほか	豊富な動物相、山地性希少動物の分布、環境省(1991)絶滅危惧種などの重要生息地
那岐山とその周辺の山地(波多ノ台・籠山・牛臥山)	用瀬町屋住ほか	山地草原性昆虫類、亜高山性の鳥類の生息地として、また、数種の森林性の動物の交雑帯あるいは分布境界が集中して見られる地域として重要
鳥取砂丘	浜坂ほか	砂丘に特徴的な動物が生存
久松山とその一帯	東町ほか	各種の動物の生息地として貴重な地域 繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域
高鉢山・高山・三滝溪	河原町北村ほか	山地性動物・南方系動物の分布、豊富な動物相
水尻池	気高町奥沢見	コハクチョウなどの渡来越冬地およびカモ類などの生息地
鷲峯山	鹿野町鷲峯ほか	貴重な種を含む各種の動物(イヌワシ他)の生息地

資料：令和6年度版 鳥取市の環境 資料編

■重要な生き物の例

コハクチョウ（準絶滅危惧）
イソコモリグモ（絶滅危惧Ⅱ類）
カワラハンミョウ（絶滅危惧Ⅱ類）
イヌワシ（特別天然記念物）
オオルリ（鳥取市の鳥）
キマダラルリツバメ(国指定天然記念物)
オオサンショウウオ（特別天然記念物）

資料：鳥取県自然共生課HP、レッドデータブックとっとり第3版（2022年改訂）

ケ 生物多様性を脅かす外来種

人間の手によって持ち込まれた外来生物（外来種）が、人間の管理下から逸脱し野生化（侵入・定着）することで様々な影響が出ていることが問題になっています。

■主な例

オオキンケイギク（河川敷などで在来植物を駆逐）
アライグマ・ヌートリア（農作物や在来生態系への影響）
セアカゴケグモ・ヒアリ（人の健康への影響）など

資料：鳥取県の生物多様性地域戦略（生物多様性計画）

コ 法適用現況

本市には、優れた自然を保護するため、農振法、森林法のほか、自然環境保全法、自然公園法、鳥取県及び本市の条例等により指定されている地域があります。

(7) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

①自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定しています。

②動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区を指定しています。

■動植物保護地区

名 称	選定の理由
カジカ（カエル）	野坂川上流(河内～安蔵)
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社(上砂見)、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③自然公園法等による指定

山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園

資料：令和6年度版 鳥取市の環境 資料編

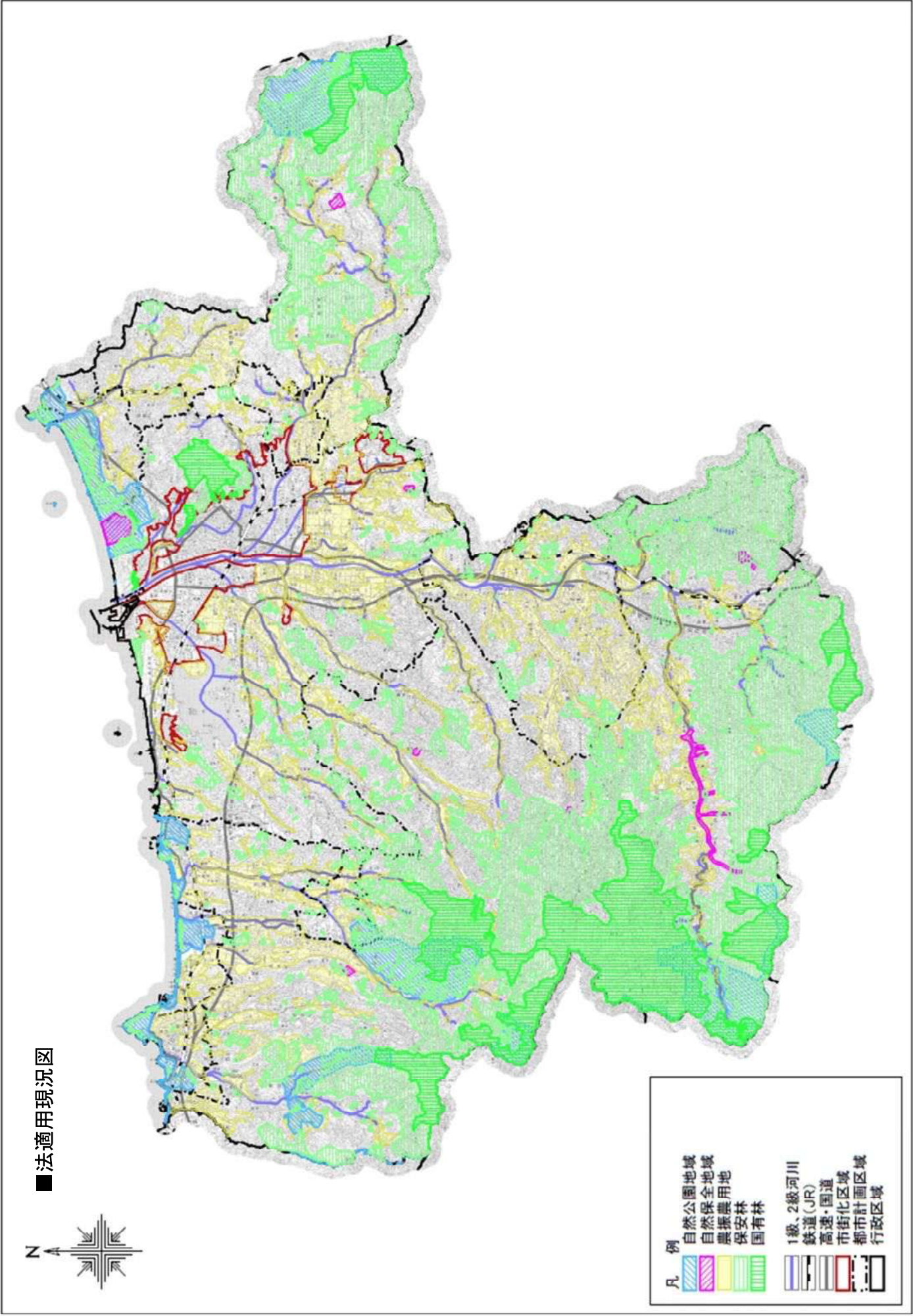
(イ) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として本市においては次のものが指定されています。

■県自然環境保全地域

地域名	指定理由
菅 野	扇ノ山火山溶岩台地上にある高層湿原で、オオミズゴケ等の湿原植物が群生する貴重な植物の自生地。
香 取	スタジイ、タブノキ、ヤブツバキやウラジロガシなどの巨樹が立ち並び、優れた天然林の様相を示す。
松 上	スタジイ群落や樹齢の高い高木が立ち並び、原生的で極相的な林相を示す森林。
佐 治	河川争奪により河岸段丘や急崖地形が発達し、各所に穿入蛇行地形やV字谷が見られる。緑色千枚岩の風化や浸食によって形成された佐治石が分布。
洗 足 山	常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯への移行帯に位置し、尾根部の岩石地にはヒノキ、ヒメコマツが、谷部に近い岩石地にはシャクナゲが自生。
北村権現	落葉広葉樹のイヌシデ等や、常緑広葉樹のヤブツバキ、ウラジロガシの高木が林立する優れた天然林。特に県内でも比較的稀なアサダを優占種とする特異な群落。
気 高 殿	タブノキを中心とする胸高直径100cm以上の大径木の照葉樹林。湧水池一帯にバイカモなどの水草が自生。
鹿野河内	スタジイ、ウラジロガシ、タブノキ等の巨樹が優占する極相林。県内では比較的希少なカゴノキ等も混在し、優れた自然環境を形成。





資料：令和6年度版 鳥取市の環境 資料編



(2) 現況の緑の分析・評価

都市において緑地が果たしている機能は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つに大別されます。前回計画の4つの基本方針を基に、緑の機能を踏まえ、マトリクスに整理すると次のようになります。

■基本方針と緑の機能マトリクス

基本方針	みんなで守る 豊かな緑	みんなで創る 緑の拠点	みんなであつなぐ 水と緑	みんなで広げる 緑の輪
緑の機能				
環境保全機能	里山や自然環境を保全し、生態系や緑の質を守る	緑地や公園の生態系保全と環境改善に努め、良好な緑地を創る	河川や水辺の緑を連結し、生態系ネットワークをつなぐ	市民参加で環境保全活動の輪を広げる
レクリエーション機能	豊かな緑で自然体験や学習の場を守る	市民が交流できる公園・緑の拠点を創る	水辺や緑を活かした散策路や癒しの空間をつなぐ	多様な人が参加する緑のレクリエーション活動を広げる
景観形成機能	豊かな自然景観を保全し、地域の特色を守る	景観に配慮した公園・緑地を計画的に創る	水と緑の景観の連続性を確保し、町の美観をつなぐ	市民や事業者と協働し、緑の景観づくりの輪を広げる
防災機能	緑による土砂災害防止や自然の防災機能を確保して守る	災害に強い緑地やオープンスペースを計画的に創る	緑のネットワークを活用して災害時の安全を確保する	町全体に防災機能を持つ緑の輪を広げ、防災意識を高める

参考資料

そこで、これら4つの機能別に、下表に示す視点に基づいて現況緑地を評価します。本市の緑に関する特徴と評価を次頁に示します。

■緑の機能と評価の視点

緑の機能	対象とする緑	評価の視点
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格となる緑地および身近に存在する小規模な緑とオープンスペース 野生生物の生息地あるいはヒートアイランド現象などの環境負荷を軽減する緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ①都市の骨格を形成する緑 ②自然環境に恵まれた緑 ③農林業地を形成する緑 ④快適な生活環境を支援する緑 ⑤都市環境を維持・改善する緑 ⑥歴史的風土を継承する緑 ⑦多様な生物が生息する緑
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> 日常や週末のレクリエーション活動に利用される緑地 ウェルビーイング^(※)を高める緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ①幸福を実感できる緑 ②自然とのふれあいの場となる緑 ③広域的なレクリエーションの場となる緑 ④身近なレクリエーションの場となる緑 ⑤ネットワークを形成する緑
防災	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止に役立つ緑地 災害時における避難路、避難場所となる緑地 都市公害の緩和に対処し得る緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ①自然災害の軽減に寄与する緑 ②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑 ③避難路、避難場所として機能する緑
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 郷土景観を構成する緑地 市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ①郷土の景観を形成する緑 ②地区の景観を支える緑 ③眺望点となる緑 ④ランドマークとなる緑 ⑤都市景観の向上に寄与する緑

※ウェルビーイング：Well-being とは、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態のこと。

資料：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」（日本公園緑地協会）

ア 環境保全の視点による分析・評価

①都市の骨格を形成する緑

本市は、北側を日本海に面し、南側には中国山地の山々が連なっています。市域中央を流れる千代川とその支流である佐治川、八東川、野坂川、袋川などの河川は、周辺の山地や丘陵地の緑地と海岸部の松林や砂丘景観を結ぶ「水と緑の軸」を形成しています。

②自然環境に恵まれた緑

本市は自然環境に恵まれており、鳥取砂丘や白兔海岸などの海岸景観が代表的です。市内には、久松山や久松公園の緑地、重箱緑地、国指定文化財の松上神社のサカキ樹林をはじめとする社寺境内の森など、多様な自然が点在し、本市の魅力を高めています。また、北側には自然公園が数多くあります。

③農林業地を形成する緑

本市の川沿いや、丘陵地には、水田や畑地、果樹園のほか、人々の暮らしを支えてきた里山の雑木林が広がり、農林業と結びついた緑豊かな景観をつくっています。しかし近年は、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加、宅地化の進行により、これらの農地や里山林は縮小傾向にあります。

④快適な生活環境を支援する緑

市街地周辺に整備された久松公園や樗谿公園をはじめとする都市公園、公共施設の緑地、社寺境内地の樹林は、市民に身近な緑を提供し、憩いと潤いのある快適な生活環境の形成に寄与しています。

⑤都市環境を維持・改善する緑

市街地周辺にある里山や農地、日本海に面した砂丘や海岸からの涼しい風は、市街地を流れる野坂川や大路川、その他周辺の川や、幹線道路を通して市街地に流れ込みます。これにより、夏の暑さをやわらげ、ヒートアイランド現象を抑えるなど、都市環境の維持と改善に役立っています。

⑥歴史的風土を継承する緑

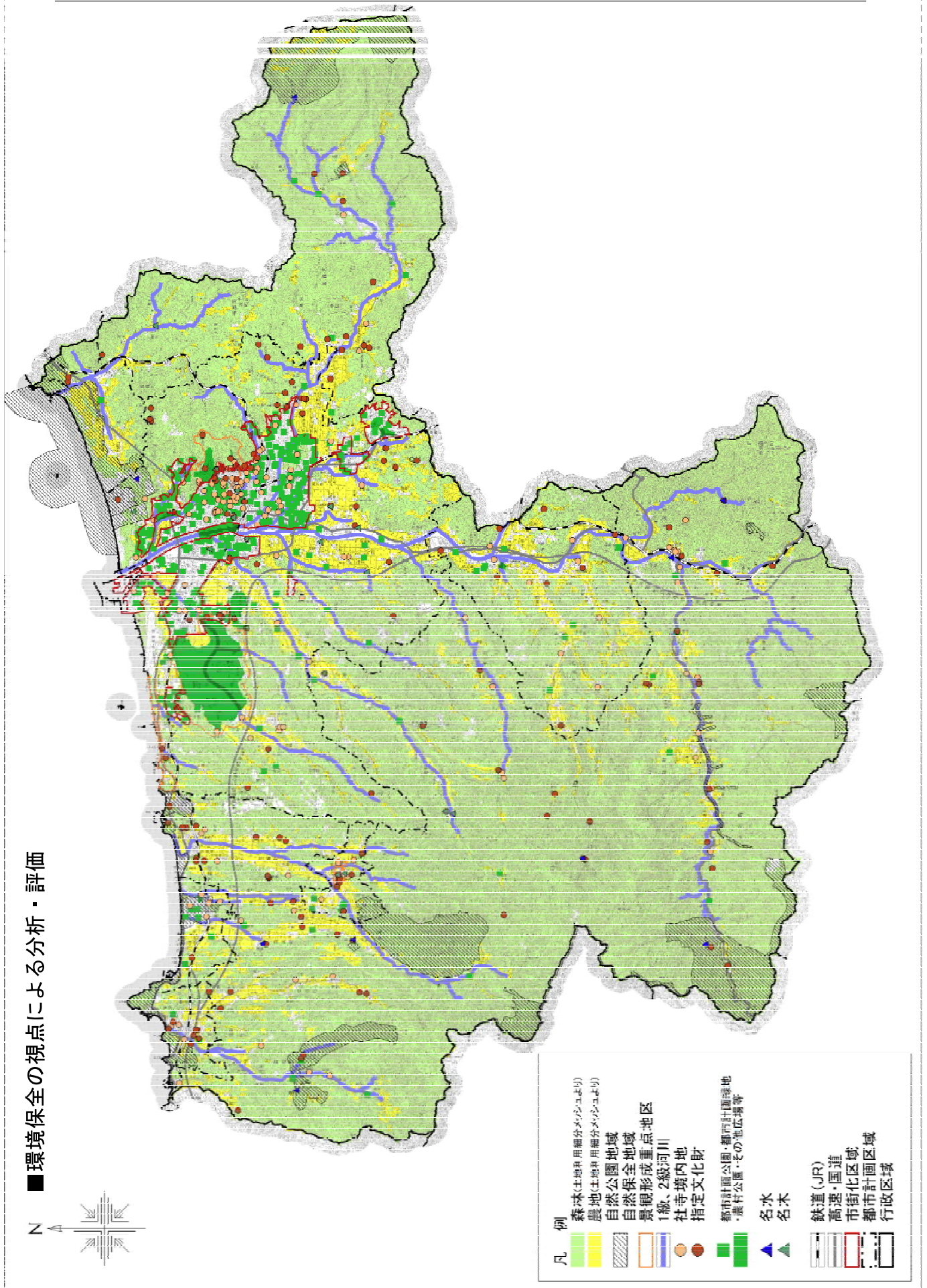
鳥取城跡や因幡国庁跡をはじめとする史跡、社寺境内地の樹林や文化財と調和する緑は、地域の歴史や文化を受け継ぎ、本市の歴史的風土を今に伝えています。

⑦多様な生物が生息する緑

中国山地に連なる山や市街地周辺の里山林、社寺境内地の樹林、湖山川や八東川などの河川、賀露海岸や浜村砂丘をはじめとする海岸部の水辺は、連続した自然環境を形成しており、多様な動植物の生息・生育、そして移動を支える貴重な生態系となっています。

対象となる緑地	森林	農地	自然公園地域・自然保全地域	景観形成重点区域	河川	社寺境内地	指定文化財	公園・広場	名水	名木
①都市の骨格を形成する緑	●		●	●	●					
②自然環境に恵まれた緑	●		●			●	●	●	●	●
③農林業地を形成する緑		●			●					
④快適な生活環境を支援する緑				●		●	●	●		●
⑤都市環境を維持・改善する緑		●	●	●	●					
⑥歴史的風土を継承する緑				●		●	●		●	●
⑦多様な生物が生息する緑	●	●	●		●				●	●

■ 環境保全の視点による分析・評価



イ レクリエーションの視点による分析・評価

①幸福を実感できる緑

本市は、市民が「幸福を実感できる緑」として、公園や緑地、田園、山など多様な自然に囲まれ、四季の変化や自然の美しさを身近に味わえる環境が特徴です。市民が緑や自然に触れられる場所の充実を望み、都市公園の満足度向上や公共施設・住宅地の緑化促進、身近な公園、小中学校の芝生化などに取り組んでいます。それにより心の豊かさや癒し、コミュニティ交流の機会を積極的に創出しています。

②自然とのふれあいの場となる緑

鳥取砂丘や白兔海岸などの自然公園、湖山池周辺、出合いの森の水辺や、とっとり 21 世紀の森の森林公園等では、自然・野鳥観察やレクリエーションの場として市民に親しまれています。

また、耕作されなくなった農地は、農地バンクに預けることにより、市民農園等への活用が期待されています。

③広域的なレクリエーションの場となる緑

久松公園、ニュータウン中央公園、布勢総合運動公園、湖山池公園や千代川緑地ほか、鳥取砂丘周辺の自然公園、菅野湿原、多鯨ヶ池、鹿野町温泉公園などは、レジャーやレクリエーションの場として、市内外から多くの人々が訪れています。しかし、近年一部の施設では利用環境の老朽化や魅力の低下が見られるため、改善が求められています。

④身近なレクリエーションの場となる緑

市内の街区・近隣公園では、昭和 40 年代以降の土地区画整理事業区域内で複数の公園が整備されました。しかし、一部地域では都市公園の整備が進まず、配置に偏りが見られます。市民の福祉の向上や生活環境の充実のため、身近な公園の整備をさらに進める必要があります。また、老朽化した公園施設については、計画的な更新・整備を進めていく必要があります。

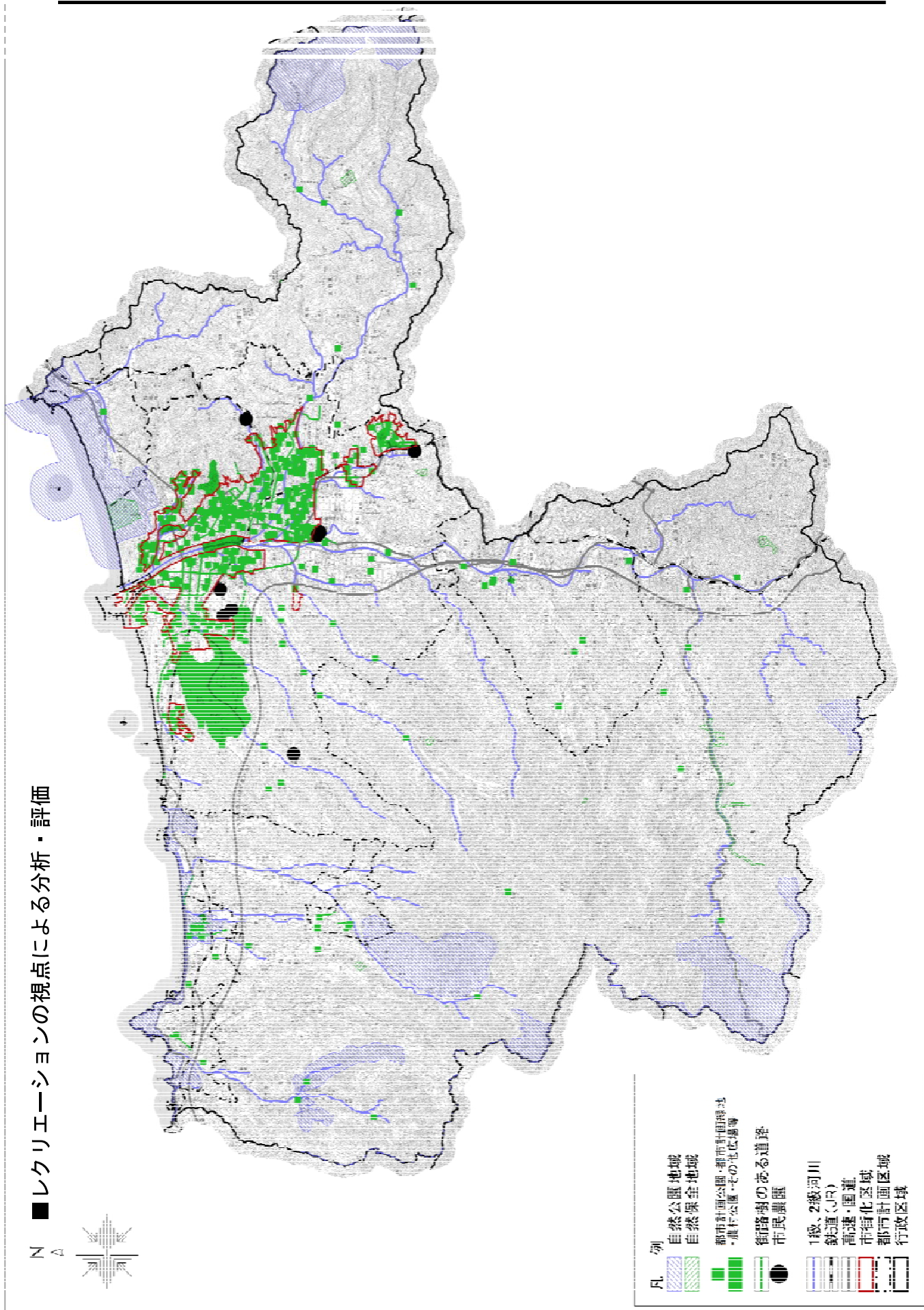
⑤ネットワークを形成する緑

本市では「ウォーカブル（歩きやすさ・歩きたくなるまち）」のまちづくりを中心市街地で推進しています。今後は公共空間のリデザインや賑わい創出、空き店舗の活用を進め、ウォーカブルな都市環境の実現を目指します。

袋川沿いでは「袋川サクラ管理計画」により、桜並木の保全と活性化を進め、四季折々の自然を楽しめる散策路を整備し、市街地の回遊性と快適性を高めています。

対象となる緑地 評価の視点	自然公園地域・自然保全地域	広域的なレクリエーション					公園・グラウンド等	市民農園	街路樹のある幹線道路
		久松公園	ニュータウン中央公園	布勢総合運動公園	湖山池公園	千代川緑地			
①幸福を実感できる緑	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②自然とのふれあいの場となる緑	●	●	●			●		●	
③広域的なレクリエーションの場となる緑		●	●	●	●	●			
④身近なレクリエーションの場となる緑								●	
⑤ネットワークを形成する緑									●

■レクリエーションの視点による分析・評価



ウ 防災の視点による分析・評価

①自然災害の軽減に寄与する緑

千代川や袋川では、改修工事により台風や大雨による水害の被害を抑えています。砂丘の飛砂防備保安林は、飛砂防止だけでなく、自然の防風林としても機能し自然災害による被害を和らげる役割を果たしています。さらに、中国山地の森林や市内の丘陵地に広がる水田や果樹園は、雨水を一時的に貯め、災害を軽減する機能があります。一方で、都市開発による農地の宅地化が進んでおり、地域の特性に応じた緑地を守ることが課題となっています。

②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑

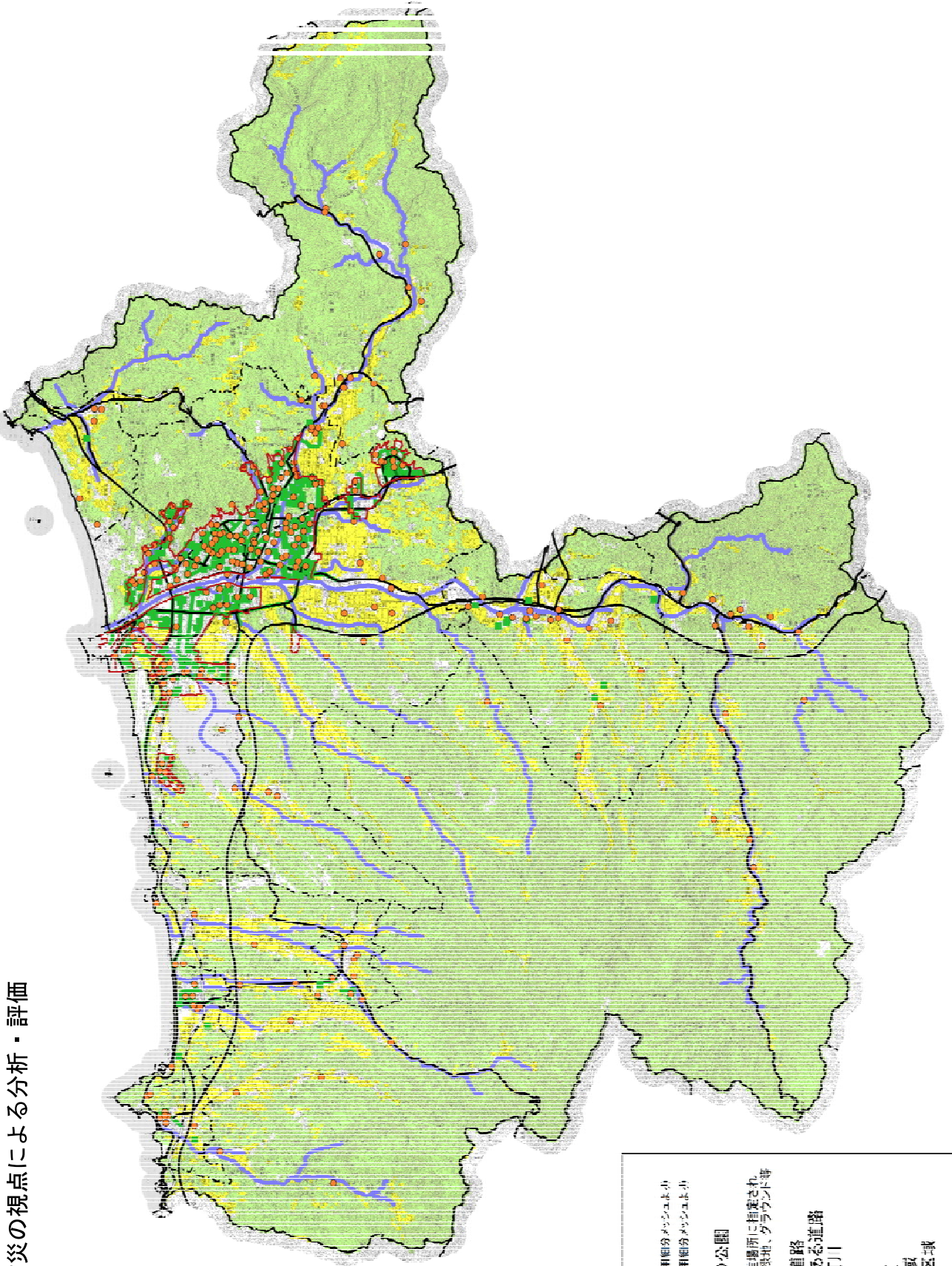
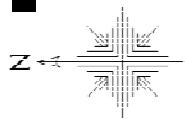
河原町中央公園、気高町浜村砂丘公園、青谷上寺地遺跡公園をはじめとする公園や幹線道路、さらに新袋川・湖山川・湯所川・摩尼川の川沿いの緑地は、市街地での火災被害を抑える役割を果たす「延焼遮断帯」として機能しています。一方、鳥取城下町周辺のように古い街なみが残る地域では、こうした空間が十分に確保されておらず、火災時には被害が広がるおそれがあります。

③避難路、避難場所として機能する緑

市内の小・中学校のグラウンド、棒鼻公園、稲葉山などの都市公園は、緊急時の避難場所として、市民の安全を確保する重要なオープンスペースとなっています。しかし、樹木の太木化や施設の老朽化が進行しており、適切な更新・管理が求められています。

対象となる緑地	森林	農地	公園・広場	指定緊急避難場所	街路樹のある幹線道路
評価の視点					
①自然災害の軽減に寄与する緑	●	●	●		
②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑			●		●
③避難路、避難場所として機能する緑			●	●	

■防災の視点による分析・評価



凡 例

- 森林: 土砂崩れ危険度の低い地域
- 農地: 土砂崩れ危険度の高い地域
- まちなかの公園: 排程緊急避難場所と指定されている公園、緑地、グラウンド等
- 緊急輸送道路: 街路樹のある道路
- 1級、2級河川
- 鉄道 (JR)
- 高速・国道
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 行政区域

エ 景観形成の視点による分析・評価

①郷土の景観を形成する緑

久松山の山麓を利用した鳥取城跡や中国山地の山並み、市内丘陵地の水田や果樹園、日本海に面する鳥取砂丘や白兔海岸は、変化に富んだ本市ならではの景観を形成しています。また、鹿野温泉や福部砂丘周辺の緑地や自然景観が一体となり、観光都市としての魅力を高めています。さらに、工業地においても緑化だけでなく色彩などにより周辺との調和を図るように努めています。

②地区の景観を支える緑

本市中心部の久松公園周辺や樗谿神社の樹林・社寺境内は、地域の生活や文化に根ざした緑として人々に親しまれています。また、湖山池公園や樗谿公園の都市公園、緑化された幹線道路（国道9号・若桜街道）、千代川や袋川沿いの散策空間が地区の緑の拠点となり、地域ならではの景観を形成しています。

③眺望点となる緑

本市は海、平野、山が織りなす変化に富んだ地形が特徴で、市街地や日本海を一望できる眺望スポットが点在しています。本陣山や稲葉山、鳥取砂丘展望台などそれぞれ異なる魅力を持つ眺望スポットで、海や山並みを背景に広がる市街地や砂丘の様々な景観を楽しむことができます。

④ランドマークとなる緑

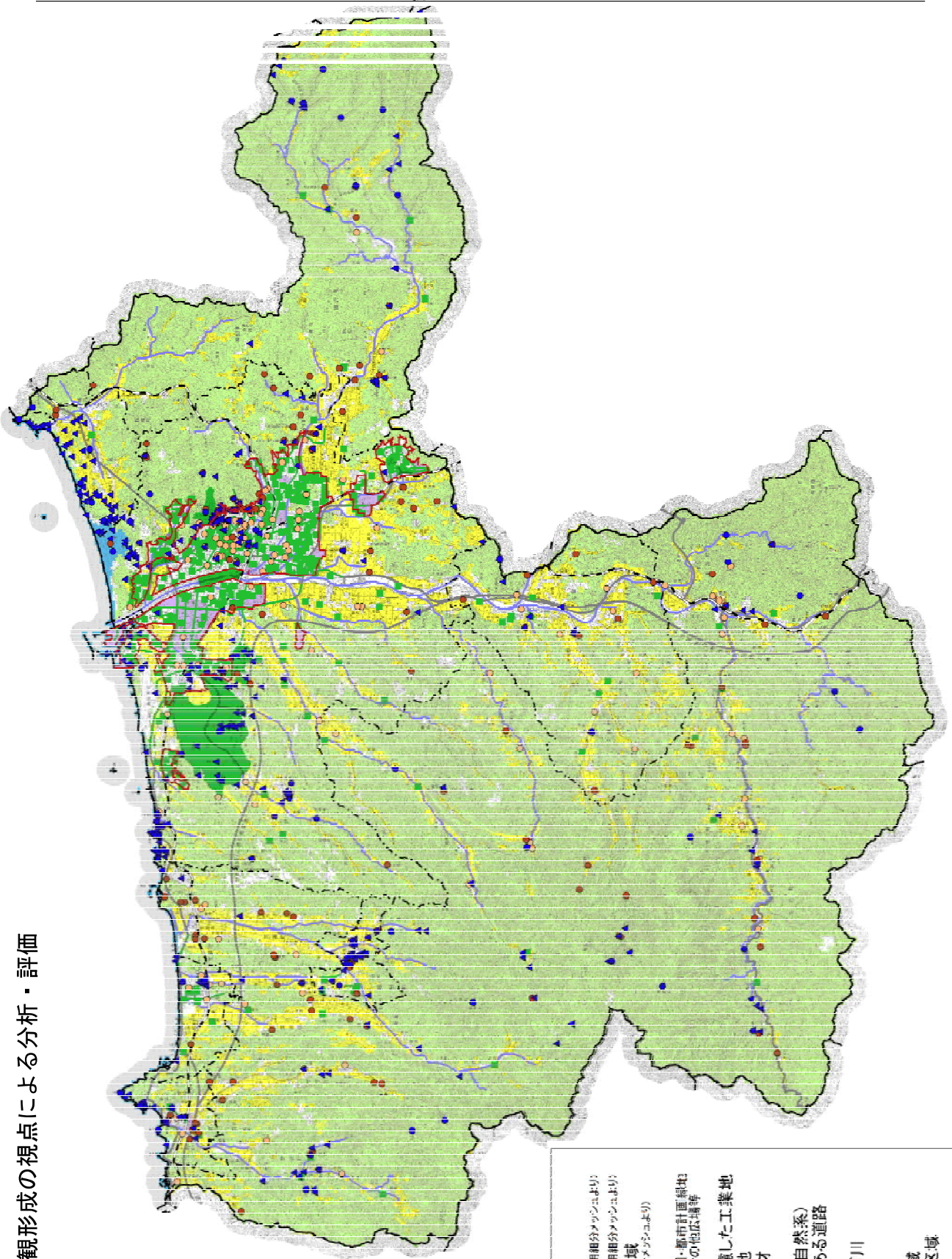
鳥取砂丘や久松山、久松公園、湖山池周辺は、本市の景観のランドマークとして、市民や観光客に親しまれています。

⑤都市景観の向上に寄与する緑

市街地にあり、歴史と一体化した緑である久松公園や樗谿公園、景観軸となる緑となる街路樹や植栽で緑化された幹線道路（国道9号、若桜街道）、水郷景観を形成する湖山池周辺は、まちなかに潤いを与え、都市景観の向上に役立っています。

対象となる緑地 評価の視点	森林	農地	海浜	景観に配慮した工業地	公園・広場	社寺境内地	指定文化財	街路樹のある幹線道路
①郷土の景観を形成する緑	●	●	●	●				
②地区の景観を支える緑	●	●	●		●	●	●	●
③眺望点となる緑	●					●	●	
④ランドマークとなる緑					●	●	●	
⑤都市景観の向上に寄与する緑					●	●	●	●

■ 景観形成の視点による分析・評価



凡	例	森林(土地利用細分メッシュより)	都市計画公園・都市計画緑地 ・農村公園・その他広場等
		農地(土地利用細分メッシュより)	景観に配慮した工業地
		海浜・海水域 (土地利用細分メッシュより)	社寺境内地
			指定文化財
			観光資源
			観光資源(自然系)
			街路樹のある道路
			1級、2級河川
			鉄道(JR)
			高速・国道
			市街化区域
			都市計画区域
			行政区域

4. 前回計画の評価・検証

(1) みんなで守る緑の目標

緑地面積を1.5倍（対H20年度）にするほどの緑地の整備ができなかったため、未達成となりました。

項目		平成20年度 計画策定時	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標	評価	
市街地における緑地の確保量	目標値 (当初)	緑地面積	210ha	273ha	315ha	×
		倍率	1.0倍	1.3倍	1.5倍	
	目標値 (再集計)	緑地面積	381.9ha	496.5ha	572.9ha	
		倍率	1.0倍	1.3倍	1.5倍	
	実績値	緑地面積	381.9ha	397.6ha	399.0ha	
		倍率	1.0倍	1.04倍	1.04倍	

*実績値は、都市計画基礎調査実施要領の変更により緑地の扱いが変更になったことから、再集計した値を採用

(2) みんなで創る緑の目標

ア 都市公園の整備水準

当初設定した目標（20㎡/人）は未達成でしたが、現在の都市公園法施行令に定める（10㎡/人）は満足しています。

項目		平成20年度 計画策定時	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標	評価
都市公園の整備水準	目標値	12㎡/人	16㎡/人	20㎡/人	×
	実績値	12㎡/人	12.9㎡/人	13.6㎡/人	

イ 住んでいる地域の公園の満足度

公園までの距離の満足度は過半数であるものの、大きさの満足度が低いため、未達成となりました。

項目		平成20年度 計画策定時	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標	評価
住んでいる地域の公園の満足度	目標値	28%	35%	40%	×
	実績値	28%	36%	34%	

*実績値は市民アンケートより、公園の満足度について、公園までの距離と大きさを「満足」を選んだ総数を回答数（無回答を除く）で除して集計。247÷（766-43）=34%

ウ 公園の芝生化

公園愛護会の管理公園は増加したものの、担い手・維持管理の課題（地元への負担）があり、芝生化には至らず、未達成となりました。

項目		平成20年度 計画策定時	平成30年度 中間年次	令和7年度 目標	評価	
鳥取方式による身近な公園の芝生化割合	目標値	芝生化公園	5箇所	43箇所	77箇所	×
		割合	2%	25%	44%	
	実績値	管理公園数	173箇所	206箇所	217箇所	
		芝生化公園	5箇所	58箇所	65箇所	
		割合	2%	28%	30%	

*公園の芝生化割合＝芝生化された公園÷公園愛護会管理の公園数（箇所）×100

エ 公共公益施設の緑化率

新たな施設整備にあたっては、施設単体で緑化率 20%以上確保するよう努めてきましたが、施設整備の数も限られていたことから、実績値は横ばいとなり、未達成となりました。

項目		平成 20 年度 計画策定時	平成 30 年度 中間年次	令和 7 年度 目標	評価		
公共公益施設 の緑化率	目標値 (当初)	敷地面積	263ha	263ha	263ha	×	
		緑地面積	38ha	45ha	53ha		
		緑化率	14%	17%	20%		
	実績値	敷地面積	249.3ha	249.3ha	253.5ha		
		緑地面積	59.7ha	63.1ha	67.9ha		
		緑化率	実質値	24%	25%		27%
			H20 との比率 で補正した値	14% (14/24=0.583)	15% (25×0.583)		16% (27×0.583)

*公共公益施設の緑化率=公共公益施設の緑化面積÷敷地面積×100 (%)

*実績値について、計画策定時の求積図が存在しないため、直近の航空写真により再求積を行い、その他の年度についても同様の手法により再求積を実施。実績値の緑化率は、計画策定時と実績値の面積が異なることから、当時の緑化率との比率で補正している。

(3) みんなでつなぐ緑の目標

維持管理の問題（落ち葉、根上がりの処理）、地域住人からの要望、バリアフリーへの対応などにより緑化推進は難しい状況となっており、未達成となりました。

項目		平成 20 年度 計画策定時	平成 30 年度 中間年次	令和 7 年度 目標	評価	
市街地の 3.5m 以上の歩道をもつ 街路の緑化率	目標値	街路延長	36.0 km	48.2 km	48.2 km	×
		緑化延長	26.2 km	38.6 km	38.7 km	
		緑化率	73%	90%	100%	
	実績値	街路延長	36 km	48.2 km	48.2 km	
		緑化延長	26.2 km	38.6 km	38.7 km	
		緑化率	73%	80.1%	80.3%	

*街路の緑化率=全幅員16m以上かつ3.5m以上の歩道のある街路のうち、緑化延長÷整備済み延長×100

(4) みんなで広げる緑の目標

該当するものがなく、現在も事業化されていないため、未達成となりました。

項目		平成 20 年度 計画策定時	平成 30 年度 中間年次	令和 7 年度 目標	評価
地域（ふるさと）の木（花） の選定と普及・育成の取組 実施地区の割合	目標値	10%	100%	100%	×
	実績値	0%	0%	0%	

(5) 緑地現況・緑化状況

●市街地における緑地量（現況）

区 分		面積 (ha)			
		平成 20 年度	平成 20 年度 修正	平成 30 年度 修正	令和 7 年度
市街化 区域内	公園、緑地等	71.76	93.07	97.60	97.47
	社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	4.43	19.61	23.30	23.31
	学校、企業厚生施設その他これらに類する施設	14.00	149.02	155.94	157.38
	小計	90.19	261.70	276.84	278.16
市街化区域 隣接地 *1	湖山池公園	44.14	44.14	44.73	44.73
	県立布勢総合運動公園	52.40	52.40	52.40	52.40
	千代川緑地	11.70	11.70	11.70	11.70
	樗谿公園	4.60	4.60	4.60	4.60
	久松公園	7.37	7.37	7.37	7.37
	小計	120.21	120.21	120.80	120.80
市街地内緑地	合計	210.40	381.91	397.64	398.96
	倍率	1.00	1.00	1.04	1.04

* 1. 市街化調整区域における主な都市公園の供用面積（鳥取市公園等一覧表による集計値）

* 2. 市街地における緑地の確保量＝（市街化区域内緑地＋市街地に隣接する緑地）÷（市街化区域面積＋市街地に隣接する緑地）×100

* 3. 計画策定時（平成 20 年度）の求積図が存在しないため、都市計画基礎調査の土地利用現況図より再求積を実施。都市計画基礎調査実施要領の改訂により、土地利用区分が異なっていると考えられる。
例）墓地は社寺境内の場合と公園・緑地の墓園となる場合や、学校の校庭が緑地ではなく公益施設になっているものが混在しているなど。

資料：令和 7 年データは令和 5 年度鳥取県都市計画基礎調査（東部地区）土地利用現況図より GIS による求積値、平成 30 年データは平成 25 年度鳥取県都市計画基礎調査（東部地区）土地利用現況図より GIS による求積値、平成 20 年データは平成 14 年度鳥取市都市計画基礎調査 土地利用現況図より GIS による求積値

●都市公園現況（令和6年度末現在）

種類	種別	内 容	鳥 取 市 現 況			
			公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	備 考
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	123	26.78	1.66	真教寺公園ほか
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	5	6.18	0.38	湖山公園 賀露上小路公園 鹿野町温泉公園 鹿野町越路ヶ丘公園
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。	4	33.54	2.08	美保公園 ニュータウン中央公園 河原町中央公園 気高町浜村砂丘公園
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。	—	—	—	—
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	1	44.73	2.77	湖山池公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	—	—	—	—
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	1	52.4	3.24	県立布勢総合運動公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000ha を標準として配置する。	—	—	—	—
国営公園	国営公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が配置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上として配置する。	—	—	—	—
		国家的な記念事業等として配置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	—	—	—	—

参考資料

種類	種別	内 容	鳥 取 市 現 況			
			公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	備 考
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	1	4.6	3.46	樗谿公園；風致公園 久松公園、青谷上寺地 遺跡公園；歴史公園 円護寺公園墓地；墓園
			2	11.55		
			1	6		
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	—	—		—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	9	33.74		千代川緑地、袋川緑地、 吉方中央緑地、久松緑地、行徳緑地、新品治緑地、重箱緑地、千代川倉田緑地
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	—	—	—		
合 計			147	219.52	13.59	都市計画区域内人口 161,494人 R7.3.31時点

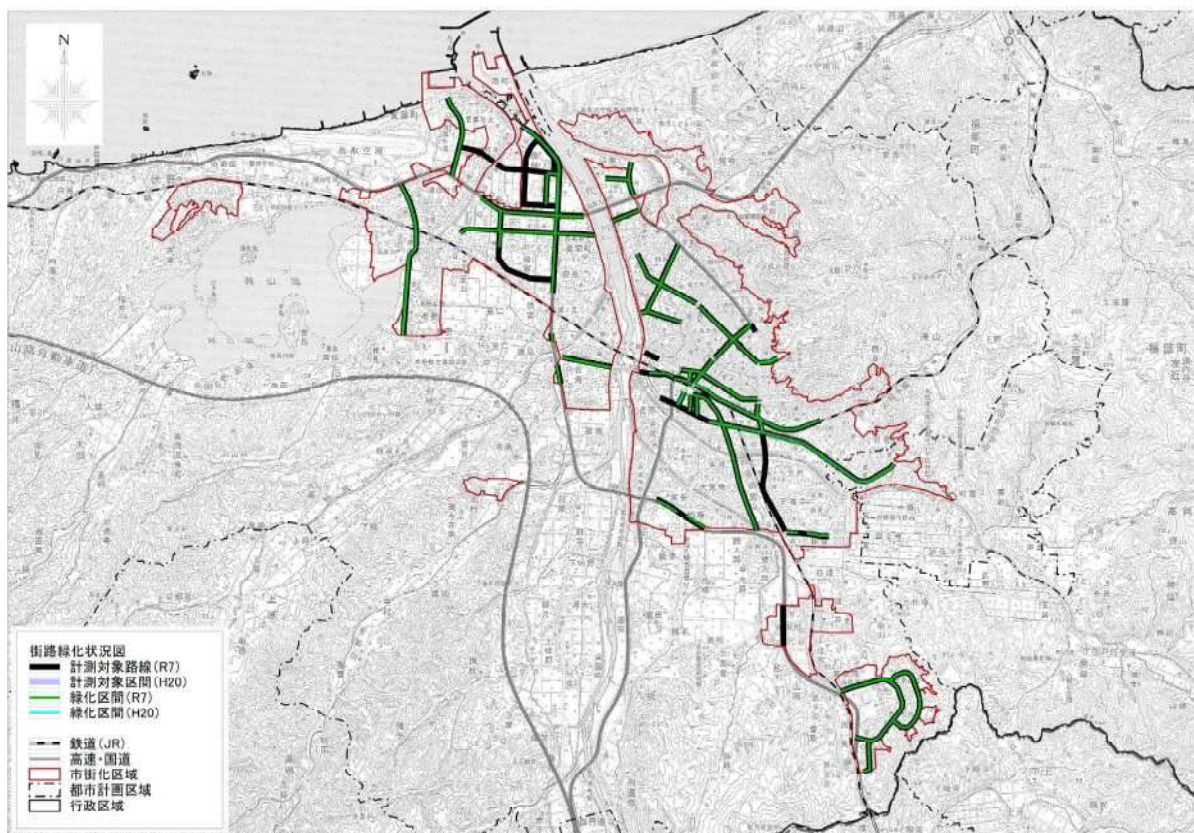
資料：数値は鳥取市都市企画課資料、種別は国土交通省「都市公園の種類」

●街路の緑化状況

区分	平成 20 年			平成 30 年			令和 7 年		
	街路延長 (km)	緑化延長 (km)	緑化率 (%)	街路延長 (km)	緑化延長 (km)	緑化率 (%)	街路延長 (km)	緑化延長 (km)	緑化率 (%)
16m 以上 幹線道路	36.0	26.2	72.8	48.2	38.6	80.1	48.2	38.7	80.3
国道	6.4	5.4	84.4	6.4	5.4	84.4	6.4	5.4	84.4
県道	19.3	15.5	80.3	23.1	18.4	79.7	23.1	18.4	79.7
市道	10.3	5.3	51.5	18.7	14.8	79.1	18.7	14.9	79.7

- * 1. 自動車専用道路、緑化が困難な橋梁部等を除く
- * 2. 幅員 16m 以上かつ歩道幅員 3.5m 以上を対象

■市街化区域内の街路緑化状況



資料：とっとり市地図情報サービスより、都市計画道路、航空写真（R7.9 閲覧）を用いて GIS より計測

参考資料

●主な公共公益施設の緑化状況（鳥取市全域）

区域	施設名称	令和7年			平成30年			平成20年			備考
		敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)	
市街化 区域	鳥取県庁	4.05	0.79	19.4	4.05	0.67	16.5	4.05	0.67	16.5	
	鳥取市役所	1.91	0.09	4.8	1.00	0.08	8.0	1.22	0.08	6.6	解体・移転
	鳥取市市民会館	0.36	0.00	0.8	0.36	0.00	0.0	0.36	0.00	0.0	
	鳥取県立県民文化会館	3.28	0.12	3.8	3.28	0.14	4.3	3.28	0.14	4.3	
	鳥取市立武道館	0.41	0.17	41.6	0.49	0.03	6.1	0.49	0.05	10.2	西高整備
	鳥取市民体育館	1.60	0.36	22.4	1.33	0.07	5.3	1.33	0.07	5.3	増改築・駐 車場拡張
	鳥取市福祉文化会館	0.18	0.00	2.6	0.18	0.00	0.0	0.18	0.00	0.0	
	鳥取県立博物館	1.25	0.45	35.9	1.25	0.45	36.0	1.25	0.43	34.4	
	鳥取市文化センター	0.80	0.23	28.5	0.80	0.23	28.8	0.8	0.23	28.8	
	国際交流プラザ	0.68	0.11	16.8	0.68	0.11	16.2	0.68	0.11	16.2	
	高齢者福祉施設 (なごみ苑)	1.24	0.18	14.5	1.24	0.18	14.5	1.24	0.18	14.5	
	鳥取市総合福祉センター (さざんか会館)	1.12	0.04	3.6	1.12	0.07	6.3	1.12	0.07	6.3	
	鳥取市立病院	5.91	0.93	15.7	5.91	0.93	15.7	5.91	0.93	15.7	
	鳥取市赤十字病院	1.99	0.19	9.5	1.99	0.08	4.0	1.99	0.08	4.0	
	鳥取県立中央病院	6.38	0.39	6.1	5.57	0.56	10.1	5.6	0.78	14.0	増改築
	国府町総合支所	0.39	0.01	3.7	0.12	0.01	8.3	0.12	0.00	0.0	解体・移転
	大学	58.76	25.55	43.5	58.75	25.17	42.8	58.75	25.17	42.8	
	高校	39.15	10.15	25.9	38.88	8.30	21.3	37.31	9.10	24.4	
	中学校	15.21	2.21	14.5	15.20	2.09	13.8	15.20	1.81	11.9	
小学校	38.12	9.29	24.4	37.98	8.43	22.2	37.98	5.53	14.6		
	小計	182.78	51.26	28.0	180.18	47.60	26.4	180.18	45.43	25.2	
市街化 調整区域	大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高校	1.21	0.59	48.9	-	-	-	-	-	-	
	中学校	10.63	1.62	15.2	8.37	1.53	18.3	8.37	1.11	13.3	義務教育学 校も含む
	小学校	7.75	1.91	24.6	9.64	1.41	14.6	9.64	1.41	14.6	
		小計	19.60	4.12	21.0	18.01	2.94	16.3	18.01	2.52	14.0
非線引き 白地	福部町総合支所	0.68	0.06	9.2	0.68	0.12	17.6	0.68	0.12	17.6	
	河原町総合支所	0.67	0.07	10.0	0.67	0.09	13.4	0.67	0.09	13.4	
	気高町総合支所	0.47	0.01	2.4	0.47	0.03	6.4	0.47	0.03	6.4	
	鹿野町総合支所	0.77	0.13	17.3	0.77	0.13	16.9	0.77	0.13	16.9	
	青谷町総合支所	1.99	0.29	14.7	1.99	0.29	14.6	1.99	0.29	14.6	
	大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高校	3.45	0.62	18.0	3.45	0.62	18.0	3.45	0.45	13.0	
	中学校	19.07	4.91	25.7	15.86	4.14	26.1	15.86	4.49	28.3	義務教育学 校も含む
	小学校	6.94	1.84	26.5	10.16	2.66	26.2	10.16	2.27	22.3	
		小計	34.04	7.93	23.3	34.05	8.08	23.7	34.05	7.87	23.1
都市計画 区域外	用瀬町総合支所	0.68	0.15	22.1	0.68	0.15	22.1	0.68	0.15	22.1	
	佐治町総合支所	0.37	0.15	39.2	0.37	0.15	40.5	0.37	0.15	40.5	
	大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中学校	2.42	0.60	24.8	2.42	0.60	24.8	4.01	0.45	11.2	
	小学校	13.61	3.64	26.7	13.61	3.57	26.2	13.61	3.16	23.2	
		小計	17.09	4.53	26.5	17.08	4.47	26.2	17.08	3.91	22.9
	合計	253.50	67.85	26.8	249.32	63.09	25.3	249.32	59.73	24.0	

*計画策定時の求積図が存在しないため、直近の航空写真により再求積を行い、その他の年度についても同様の手法により再求積を実施。

資料：とっとり市地図情報サービス、航空写真等を用いてGISより計測

5. 緑に関する法制度等

(1) 都市緑地法とは

1973年（昭和48年）に「都市における緑地の保全と緑化の推進に関して必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ること」を目的として「都市緑地保全法」として制定されました。

2004年（平成16年）には、都市公園の整備や緑地の保全・緑化推進について総合的に扱う制度に改められ、「都市緑地法」に名称が変更され、「緑の基本計画」や「緑化地域制度」「緑地保全地域制度」の創設など、大幅な見直しが行われました。

このとき、①景観法、②景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、③都市緑地保全法等の一部を改正する法律（景観緑三法）が改正されました。

2024年（令和6年）5月の改正では、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めることを目的として、関係法令が一括で改正されました。

都市緑地法等の一部を改正する法律

【改正内容】（公布 令和6年5月12日、施行 11月）

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保	
<p>(1) 国が都市緑地に関する基本方針を策定【都市緑地法】</p> <p>⇒全国的な目標や官民の取組の方向性を提示 市街地の緑被率3割以上を目指す</p> <p>(2) 都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定【都市緑地法】</p> <p>⇒広域的な観点からの緑地保全を推進</p> <p>(3) 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】</p> <p>⇒都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け</p>	
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新	
<p>(1) 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け【都市緑地法】</p> <p>⇒「機能維持増進事業」の推進により、緑地の効用を発揮</p> <p>(2) 緑地の買入れや整備を代行する国指定法人制度の創設</p> <p>【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】</p> <p>⇒財政面・技術面から地方公共団体を支援</p>	 <p>特別緑地保全地区の例（京都市）</p>
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み	
<p>(1) 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】</p> <p>⇒良質な緑地確保の取組の価値を「見える化」</p> <p>(2) 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】</p> <p>⇒認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援</p>	 <p>都市再開発における緑地空間の創出例（千代田区大手町）</p>
 <p>優良緑地確保計画認定制度（愛称：TSUNAG）</p>	

資料：都市緑地法等の一部を改正する法律について／国土交通省

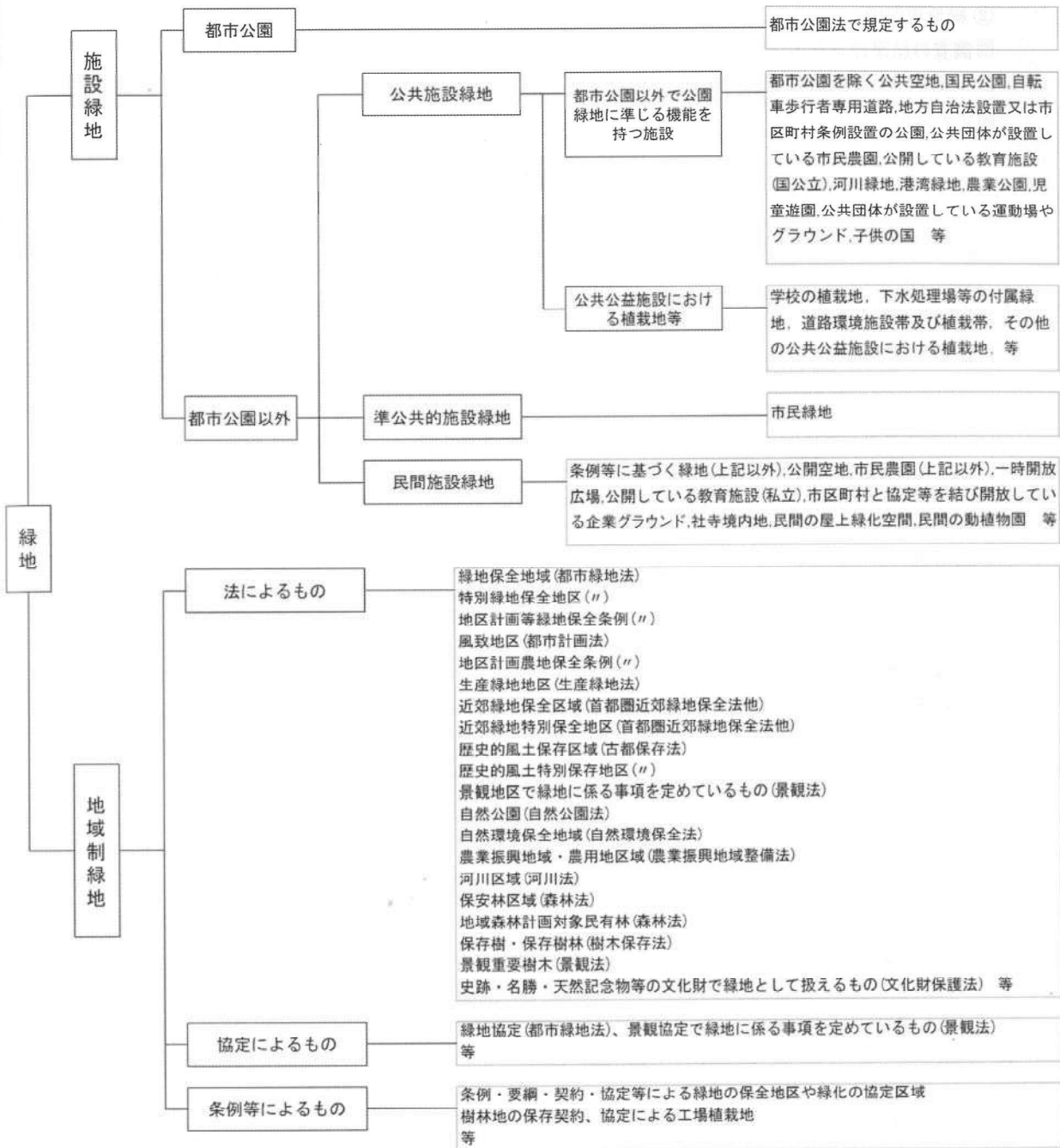
(2) 主な法改正

緑の基本計画に関連する主な法改正等を以下に示します。

これらの改正や政策は、市町村の緑の基本計画の内容に大きく影響しており、地域の緑づくりを支える基盤となっています。

年代	名称	主な内容・ポイント
1956 昭和 31	都市公園法	都市公園の健全な発展と公共の福祉の増進を目的に設置・管理基準等を設定
1971 昭和 46	都市緑化促進法	緑化推進に関する基礎法
1973 昭和 48	都市緑地保全法	都市の緑地保全と緑化推進を目的として、緑地保全地域や緑化地域、緑地協定を設定
1994 平成 6	緑の政策大綱	「市町村緑の基本計画」制度の創設、市民一人当たり公園面積 20 m ² 目標など全国目標設定
1995 平成 7	生物多様性国家戦略（初版）	多様な生物保全、都市緑地や里地里山の保全重視
1998 平成 10	地球温暖化対策推進法	温室効果ガス削減や適応策の推進。市町村の実行計画につながる
2001 平成 13	都市緑地保全法改正	管理協定、緑化施設整備計画認定
2004 平成 16	ヒートアイランド対策大綱（策定）	都市の気温上昇・熱中症対策のため「緑地、水面」の拡充を重視
	都市緑地法等の一部改正：景観緑三法（景観法、都市緑地保全法、都市計画法・建築基準法・屋外広告物法等）	都市緑地保全法から都市緑地法へ改正 緑の基本計画における都市公園明確化 緑地保全地域、地区計画緑地保全条例等
2008 平成 20	生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進
2013 平成 25	ヒートアイランド対策大綱（見直し）	適応策の強化、健康影響対策・緑地政策の連携推進
2015 平成 27	SDGs（国際合意／国内推進）	全世界で持続可能社会実現へ。都市緑地政策の柱として推進
2017 平成 29	都市緑地法等の一部改正	市民協働、管理協定、都市農地を活かした保全制度強化、緑地の定義に農地追加（都市農業推進法にも関連）
2018 平成 30～	SDGs アクションプラン（毎年改定）	持続可能な都市政策・緑地政策に実践指針
2021 令和 3	地球温暖化対策推進法 改正	ネットゼロ・適応策強化、新たな時代の温暖化対策
2023 令和 5	生物多様性国家戦略 2023-2030	最新国家戦略。都市緑地・地域の保全や地域連携をより重視
	GX 推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）	脱炭素社会構築・投資・産業・地域社会の連携を加速
	グリーンインフラ推進戦略 2023（国交省）	国の関連政策・法令を連携した社会実装推進、都市緑地・公園政策の基盤
2024 令和 6	都市緑地法等の一部改正	緑地保全や都市農地、協定などの保全推進、持続可能で質の高い都市緑地政策

■緑地の分類図



資料：緑の基本計画ハンドブック 令和3年度改訂版／一般社団法人 日本公園緑地協会

6. 鳥取市緑の基本計画策定体制

(1) 計画策定経過

時 期	内 容
令和7年9月1日	鳥取市緑の基本計画検討委員会 ¹ の設置 学識経験者、各種関係団体、市民を対象とした公募委員及び関係行政機関等で構成
令和7年10月7日	第1回鳥取市緑の基本計画検討委員会 ² 前回計画の検証・評価、改定の方向性について説明
令和7年10月24日 ～令和7年11月3日	市民アンケート ³ 市民1,000人を対象に、緑に対する意識や現行計画の満足度等の現状把握のため市民アンケートを実施
令和7年11月19日	第2回鳥取市緑の基本計画検討委員会 ⁴ 骨子案・市民アンケート実施結果について説明
令和7年12月上旬	鳥取市議会 ⁵ 骨子案について報告
令和7年12月15日 ～令和8年1月5日	市民政策コメント ⁶ 改定案の公表
令和8年1月29日	第3回鳥取市緑の基本計画検討委員会 ⁷ 最終案・市民政策コメント実施結果について説明
令和8年3月	計画改定 ⁸



(2)鳥取市緑の基本計画検討委員会 名簿

(令和7年9月1日委嘱時点)

委員

分野	氏名	所属団体名等
植物	ながまつ だい 永松 大	国立大学法人 鳥取大学 農学部 生命環境農学科 教授
環境	かとう さだひさ 加藤 禎久	公立大学法人 公立鳥取環境大学 環境学部 環境学科 准教授
景観	ほそえ みお 細江 美欧	鳥取市景観形成審議会 副会長
農業	すながわ しげお 砂川 重雄	鳥取市農業委員会 委員
建築	はなもと こうじ 花本 浩児	一般社団法人 鳥取県建築士会 東部支部副支部長
造園	おおつか きよたか 大塚 清隆	一般社団法人 鳥取県造園建設業協会 東部支部長
地方自治	とよし ちかよし 土橋 周美	鳥取市自治連合会 会長
市民	ありた ゆたか 有田 裕	公募市民

オブザーバー

分野	氏名	所属団体名等
行政	もりやま みちお 森山 倫男	鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 まちづくり課長
〃	なかお かずなお 中尾 和直	鳥取県生活環境部 自然共生社会局 自然共生課長

7. 用語集

あ行

アダプトプログラム

道路や公園などの公共空間について、市民・企業・団体が「里親（アダプト）」となり清掃・花植えなどの美化活動を行う制度。

一株植樹運動（いちかぶしよくじゅうんどう）

市民一人一人が苗木や花木を1本ずつ植えることを呼びかける運動。募金・寄附を通じて公園・学校・道路沿いの植樹に充てる方式も多い。

SDGs（えすでいーじーず）

国連が採択した2030年までの持続可能な開発目標。緑の基本計画では、気候変動対策、生物多様性保全、住み続けられるまちづくりなどの目標との整合を図る指針として位置付けられる。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

二酸化炭素やメタンなど、地球の放射収支を変化させ気温上昇を引き起こす気体の総称。都市の緑は、吸収・貯留やエネルギー需要抑制を通じて排出削減に貢献する。

オープンスペース

建築物に囲まれた空間のうち、誰もが利用できる広場・公開空地・公園などの開放的な空間の総称。都市計画や地区計画で確保・誘導され、避難空間や憩いの場として機能する。

か行

カーボンニュートラル

人間活動による温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出ゼロを目指す考え方。都市の緑化や森林整備は吸収源として重要な施策と位置付けられる。

外来生物法（がいらいせいぶつほう）

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。特定外来生物の飼養・栽培・輸入等を規制し、生態系や農林水産業、生活環境への被害を防ぐ。

カントリーパーク

農村景観や農業体験を活かした広域的な公園の呼称。農地・水辺・里山などを活用し、レクリエーションや環境学習の場として整備されることが多い。

帰化植物（きかしよくぶつ）

本来その地域にはなかったが、人間活動などにより持ち込まれ、野外で自生・繁殖するようになった植物。生態系への影響が大きい種は、駆除・管理の対象となる。

気候変動（きこうへんどう）

温室効果ガスの増加などにより、気温・降水などの気候が長期的に変化すること。ヒートアイランドの悪化や豪雨増加への適応策として、緑地や水辺の保全・創出が求められる。

居住誘導区域（きょじゅうゆうどうくいき）

立地適正化計画において、人口減少下でも生活サ

ービスを維持するために居住を誘導する区域。緑の基本計画では、身近な公園や街路樹の整備を優先するエリアになり得る。

グリーンインフラ

生態系や自然の働きを活かして、治水、防災、環境改善、景観形成などの都市機能を高めるインフラの考え方。公園、緑地、河川、農地などをネットワークとして捉える。

コミュニティスペース

地域住民の交流や活動拠点となる場所の総称。広場、コミュニティガーデン、市民農園など、緑と組み合わせた空間は、地域コミュニティの形成や防災拠点として期待される。

さ行

GX（じーえっくす）

グリーントランスフォーメーションの略で、温室効果ガス削減や資源循環を通じて社会・経済システムを転換する取組。緑地整備や木材利用はGX政策とも連動する。

JAXA（じゃくさ）

宇宙航空研究開発機構。衛星データなどを用いて森林・緑地の分布や炭素吸収量を把握するなど、自治体の各種計画に活用されている。

市民農園（しみのうえん）

市民に区画を貸し出し、野菜や花などの栽培を行う農園。都市計画法上の都市農地や公園施設として位置付けられる例があり、食育や交流、防災機能も期待される。

斜面緑地（しゃめんりょくち）

傾斜地に成立する樹林地や草地などの緑地。崩壊防止や景観形成、生物生息地として重要で、都市計画や緑地保全制度で保全対象とされる。

森林の多面的機能（しんりんのためんてききのう）

木材生産に加え、水源涵養、土砂災害防止、CO₂吸収、生物多様性保全、レクリエーションなど、森林が持つさまざまな公益的機能のこと。

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

森林や湿地などが雨水を一時的に蓄え、地下水や河川の安定した水量を維持する機能。ダム依存を補完する自然のインフラとして評価される。

スマートシティ

ICT・データを活用して、エネルギー、交通、防災、福祉など都市機能を高度化するまちづくり。緑の量や温熱環境のデータを活用した緑地配置もスマートシティ施策の一部となる。

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）

分断された緑地や水辺を、回廊（コリドー）やステップストーンを通じてつなげ、生物が移動・生息できる地域的なつながりを確保する考え方。

生態系被害防止外来種リスト

国が公表する、特定外来生物に準ずる注意すべき

外来種のリスト。法律による規制対象外でも、自治体が植栽や流通の自粛を呼びかける際の参考にされる。

生物多様性（せいぶつたようせい）

遺伝子・種・生態系の3つのレベルでの多様性を指す概念。都市の緑は在来種の保全や多様な生息環境の創出を通じて、生物多様性の維持・回復に貢献する。

生物多様性アドバイザー派遣制度

生物多様性の専門家を学校や地域団体に派遣し、調査・ワークショップ・計画づくりを支援する制度。県や市町村が設け、緑の基本計画の普及・啓発にも活用される。

た行

脱炭素社会（だつたんそしゃかい）

CO₂などの温室効果ガス排出を実質ゼロとし、化石燃料への依存を減らした社会。都市の緑化・木造建築・再生可能エネルギー導入が主要な手段となる。

とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度

鳥取県内で、生物多様性の専門家を学校や地域に派遣し、市町村の計画づくりや保全活動を支援する制度。地域の身近な自然を生かした緑づくりに役立つ。

な行

ネイチャーポジティブ

2030年までに自然環境の劣化を止め、回復基調に転じさせる国際的な目標・考え方。都市の緑づくりでも、単に現状維持ではなく、生態系の質と量を高める視点が求められる。

農村公園（のうそんこうえん）

農村地域の景観や農業体験を活かした公園で、遊具広場だけでなく農地や水路、里山などを含むことが多い。都市住民との交流やグリーンツーリズムの拠点にもなる。

は行

花と緑のまちづくり支援事業補助金

市民や団体が行う花壇づくり、街路の美化、地域緑化イベントなどに対して自治体が交付する補助金。資材費や苗木購入費などを支援し、自主的な緑化活動を促す。

ヒートアイランド

都市部で、舗装や建物、排熱の影響により周辺より気温が高くなる現象。街路樹や屋上緑化、水辺空間の整備は、その緩和策として位置付けられる。

風致地区（ふうちちく）

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を保護するため指定される地区。建築物の高さ・形態、樹木の伐採などに制限が課され、緑の保全に寄与する。

保安林（ほあんりん）

森林法に基づき、土砂災害防止、水源涵養、防風・

防潮などの公益的機能を守るため指定された森林。伐採や土地の形質変更が厳しく制限される。

ポケットパーク

街中の狭小地や空き地を活用して整備された小規模な公園・広場。ベンチや植栽を設け、歩行者の休憩や交流の場としてネットワーク的に配置される。

ま行

緑の政策大綱（みどりのせいさくたいこう）

自治体の緑に関する中長期的な方針を示す上位計画。緑の基本計画や個別事業の方向性を統一し、他の都市計画・環境計画との整合を図る。

緑の環境調節機能（みどりのかんきょうちようせつきのう）

気温・湿度・風・騒音などの環境条件を、樹木や芝生などの緑が緩和・調節する機能。熱ストレス低減や雨水浸透の促進など、生活環境の改善に寄与する。

緑の伝道師派遣制度（みどりのでんどうしはけんせいど）

園芸や樹木管理、生物多様性などに詳しい人材を学校や地域イベントに派遣し、講座や実技指導を行う制度。市民の緑に対する理解・担い手づくりを目的とする。

やらわ行

緑被率（りょくひりつ）

一定の区域における樹木や芝生など植生によって覆われた面積の割合。緑の現況把握や目標設定に用いられ、空中写真や衛星画像で算出される。

緑化協定（りょっかきょうてい）

都市緑地法に基づき、一定区域内の土地所有者が建築物の敷地緑化や生け垣設置などについて定める協定。緑豊かな街なみ形成のため、自治体が締結を支援する。

緑化推進ガイドライン（りょっかすいしんがいどらいん）

建築主や事業者に対して、敷地内緑化の目標、樹種選定、維持管理の考え方などを示した指針。開発行為や大規模建築時の協議・誘導に用いられる。

ランドマーク

都市や地域を象徴し、場所の目印となる建物・塔・樹木群など。緑の計画では、大木や並木、丘の森などがランドマークとして位置付けられることがある。

リデザイン

既存の空間や制度を、環境・防災・景観などの観点から再構築し直すこと。老朽公園の再整備や道路空間再編などを通じて、緑を軸にしたまちの再デザインを行う。

リフューズ・リデュース・リユース

ごみ発生抑制の3Rのうち、不要なものを断る（リフューズ）、使用量を減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）を指す。緑の管理では、剪定枝の堆肥化や再利用など資源循環の視点と結びつく。

鳥取市緑の基本計画

令和 8 年 3 月改定

発行／鳥取市 都市整備部 都市企画課

〒680-8571

鳥取県鳥取市幸町 71 番地

電話：0857-30-8342

FAX：0857-20-3953

<https://www.city.tottori.lg.jp>